

平成 25 年度

# 自 己 評 価 書

(本報告書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の「法科大学院評価基準要綱」に記載された基準に基づいて、本法科大学院において自己点検および評価を行ったものである。)

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

平成 25 年 10 月

大 阪 市 立 大 学

# 目 次

I	現況及び特徴	0
II	目的	1
III	章ごとの自己評価	2
	第1章 教育の理念及び目標	2
	第2章 教育内容	9
	第3章 教育方法	26
	第4章 成績評価及び修了認定	35
	第5章 教育内容等の改善措置	51
	第6章 入学者選抜等	60
	第7章 学生の支援体制	78
	第8章 教員組織	96
	第9章 管理運営等	111
	第10章 施設、設備及び図書館等	117
	第11章 自己点検及び評価等	121



# I 現況及び特徴

## 1 現況

### (1) 法科大学院（研究科・専攻）名

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

### (2) 所在地

大阪府大阪市

### (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数：127 名

教員数：14 名（うち実務家教員 3 名）

## 2 特徴

法曹養成のための専門職大学院である大阪市立大学法科大学院は、平成 16 年 4 月、大学院法学研究科の「法曹養成専攻」として設置され、平成 25 年 5 月 1 日現在、専任教員 14 名、学生定員 180 名から構成されている。

設置年の前年に当たる平成 15 年は、大阪市立大学法学部が、昭和 24 年法文学部として発足し、その後昭和 28 年に法学部として独立して以来、創立 50 周年を迎えた節目の年であった。法科大学院の母体とも言える大阪市立大学法学部及び大学院法学研究科には、現在、法学及び政治学の幅広い分野にわたって総勢 39 名の教員が在籍し、創立以来の自由と民主主義の学風のもとで教育と研究に日々努力している。また、半世紀という歳月のなかで、多くの優れた研究者を輩出し学界に多大な貢献を行うとともに、約 9 千名にのぼる有為の卒業生を社会のさまざまな分野に送り出してきた。大阪市立大学法科大学院は、このような半世紀にわたる伝統と成果を基礎として、法学部及び法学研究科の全体の支援を受けながら設置・運営されるものである。

本法科大学院は、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設された。それは、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを目標とするという趣旨である。大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的

な問題に大別される。本法科大学院は、上記に掲げるような目標の下に、これら 3 つの法的問題領域を念頭に置き、それぞれに対応した高度の専門性を備えた法曹の養成を行っている。とりわけ、大阪で法実務を行っている実務家を教員として迎え、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱うことにより、先端的な法的問題に対応する能力の涵養を図っている。

とりわけ、文部科学省の平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムとして採択された「中小企業法臨床教育システム」は、以上のような教育目標を具体的に実践するものであった。本システムは、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」における無料法律相談の実施を教育カリキュラムに取り入れ、大阪府域及びその周辺に集中的に立地する中小企業が抱える様々な法的ニーズに総合的に対応できる法曹の養成を目指していた。支援プログラムが終了した後も、センターは継続的に運営されており、無料法律相談もカリキュラムに取り入れられている。本法科大学院の学生は、中小企業に関連した法実務の現場で何が行われているのかを理解し、その法実務の現場において、法の素人にも理解可能なわかりやすい法的アドバイスを与えることができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供されている。

また、現行法についての知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、その履修を学生に推奨している。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることを目指している。

さらに、エクスターンシップを正規の授業科目として取り入れ、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供している。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることを目指している。

## Ⅱ 目的

### 1 教育上の理念および目的

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下、「本法科大学院」という）は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていかこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。

### 2 養成しようとする法曹像

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

### 3 教育課程編成の考え方

上記の理念および目的を踏まえて、以下のような考え方に基づいて教育課程を編成する。まず、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とし、全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を全ての学生に確実に身に付けさせ、加えて、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修とし、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行う。また、現行法についての十分な知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、かつ、その履修を学生に推奨する。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることができる。加えて、エクスターンシップ等の法律実務基礎科目により、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供する。これにより、善もなせば悪もなす人間と言う存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることができる。

### Ⅲ 章ごとの自己評価

#### 第1章 教育の理念及び目標

##### 1 基準ごとの分析

##### 1-1 教育の理念及び目標

##### 基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

##### 1 「適切性」について

本法科大学院は、大阪市の市域において創設された唯一の法科大学院であり、大都市であるがゆえに発生する多様かつ広範な法的問題に即応できる高度な法的能力を備え、幅広い教養と国際的な視点を備え、豊かな人間性と職業倫理に裏打ちされた真のプロフェッションとしての法曹を養成することを、教育の理念および目標として設定している。

すなわち、大都市において発生する法的問題は、(1)大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、(2)様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、(3)大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。ところで、本法科大学院では、上記の教育の理念および目標を踏まえ、かつ、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指したカリキュラムを構築している。

第1に、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。

第2に、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。

第3に、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

これらのうちのいずれのタイプの法曹を目指すにせよ、法律基本科目についての正確な知識と、その知識を日々生起する新たな法的問題に応用し、妥当な法的解決を導出していく強靱かつ柔軟な思考能力が求められることは言うまでもない。そこで、本法科大学院においては、1年次生前期・後期および2年次生前期に多くの法律基本科目を必修科目として配置している。本法科大学院の学生は、まずはそれらの必修科目として提供されている法律基本科目を徹底して学習し、法曹として必要な最低限の法的な知識および思考能力を身につけたうえで、主として2年次生後期以降に、上記の3つのタイプの法曹を念頭におきつつ、選択必

修科目もしくは自由選択科目として提供されている法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のうちから、自らの関心になかった科目を履修することになる。

選択必修科目もしくは自由選択科目として提供されている諸科目のうち、法律実務基礎科目については、大阪で長年にわたり法実務に従事している経験豊かな法実務家を教員として迎え、法実務に直結する基礎的な知識や能力とともに、法実務家として必要な倫理感覚をも涵養することを目的とした授業を提供している。基礎法学・隣接科目においては、法の基礎理論や外国法を学ぶことを通して、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を身につけることが目指されている。そして、展開・先端科目では、法律基本科目の学習を通して身につけた基本的な知識と思考能力を、先端的な法分野において生起する様々な新しいタイプの法的問題に応用する能力の涵養が図られている。

以上のような教育を通して、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性および職業倫理を備えた法曹を養成することが本法科大学院の教育の理念および目標である【解釈指針1-1-1-1】。

## 2 「明確性」について

本法科大学院が、大都市であるがゆえに発生する多様かつ広範な法的問題に即応できる高度な法的能力を備え、人間性と職業倫理に裏打ちされた真のプロフェッションとしての法曹を養成することを教育の理念および目標としていることは、入試説明会や新生ガイダンス等の場で繰り返し強調されており、ホームページ (<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/gaiyou01.html>) やパンフレット《別添資料6 大阪市立大学ロースクールパンフレット p.2 参照》にも明確に記載されている。また、3つのタイプの法曹のいずれを目指すかを決定した学生が、その希望を実現するためには主としてどのような選択必修科目や自由選択科目を履修すればよいかは、3つの「履修モデル」として、ホームページ (<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/pdf/risyumodel2013.pdf>) やパンフレットに掲載されている《資料10 1参照》。

それとともに、本法科大学院においては、各期の期末試験が終了した後に、全学生を対象として、次の期に開講される科目の履修ガイダンスを実施しており、そこで、各科目の意義やねらいが、それぞれの科目の担当教員によって説明されるとともに、選択必修科目や自由選択科目の選択に迷う学生には、この履修ガイダンスの際に、それぞれの科目の担当教員や教務委員が必要なアドバイスを与えるようにしている。この履修ガイダンスの場も、本法科大学院の教育の理念および目標を再確認する場として機能していると考えられる【解釈指針1-1-1-2】。

資料 101 履修モデル

**履修モデル** (○=必修 \* =選択必修 ○=自由選択)  
 ※民法Ⅰ、民法Ⅱ、商法、民事訴訟法Ⅰ、刑法Ⅰ、労働法のみ4単位 それ以外はすべて2単位

○大都市における企業のニーズへの対応を重視した履修モデル（3年標準型）

1

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先導科目
1年次前期	人権の基礎理論Ⅰ(○) 民法Ⅰ(○) 民法Ⅱ(○)			
1年次後期	統治の本構造Ⅰ(○) 民法Ⅰ(○) 民事訴訟法Ⅰ(○) 刑事訴訟法Ⅰ(○)			
2年次前期	行政活動と法Ⅰ(○) 民法Ⅰ(○) 民法Ⅱ(○) 刑事訴訟法Ⅰ(○) 刑事訴訟法Ⅱ(○)	法曹倫理(○) 民事訴訟実務の基礎(○)		
2年次後期	民法Ⅰ(○) 民法Ⅱ(○) 刑事訴訟法Ⅰ(○) 刑事訴訟法Ⅱ(○)			破産法(○) 知的財産法Ⅰ(○) 知的財産法Ⅱ(○)
3年次前期	商法理論の展開(○)	刑事訴訟実務の基礎(○) 弁護実務基礎論(○)	中国法(★)	金融・保険法(★) 民事執行・更生法(★) 民事再生・更生法(○) 知的財産法Ⅱ(○) 国際民事手続法(○)
3年次後期		民事模擬裁判(★) 中小企業向け法律相談(○)	英米法(★)	知的財産法演習(○) 中小企業法(○)

○社会的弱者を含む市民の日常生活における法的ニーズへの対応を重視した履修モデル（3年標準型）

2

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先導科目
1年次前期	人権の基礎理論Ⅰ(○) 民法Ⅰ(○) 民法Ⅱ(○)			
1年次後期	統治の本構造Ⅰ(○) 民法Ⅰ(○) 民事訴訟法Ⅰ(○) 刑事訴訟法Ⅰ(○)			
2年次前期	行政活動と法Ⅰ(○) 民法Ⅰ(○) 民法Ⅱ(○) 刑事訴訟法Ⅰ(○) 刑事訴訟法Ⅱ(○)	法曹倫理(○) 民事訴訟実務の基礎(○)		
2年次後期	民法Ⅰ(○) 民法Ⅱ(○) 刑事訴訟法Ⅰ(○) 刑事訴訟法Ⅱ(○)			労働法(★) 労働法(★)
3年次前期		刑事訴訟実務の基礎(○) 弁護実務基礎論(○)	法社会学(★) 社会学(★)	警察法(★) 消費者法(★) 労働法(★) 更生法(○) 更生法(○) 更生法(○)
3年次後期	公法理論の展開(○)	刑事模擬裁判(★)	法社会学(★)	消費者法(○) 労働法(○)

○国際取引や外国人を当事者とする法的諸問題への対応を重視した履修モデル（3年標準型）

3

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先導科目
1年次前期	人権の基礎理論Ⅰ(○) 民法Ⅰ(○) 民法Ⅱ(○)			
1年次後期	統治の本構造Ⅰ(○) 民法Ⅰ(○) 民事訴訟法Ⅰ(○) 刑事訴訟法Ⅰ(○)			
2年次前期	行政活動と法Ⅰ(○) 民法Ⅰ(○) 民法Ⅱ(○) 刑事訴訟法Ⅰ(○) 刑事訴訟法Ⅱ(○)	法曹倫理(○) 民事訴訟実務の基礎(○)		
2年次後期	民法Ⅰ(○) 民法Ⅱ(○) 刑事訴訟法Ⅰ(○) 刑事訴訟法Ⅱ(○)		英米法(★)	国際法(★) 国際法(★) 国際法(★) 国際法(★)
3年次前期	商法理論の展開(○)	刑事訴訟実務の基礎(○) 弁護実務基礎論(○)	中国法(★)	金融・保険法(★) 民事執行・更生法(★) 民事再生・更生法(○) 知的財産法Ⅱ(○) 国際民事手続法(○)
3年次後期		民事模擬裁判(★)		知的財産法演習(○) 国際法(○)

【出典：別添資料 6 大阪市立大学ロースクールパンフレット】



**基準 1-1-2****教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。**

(基準 1-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、必修科目であるか、選択必修科目ないしは自由選択科目であるかにかかわらず、提供されるすべての科目が、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目的とするものとして位置づけられている。それゆえ、すべての科目において、ただ単に知識を修得させるのではなく、思考能力の涵養を図ることに重点が置かれている。すべての科目について詳細なシラバスが作成されており、学生には、シラバスにおいて授業前に読んでおくべきものとして指示されている判例や文献の、徹底した予習が求められている。そして、授業は、学生がそれらの判例や文献を十分に予習してきていることを前提として、予習によって得た知識に誤りがないかを確認するとともに、その知識を応用する能力を養うことを目的として、討論を重視した双方向的ないし多方向的なやり方で実施されている。学期末試験も、概ね、学生の思考能力を試すことに重点を置いたものとなっているが、成績評価は、そうした学期末試験での得点のみならず、授業での発言や授業時間中に実施される小テストの結果等をも考慮しつつ、本法科大学院の教育の理念および目標を学生が達成しているか否かにつき総合的かつ厳密に検討して、行われている。各科目において相当数の学生が「不可」と評価され、また原級留置の対象となっているが、このことは換言すれば、厳格な成績評価の下、本法科大学院の教育の理念および目標を達成した者のみが修了できる教育が行われていることを意味する（各年度の進級・留年に係る具体的状況については、基準 4-1-2に係る状況、特に資料 409 参照）。

本法科大学院の修了生は平成 18 年以降総計で 185 名の新司法試験および司法試験の合格者を輩出している。新司法試験・司法試験合格者の中には、既に弁護士会法曹養成法科大学院協力センター副委員長として弁護士会の中でリーダーシップを発揮する存在となっている修了生や、大阪出身でありながら震災復興支援のために石巻市に弁護士事務所を開設し東日本大震災の被害者の法律相談にも当たっている修了生、少年と社会をつなぐ存在となるべく少年事件を中心に手がける弁護士として新聞で紹介された修了生など、多様な活躍をみせている《別添資料 13 修了生の活動状況資料参照》。企業法務部にインハウスロイヤーとして就職し法曹として企業に貢献する修了生も少なくない。また、司法試験合格後公正取引委員会に就職し、手続的側面にかかわる法改正・立法業務に携わっている修了生もいる。このように司法試験に合格した修了生の多くは法曹三者として幅広く活躍しており、司法試験合格者との関係では、本法科大学院の教育理念および目標は十分に達成されている。

司法試験に合格しなくとも、企業の法務部において、あるいは地方公共団体の公務員として、本法科大学院における教育を活かして活躍している修了生も少なくない。また、法律系出版社に就職して編集者として活躍している修了生——この修了生は、記述の正確性やわかりやすさなど内容に踏み込んで著者をサポートできる今までにない編集者としてすぐれた業務を行っていると高く評価されている——の例などは、法務部以外においても法科大学院における教育がその後のキャリア展開に大きなプラスの作用をもたらしたものとして、ここで紹介に値する。以上のことに照らせば、本法科大学院における教育が十分な成果を上げているといえよう【解釈基準 1-1-2-1】。

とはいえ、その成果は満足できるものではない。特に平成 24 年度司法試験の最終合格率はそれまでと比較して大きく落ち込んでおり、現在、本法科大学院内に、本法科大学院の在り方

を再検討し改善策を提示するためのプロジェクト・チームを立ち上げ、教育の在り方等を含めた包括的な改善策につき具体的な検討を行っている。これらの努力によって、本法科大学院の教育がいっそう充実したものになること、そして、今後、本法科大学院がさらに多くの法曹、しかも法曹界の中核を担う優れた法曹を輩出するものになることを確信している。

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

そもそも本法科大学院を修了した者が真のプロフェッションとしての法曹となっているかどうかは、それらの者が法曹資格を取得し、10年ないしは20年経過した後にはじめて判断可能となる。それゆえ、本法科大学院で提供されている教育が、真のプロフェッションとしての法曹の養成に資するものとなっているかどうかを判断するには、なお時期尚早であるといわざるを得ない。

しかしながら、すべての教員が、「真のプロフェッションとしての法曹の養成」という理念を踏まえて教育に取り組んでいることは、疑いのないところである。法律基本科目においては、学生に、判例の要旨や主要論点に対する典型的な解答をただ覚えることを求めるのではなく、法律の条文と事案を構成する諸事実とを起点として粘り強く論理的に思考し、その結論を明確に表現する力を身につけさせることに主眼を置いた教育が実践されているし、法律実務基礎科目では、基礎的な実務能力とともに、実務法曹が担うべき公益的な使命にふさわしい職業倫理を涵養することが重視されている。また、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を含むすべての科目において、現にある法を無批判に受け容れるのではなく、その問題点を批判的に考察し、それを克服する方策を検討する創造的な思考力を高めることを重視した教育が行われている。これらは、いずれも、長期的な視点に立って、本法科大学院が理念として掲げる「真のプロフェッションとしての法曹の養成」を目指す取り組みである。また、多くの学生は、司法試験の試験科目とはなっていない法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、および展開・先端科目の授業も、その意義を理解したうえで積極的に履修しており、真のプロフェッションとしての法曹を養成するという本法科大学院の理念は、多くの学生の意識のうちに、十分に内面化されていると考えられる。

### 2 課題

第1に、司法試験全体の合格率が昨年度の時点で下げ止まったとはいえ、なお全国平均で4人に1人しか合格しないことから生ずる課題である。すなわち、司法試験の合格率が低いことから、教員も学生も、否応なしに、試験を意識した教育・学習（試験を「意識」した教育・学習ということであって、試験「対策」の教育・学習ということではない）にならざるを得ず、その結果、多様な問題を、多角的に分析したうえで、しなやかに対応していく能力を養うための教育に時間を割くことが年々難しくなっているのである。

第2に、入学してくる学生の学力の低下に直面して、法科大学院における教育内容をどのように再構築するか、という課題である。司法試験の合格率の低下、弁護士の就職難などにより、法曹や法科大学院の魅力は薄れてきており、法科大学院全国統一適性試験（以下、「適性試験」という）の受験者は大幅に減少している。それにともない、設立当初のように、優秀な学生を多数確保することが困難になってきている。そして、優秀な学生が減れば、それだけ基礎的事項の修得に力を入れざるをえない。実際、多くの教員はそのような方向へと授業内容を変更している。

上記2つの課題を生み出している背後にある、法科大学院にとってみれば主として外的ともいえる要因は全国的なものであって、本法科大学院独自の努力のみによって対処できる問題ではない。本法科大学院としては、対外的には、これらの要因の解消を強く求めるとともに、対内的には、それぞれの授業において、基礎的学力の修得に比重をおきつつも、多角的

な視野に立ってしなやかに対応できる能力を養えるよう、今後も努力を続けていきたいと考えている。

第3に、本法科大学院の教育の理念および目標の達成状況を判断するためには、特に修了者の進路および活動状況を把握することが重要であるが、その把握が困難であることである。その把握が比較的容易である司法試験合格者についても、活動状況を十分に把握しているとはいいがたい。司法試験に合格しなかった修了者については、進路を把握することさえも容易ではない。教職員と修了生との個人的なつながりによって把握しているケースも少なくないものの、すべてを把握できているわけではない。修了生の進路および活動状況の把握のために本法科大学院としても一定の努力をしているが、修了生全体の活動状況を把握するための仕組み作りにできるかぎり努力したいと考えている。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、どのような法曹になるにしても、法曹になる以上は必ず身につけておくべき法知識、思考力、分析力を、すべての学生が確実に修得することができるよう、法律基本科目に分類される科目の大半を必修科目としている。法律基本科目についてはまた、まずは1年次において、講義形式で提供される授業によって、基礎的内容を徹底的に学習したうえで、2年次には、その学習成果を、主として演習形式で提供される授業を履修することにより、より一層深めるといふ「積み上げ型」のカリキュラム構成を採用している。

それに加えて、展開・先端科目に分類される諸科目については、その大半を2年次以降においてのみ履修できるものとするにより、法律基本科目についての理解を踏まえて、それを多様な法分野に発展させていくという履修パターンとなるよう留意しているが、これもまた、積み上げ型の発想に基づくものである。

また、2年次生および3年次生に提供される法律実務基礎科目に分類される諸科目の授業においては、法律基本科目の履修を通して修得した法についての理論的知識が、実務上どのように用いられているのかを体得させることを目的とした教育が、実務家教員によって行われている。すなわち、理論的教育と実務的教育を架橋することを意識した教育であるが、ここでもまた、法律基本科目についての理論的知識を基礎とし、そこに法実務に関する基礎的な知識を積み上げていくという、積み上げ型の発想が活かされている。

こうした積み上げ型のカリキュラムに沿って、基礎から応用へと、そしてまた、理論的教育から実務基礎教育へと、段階的に学修していくことにより、すべての学生が、法曹としての職務を行っていくうえで必要な基礎的な法知識を修得するとともに、法曹になった後に直面するであろう新たな法的諸問題に的確に対処できる能力の基礎を、あわせて身につけることができるよう配慮している。

また、本法科大学院においては、法律実務基礎科目のうち法曹倫理を必修科目とし、すべての学生が、この科目の履修を通して、法曹としての責任感と倫理観とを身につけることができるようにしている《別添資料3 シラバス、pp.31～32：「法曹倫理」参照》。

本法科大学院ではまた、エクスターンシップを正規の法律実務基礎科目として取り入れ、学生が、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供している。エクスターンシップでは、法曹としての専門的技能の基礎を修得させることを目的として、法律事務所において、弁護士の直接指導のもとで、実際の事件を題材とした実務研修が行われている《別添資料3 シラバス、p.62：「エクスターンシップ」参照》。

さらに、本法科大学院に特徴的な法律実務基礎科目として、中小企業向け法律相談がある。この科目は、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費（平成16年度）の交付を得て開講されたものであるが、学生が、中小企業の事業主を対象とした法律相談に、弁護士とともに同席することによって、法律相談実務の基礎を学ぶものであり、いわゆるクリニックとして位置づけられる科目である。エクスターンシップとともに、法実務の現場にふれる機会を学生に提供することを強く意識した科目となっている《別添資料3 シラバス、p.129：「中小企業向け法律相談」参照》。

これらの諸科目に加えて、本法科大学院では、展開・先端科目に分類される多様な科目を選択必修科目として多数提供し、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行っている。そのうち、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法演習、租税法、消費者法、環境法、倒産法演習については、大阪市域で開業している弁護士を教員として迎え、法実務の最先端で生じている問題を素材とした授業を提供してもらうことによって、学生が先端的な法的問題に対応する能力を養うことができるよう図っている。

また、現行法についての専門的な知識と能力のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力をも涵養することを企図して、基礎法学・隣接科目に分類される科目も充実させている。

以上のようなカリキュラムを提供することを通して、本法科大学院は、現行法についての十分な専門的知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく、それを批判的に検討し、その問題点を克服する方策を考察することを通して、法の発展に寄与していく能力をも備えた実務法曹の育成に努めている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39～41：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料201「カリキュラムの全体像」、ならびに別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-1-1】。

本法科大学院においては、法学未修者を対象とした1年次のカリキュラムを、法学既修者を対象とした法律科目試験に合格した者と同水準の法的な知識と能力とを身につけることができるよう編成している。このカリキュラムに沿って学習することによって、本法科大学院の1年次の学生は、法学部において4年間かけて行われる法学教育（理論的教育）のエッセンスを、1年間で集中的かつ効率的に修得することができる。

これに対して、本法科大学院の2年次以降のカリキュラムは、「法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われる」ことを重視した編成となっている。そのことは、(1)法律基本科目については、2年次において、原則として演習形式の授業で、法実務を意識したかたちで、再度その全体を学習できるようにしていること、(2)2年次の前期に「法曹倫理」を必修科目として配置し、実務法曹に求められる責任感と倫理観の涵養を図っていること、(3)ほとんどの学生が2年次と3年次との間の春期休暇の期間中に「エクスターンシップ」を履修し、法実務の現場について学んでいること、(4)3年次に配当されている「民事模擬裁判」や「刑事模擬裁判」などの法律実務基礎科目によって、2年次までに修得した法的な知識や能力を法実務の現場において活用していくための、基本的なスキルを涵養することに努め、司法研修所における実務教育への架橋を図っていること、に具体的に現れている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39～41：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料201「カリキュラムの全体像」、ならびに別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-1-1】。

なお、社会人や他学部出身者に対する学習支援として、法学入門書を紹介するほか、入学手

続きの際に勉強方法等の個別相談を実施している。この他に、1年次入学者向けおよび2年次生向けに、導入プログラムを平成25年度から正式に導入し、法科大学院の授業についていけるように、法学の勉強方法や裁判例の読み方等を指導している（基準7-1-1に係る状況、特に資料708参照）【解釈指針2-1-1-2】。

資料201 カリキュラムの全体像

カリキュラムの全体像 (平成25年度以降の入学生)				
記号の意味 ◎=必修 * =選択必修 ○自由選択 表示の意味 科目名 = 隔年開講科目				
	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
1年次前期	人権の基礎理論 (2単位◎) 民法Ⅰ (4単位◎) 民法Ⅱ (4単位◎) 刑法Ⅰ (4単位◎)		法哲学 (2単位*) 中国法 (2単位*)	刑事政策 (2単位*)
1年次後期	統治の基本構造 (2単位◎) 民法Ⅲ (2単位◎) 商法 (4単位◎) 民事訴訟法Ⅰ (4単位◎) 刑法Ⅱ (2単位◎) 刑事訴訟法 (2単位◎)		法社会学 (2単位*) 日本法制史 (2単位*) 英米法 (2単位*) ドイツ法 (2単位*)	
2年次前期	行政活動と法 (2単位◎) 公法総合演習Ⅰ (2単位◎) 民法Ⅳ (2単位◎) 民法総合演習Ⅰ (2単位◎) 商法総合演習Ⅰ (2単位◎) 民事訴訟法Ⅱ (2単位◎) 刑事訴訟法総合演習 (2単位◎)	法曹倫理 (2単位◎) 民事訴訟実務の基礎 (2単位◎)	法哲学 (2単位*) 中国法 (2単位*)	刑事政策 (2単位*) 社会保険法 (2単位*) 国際家族法 (2単位*) 国際民事手続法 (2単位*) 国際人権法 (2単位*)
2年次後期	公法総合演習Ⅱ (2単位◎) 民法総合演習Ⅱ (2単位◎) 商法総合演習Ⅱ (2単位◎) 民事訴訟法総合演習 (2単位◎) 刑法総合演習 (2単位◎) 刑事法総合演習 (2単位◎)		法社会学 (2単位*) 日本法制史 (2単位*) 英米法 (2単位*) ドイツ法 (2単位*)	租税法 (2単位*) 環境法 (2単位*) 破産法 (2単位*) 消費税法 (2単位*) 労働法 (4単位*) 経済法 (2単位*) 知的財産法Ⅰ (2単位*) 国際法 (2単位*) 国際経済法 (2単位*) 又は、 国際取引法 (2単位*) 国際財産法 (2単位*)
3年次前期	憲法訴訟理論の展開 (2単位◎) 民法理論の展開Ⅰ (2単位◎) 商法理論の展開 (2単位◎) 刑事法理論の展開 (2単位◎)	刑事訴訟実務の基礎 (2単位◎) 法文書作成 (2単位◎) 弁護実務基礎論 (2単位*) エクスターンシップ (2単位*)	法哲学 (2単位*) 中国法 (2単位*)	2年次前期開講の展開・先端科目に加え、 金融・保険法 (2単位*) 民事執行・保全法 (2単位*) 民事再生・会社更生法 (2単位*) 倒産法演習 (2単位*) 労働法演習 (2単位*) 経済法演習 (2単位*) 知的財産法Ⅱ (2単位*) 国際法演習 (2単位*)
3年次後期	公法理論の展開 (2単位◎) 民法理論の展開Ⅱ (2単位◎) 民事法総合演習 (2単位◎)	民事模擬裁判 (2単位*) 刑事模擬裁判 (2単位*) 中小企業向け法律相談 (2単位*)	法社会学 (2単位*) 日本法制史 (2単位*) 英米法 (2単位*) ドイツ法 (2単位*)	2年次後期開講の展開・先端科目に加え、 知的財産法演習 (2単位*) 中小企業法 (2単位*)

※ 国際法演習は不開講。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

**基準 2-1-2：重点基準**

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、以下の授業科目を開設している。

1 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目）に該当する科目

1年次の必修科目として、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法Ⅰ～Ⅲ、商法、民事訴訟法Ⅰ、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法を開講している。また、2年次の必修科目として、行政活動と法、公法総合演習Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅳ、民法総合演習Ⅰ・Ⅱ、商法総合演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法総合演習、刑法総合演習、刑事訴訟法総合演習を開講している。これらはいずれも、すべての法曹に不可欠な法的な知識と考え方を身に付けさせるための基本的な科目としての位置づけがなされている。さらに、これらの必修科目に加えて、2年次の自由選択科目として、刑事法総合演習を、3年次の自由選択科目として、憲法訴訟理論の展開、公法理論の展開、民法理論の展開Ⅰ、民法理論の展開Ⅱ、商法理論の展開、民事法総合演習、刑事法理論の展開を開講している《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39～41：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料 201「カリキュラムの全体像」、別添資料 3 シラバス参照》【解釈指針 2-1-2-1】。

2 法律実務基礎科目（法曹としての技能および責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目）に該当する科目

まず、2年次の必修科目として法曹倫理と民事訴訟実務の基礎を開講している。また、3年次の必修科目として刑事訴訟実務の基礎と法文書作成を、選択必修科目として、弁護実務基礎論、エクスターンシップ、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、中小企業向け法律相談を開講している。実務家教員によって提供されるこれら諸科目を履修することを通して、学生が、法曹としての責任感や倫理観と法実務に従事していくうえで必要な専門的な技能の基礎とをあわせて修得することができるよう図っている《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39～41：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料 201「カリキュラムの全体像」、ならびに別添資料 3 シラバス参照》【解釈指針 2-1-2-2】。

3 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目）に該当する科目

法社会学、法哲学、日本法制史、英米法、中国法、ドイツ法の6科目を開講している。こ



これらの諸科目はいずれも、社会における法の機能や役割を深く理解するとともに、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる視角や能力を陶冶することを目的とするものであり、1年次から3年次までのいずれの学年でも履修可能としている。なお、法哲学、日本法制史、ドイツ法の3科目は、隔年開講科目である《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39～41：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料201「カリキュラムの全体像」、ならびに別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-2-3】。

4 展開・先端科目（応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの）に該当する科目

1年次から履修可能な選択必修科目として刑事政策を、2年次から履修可能な選択必修科目として、環境法、租税法、破産法、消費者法、労働法、社会保障法、経済法、知的財産法Ⅰ、国際法、国際経済法、国際取引法、国際財産法、国際家族法、国際民事手続法、国際人権法を、3年次においてのみ履修可能な選択必修科目として、金融・保険法、民事執行・保全法、民事再生・会社更生法、倒産法演習、労働法演習、経済法演習、知的財産法Ⅱ、知的財産法演習、国際法演習、中小企業法を設けている。学生には、これら展開・先端科目群に分類される諸科目を履修することを通して、法律基本科目の学習を通して身につけた法的な知識と能力を基礎としつつ、個別の法分野に特化したより専門的な法的知識を修得するとともに、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応できる能力を陶冶することが期待されている。なお、刑事政策、租税法、国際法、国際経済法、国際取引法、国際人権法は、隔年開講科目である。国際法演習については、担当教員の退職および受講者数が毎年0～数名であったこともあり、平成25年度は、不開講としている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39～41：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料201「カリキュラムの全体像」、ならびに別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-2-4】。

**基準 2-1-3 : 重点基準**

**各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。**

(基準 2-1-3 に係る状況)

法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、および先端・展開科目に分類される諸科目の授業内容はシラバスに記載のとおりであり、内容的には法律基本科目に分類されるべき授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、もしくは先端・展開科目として開講されている例はない(具体的な科目の内容については、基準 2-1-2 に係る状況参照)《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39~41 : 「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料 3 シラバス参照》【解釈指針 2-1-3-1】。

**基準 2-1-4 : 重点基準**

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

第 1 に、法律基本科目は、22 科目 (54 単位分) が必修科目として、8 科目 (16 単位分) が自由選択科目として提供されている。

このうち、公法系科目は、5 科目 (10 単位) が必修科目、2 科目 (4 単位分) が自由選択科目である。すなわち、人権の基礎理論 (2 単位)、統治の基本構造 (2 単位)、行政活動と法 (2 単位)、公法総合演習 I (2 単位)、公法総合演習 II (2 単位) の 5 科目 (10 単位分) が必修科目として、憲法訴訟理論の展開 (2 単位分) および公法理論の展開 (2 単位分) が自由選択科目として提供されている。

民事系科目は、12 科目 (32 単位分) が必修科目であり、4 科目 (8 単位分) が自由選択科目である。すなわち、民法 I (4 単位)、民法 II (4 単位)、民法 III (2 単位)、民法 IV (2 単位)、民法総合演習 I (2 単位)、民法総合演習 II (2 単位)、商法 (4 単位)、商法総合演習 I (2 単位)、商法総合演習 II (2 単位)、民事訴訟法 I (4 単位)、民事訴訟法 II (2 単位)、民事訴訟法総合演習 (2 単位) の 12 科目 (32 単位分) が必修科目として、民法理論の展開 I (2 単位)、民法理論の展開 II (2 単位)、商法理論の展開 (2 単位)、民事法総合演習 (2 単位) が自由選択科目として提供されている。

刑事法系科目は、5 科目 (12 単位分) が必修科目であり、2 科目 (4 単位分) が自由選択科目である。すなわち、刑法 I (4 単位)、刑法 II (2 単位)、刑法総合演習 (2 単位)、刑事訴訟法 (2 単位)、刑事訴訟法総合演習 (2 単位) の 5 科目 (12 単位分) が必修科目として、刑事法総合演習 (2 単位) および刑事法理論の展開 (2 単位) の 2 科目 (4 単位分) が自由選択科目として提供されている。

以上の法律基本科目のうち、必修科目とされているものは、1 年次および 2 年次に配当されている。自由選択科目とされているものは、発展的な内容を含むものであり《別添資料 3 シラバス参照》、3 年次の配当とされ、段階的履修がなされるように配慮されている。なお、民事法総合演習は、開設当初から 2 年次生配当科目として提供されてきたが、検討の結果、その内容や他の開講科目とのバランス上、3 年次配当科目とすることが望ましいものとされ、平成 25 年度より 3 年次配当科目として提供されている (基準 5-1-1 に係る状況、特に資料 506 参照) 《別添資料 3 シラバス参照》。

第 2 に、法律実務基礎科目は、4 科目 (8 単位分) が必修科目で、それに加えて、5 科目 (10 単位分) が選択必修科目として提供されている。必修科目に加えて、選択必修科目のうちから 2 科目 (4 単位分) を修得することが、修了要件となっている。

このうち、必修単位科目として提供されているのは、法曹としての責任感・倫理観を涵養することを教育内容とする法曹倫理 (2 単位)、要件事実および事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎 (2 単位)、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎 (2 単位)、法文書作成 (2 単位) の 4 科目 (8 単位分) であり、選択必修科目として提供され

ているのは、弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）（2単位）、刑事模擬裁判（2単位）、民事模擬裁判（2単位）、中小企業向け法律相談（2単位）、エクスターンシップ（2単位）の5科目（10単位分）である。これらの科目のうち、法曹倫理および民事訴訟実務の基礎は2年次にそれ以外の科目は3年次に履修することになっている。そして、法実務の現場で一般市民と直接的に接することを通して学修することを主眼とするエクスターンシップと中小企業向け法律相談については、法曹倫理を修得していることを履修要件としている。

第3に、基礎法学・隣接科目は、法社会学（2単位）、法哲学（2単位）、日本法制史（2単位）、英米法（2単位）、中国法（2単位）、ドイツ法（2単位）の6科目（12単位分）が選択必修科目として提供されており、このうちから2科目（4単位分）を修得することが修了要件となっている。なお、法哲学、日本法制史、ドイツ法は、隔年開講科目となっている。

第4に、展開・先端科目は、26科目（54単位分）が提供されている。その内訳は、刑事政策（2単位）、租税法（2単位）、環境法（2単位）、破産法（2単位）、消費者法（2単位）、労働法（4単位）、労働法演習（2単位）、社会保障法（2単位）、経済法（2単位）、経済法演習（2単位）、知的財産法Ⅰ（2単位）、知的財産法Ⅱ（2単位）、知的財産法演習（2単位）、国際法（2単位）、国際経済法（2単位）、国際取引法（2単位）、国際財産法（2単位）、国際家族法（2単位）、国際民事手続法（2単位）、国際人権法（2単位）、国際法演習（2単位）、金融・保険法（2単位）、民事執行・保全法（2単位）、民事再生・会社更生法（2単位）、倒産法演習（2単位）、中小企業法（2単位）であり、これらのうちから14単位分を修得することが修了要件となっている。なお、刑事政策、租税法、国際法、国際経済法、国際取引法、国際人権法は、隔年開講科目である。

本法科大学院のカリキュラムの中でいくつかの科目が隔年開講となっているのは、それらの科目については、その内容と学生の関心とを勘案すると、受講を希望する学生はそれほど多くはないことが予想されることから、双方向的、多方向的な授業を可能とするためにある程度の人数の受講者を確保するためには、毎年開講するのではなく、隔年に開講することが適当であると判断したためである。もっとも、今後の受講者の状況次第では、必要に応じて毎年開講科目とすべきかどうか検討していく必要がある。

必修科目、選択必修科目および選択科目の学年配置は、「カリキュラムの全体像」《資料201参照》に記載されているとおりであり、積み上げ型の発想に基づいて、基礎的な科目から応用的な科目へと無理なく履修できるよう配列されている。また、本法科大学院においては、「大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に的確に対応できる高度な法的能力を備えた真のプロフェッションとしての法曹の養成」を目指し、そのために、「大都市における企業の法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」、「社会的弱者を含む市民の日常生活における法的ニーズへの対応を重視した履修モデル」、「国際取引や外国人を当事者とする法的諸問題への対応を重視した履修モデル」の3つの履修モデルを学生に提示するとともに、各年の時間割の作成に当たっては、それらの履修モデルに沿った履修ができるよう配慮している《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39～41：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料201「カリキュラムの全体像」、別添資料3 シラバス、ならびに資料101参照》。

**基準 2-1-5 : 重点基準**

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。)      | 10 単位 |
| (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)    | 12 単位 |

(基準 2-1-5 に係る状況)

公法系科目は、人権の基礎理論 (2 単位)、統治の基本構造 (2 単位)、行政活動と法 (2 単位)、公法総合演習 I (2 単位)、公法総合演習 II (2 単位) の 5 科目 (10 単位分) が必修科目である。民事系科目は、民法 I (4 単位)、民法 II (4 単位)、民法 III (2 単位)、民法 IV (2 単位)、民法総合演習 I (2 単位)、民法総合演習 II (2 単位)、商法 (4 単位)、商法総合演習 I (2 単位)、商法総合演習 II (2 単位)、民事訴訟法 I (4 単位)、民事訴訟法 II (2 単位)、民事訴訟法総合演習 (2 単位) の 12 科目 (32 単位分) が必修科目である。刑事法系科目は、刑法 I (4 単位)、刑法 II (2 単位)、刑法総合演習 (2 単位)、刑事訴訟法 (2 単位)、刑事訴訟法総合演習 (2 単位) の 5 科目 (12 単位分) が必修科目である。

なお、法学既修者として 2 年短縮型コースに入学した者は、法律基本科目の必修科目のうち、1 年次に配当されている 10 科目 (30 単位分) を修得したものと見なされるため、必修科目は 12 科目 (24 単位分) となる《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39~41 : 「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料 3 シラバス参照》。

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2)(1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3)(1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4)次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

法律実務基礎科目は、4科目(8単位分)が必修科目で、それに加えて、5科目(10単位分)が選択必修科目として提供されている。

必修科目とされているのは、法曹としての責任感・倫理観を涵養することを教育内容とする法曹倫理(2単位)、要件事実および事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎(2単位)、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎(2単位)に加えて、法曹としての基礎的な法律文書作成能力を養成することを教育内容とする法文書作成(2単位)の4科目(8単位分)である。

選択必修科目として提供されているのは、民事模擬裁判(2単位)、刑事模擬裁判(2単位)、弁護実務基礎論(ロイヤリングを中心に)(2単位)、中小企業向け法律相談(2単位)、エクスターンシップ(2単位)の5科目(10単位分)であり、これらのうちから2科目(4単位分)を修得することが、修了要件となっている。現在のところ、本法科大学院においては、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目は提供されていない。

これらの科目のうち、法曹倫理および民事訴訟実務の基礎は2年次に、それ以外の科目は3年次に履修することになっている。そして、法実務の現場で一般市民と直接的に接することを通して学修することを主眼とするエクスターンシップと中小企業向け法律相談については、法曹倫理の単位を修得していることを履修要件としており、これらの科目を中心として法曹倫理に留意した教育が行われている。なお、エクスターンシップの履修可能者の数について、本法科大学院では制限は設けられておらず、履修を希望する学生全員が履修できる《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39~41:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料3 シラバス参照》。

本法科大学院においては、法情報調査についての授業科目は開講されていない。しかし、法律基本科目や展開・先端科目の多くで、判例の意義や読み方が、それぞれの科目の授業内容に即したかたちで教育されており、また、演習形式をとる科目の多くで、学生が自ら法令、判例、関連論文等を調査し、その概要を報告することを求めている。それとともに、法律実務基礎科目の多くで、法令や判例を調査し、それを踏まえて文書を作成するという課題が学生に与えられている。これらの科目の履修を通して、学生は、法情報調査の技法を十分に習得することができる。また、本法科大学院では、株式会社TKCが提供している法律情報データベースLEX/DBインターネットを、判例検索のために導入し、それを利用するためのIDをすべての学生に割り当てているが、平成20年度からは、4月に、新入生を対象として、この法律情報データベースの利用方法についての講習会を開催し、学生が早い段階でインターネットを介した判例検索に習熟するよう図っている《資料202参照》。

なお、法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容を有する法文書作成については、前記のとおり必修科目とされている。

本法科大学院では、法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するにあたり、担当する実務家教員は、当該科目に関連する分野の研究者教員と緊密に連携をはかるようにしている。例えば、民事系の科目については、関連する教員が懇談会を開催し、相互に意見を交換している(基準5-1-1に係る状況、特に資料506参照)。また、例えば、法文書作成の授業で扱う、取引基本契約書について、担当する実務家教員は、関連分野の商法の研究者教員と相互に連絡をとりあっている。刑事系科目についても、実務家教員と研究者教員とが定期的に集まり、念密な意見交換を恒常的に行っている【解釈指針2-1-6-1】。さらには、FD集会(詳細については、基準5-1-1に係る状況1および4参照)においても、法律実務基礎

科目の授業内容や実施方法について、幅広い観点から意見交換を行っている。

資料 202 TKC ガイダンス案内

TKC LEX / DB 講習会のお知らせ

法曹養成専攻新入生を対象とした TKC の判例検索システム LEX / DB の講習会を、下記の要領で開催します。これから、法曹養成専攻の授業の予習や復習に必要な判例検索のために、LEX / DB を使用することが多くなりますので、新入生は、可能な限りこの講習会に参加するようにして下さい。講師は、TKC 社より派遣していただくことになっています。

記

日時：2013 年 4 月 4 日（木）13:30～

場所：学術情報総合センター9 階端末室 B

※ 講習会に参加される方は、学情のログインパスワードと TKC のパスワードを持参してください。

\* 学術情報総合センターの新入大学院生向けのガイダンスは、

4 月 8 日（月）13：00～13：30、14：30～15：00、16：00～16：30

4 月 9 日（火）13：00～13：30、14：30～15：00、17：30～18：00

6 回開かれますので、そのうちのいずれかに、参加するようにして下さい。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】



**基準 2-1-7：重点基準**

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7に係る状況)

基礎法学・隣接科目は、法社会学(2単位)、法哲学(2単位)、日本法制史(2単位)、英米法(2単位)、中国法(2単位)、ドイツ法(2単位)の6科目(12単位分)が選択必修科目として提供されており、このうちから2科目(4単位分)を修得することが修了要件となっている。なお、法哲学、日本法制史、ドイツ法は、隔年開講科目となっている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.39～41:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料3 シラバス参照》。

本法科大学院創設時には、行政学と公共政策論が隣接科目として開講されていたが、全学的な教員定数の削減や、担当教員の他大学への転出等の事情から、平成19年度以降、これらの科目の開講を取り止めている。予算の関係から、これらの隣接科目は、現在のところ、開講の具体的目途が立っていない。

**基準 2-1-8 : 重点基準**

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

展開・先端科目は、26科目(54単位分)が提供されている。その内訳は、環境法(2単位)、刑事政策(2単位)、租税法(2単位)、破産法(2単位)、消費者法(2単位)、労働法(4単位)、労働法演習(2単位)、社会保障法(2単位)、経済法(2単位)、経済法演習(2単位)、知的財産法Ⅰ(2単位)、知的財産法Ⅱ(2単位)、知的財産法演習(2単位)、国際経済法(2単位)、国際取引法(2単位)、国際財産法(2単位)、国際家族法(2単位)、国際民事手続法(2単位)、国際法(2単位)、国際人権法(2単位)、国際法演習(2単位)、金融・保険法(2単位)、民事執行・保全法(2単位)、民事再生・会社更生法(2単位)、倒産法演習(2単位)、中小企業法(2単位)であり、これらのうちから14単位分を修得することが修了要件となっている。なお、刑事政策、租税法、国際経済法、国際取引法、国際法、国際人権法は、隔年開講科目である。また国際法演習(2単位)は、担当者の退職があり、かつ本演習を受講する者も毎年0~数名であったため、平成25年度は不開講としている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp. 39~41 : 「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料3 シラバス参照》。

**基準 2-1-9 : 重点基準**

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

本法科大学院においては、講義形式で行われる授業についても、演習形式で行われる授業についても、毎週1時間15週の計15時間の授業をもって1単位としている。したがって、週1回1コマ開講される授業は2単位、週2回2コマ開講される授業は4単位となる。こうした扱いは、大学設置基準第21条第2項に適合したものである。

授業期間は、平成25年度を例にとれば、前期は、定期試験の期間も含めて、4月8日から8月8日までの18週、後期は、同じく定期試験の期間を含めて、10月1日から2月13日までの17週(冬期休業期間を除く)で、総計すると35週となり、大学設置基準第22条および第23条に適合している《別添資料2 法学研究科法曹養成専攻便覧、p.1:「学年歴」参照》。

なお、やむを得ない事情で休講となった場合のほか、祝日等の関係で所定の授業時間が確保できなかった場合には補講を行うこととしている。補講は、学期ごとに設けられた補講日(平成25年度は、前期が7月19日、7月22日、8月9日、後期が1月16日、1月27日、2月14日)か、通常の授業日の当該授業の受講者が他の授業を履修していない時間帯(例えば、1年次の必修科目の授業の場合、2年次以降においてのみ履修できる授業しか開講されていない時間帯)に実施されている《資料203参照》。

資料 203 休講・補講一覧

平成24年度休講・補講日程表

科目	担当者	曜日・時限	休講日	補講日	時限
民事執行・保全法	仲田	木・2	4月12日(木)	7月17日(火)	3
民事再生・会社更生法	高田(賢)	月・3	4月23日(月)	8月10日(金)	2
民法Ⅱ	高橋(智)	金・3	4月27日(金)	7月17日(火)	3
労働法演習	根本	金・3	5月2日(水)	7月20日(金)	3
民事訴訟実務の基礎(甲)・(乙)	原田	金・2,4	5月2日(水)	6月12日(火)	3
商法	吉井	月・4	5月7日(月)	8月9日(木)	15:30~
知的財産法Ⅱ	松村	火・1	5月15日(火)	7月10日(火)	3
刑事訴訟実務の基礎(乙)	高見	木・3	5月24日(木)	6月12日(火)	3
刑事訴訟法総合演習(乙)	高見	木・4	5月24日(木)	6月5日(火)	3
商法	吉井	月・4	6月4日(月)	2月15日(金)	3限
国際法	松田	火・5	6月19日(火)	7月23日(月)	2
民法Ⅱ	高橋(智)	水・1	6月27日(水)	7月20日(金)	2
財産法理論の展開	高橋(智)	水・3	6月27日(水)	7月11日(水)	4
民事執行・保全法	仲田	木・2	6月28日(木)	6月26日(火)	3
刑法Ⅱ	恒光	木・3	6月28日(木)	7月18日(水)	5
人権の基礎理論	渡邊	月・2	7月9日(月)	7月3日(火)	4
経済法	和久井	月4・5	10月1日(月)	11月6日(火)	4・5限
刑事法総合演習	大江	火2・3	10月2日(火)	1月22日(火)	3限
環境法	山村	火4・5	10月23日(火)	1月8日(火)	4・5限
破産法	高田(賢)	水・3	10月31日(水)	11月13日(火)	4限
法社会学	阿部	水・4	10月31日(水)	11月8日(木)	1限
金融・保険法	吉井	金・4	11月9日(金)	12月26日(水)	3限
知的財産法演習	松村	火・2	11月13日(火)	12月4日(火)	3限
知的財産法Ⅰ	松村	火・1	11月13日(火)	12月4日(火)	4限
国際財産法	国友	金・2	11月16日(金)	2月15日(金)	4限
民法総合演習Ⅰ(甲)(乙)	高橋(真)	火2・4	11月20日(火)	1月23日(水)	2・4限
刑事模擬裁判	高見	月・5	11月26日(月)	12月19日(水)	3限
金融・保険法	吉井	金・4	12月14日(金)	12月27日(木)	3限
労働法	根本	月・1	1月28日(月)	1月23日(水)	3限

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

第1に、大都市において発生する法的問題には、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題が多く含まれている点に鑑み、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えらるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないように的確なアドバイスを提供することのできる法曹の養成を目指して、企業活動に関連する科目を多数開講していることを、特長としてあげることができる。具体的には、下記の2でもふれる中小企業法および中小企業向け法律相談に加えて、租税法、労働法、経済法、国際取引法、民事執行・保全法、破産法、知的財産法、金融・保険法、民事再生・会社更生法、国際経済法、国際民事手続法などを展開・先端科目として開講している。

第2に、エクスターンシップの履修可能者の数に制限を設けることなく、希望する学生全員が履修できるようにしていることも、特記すべき点であろう。これは、有恒法曹会（本学出身の法曹の友好団体）の会員である弁護士の多くが、本法科大学院の学生のエクスターンシップの受け入れ先として、名乗りを上げてくれたことによるものである。その結果、本法科大学院に在籍するほとんどの学生が、エクスターンシップを履修している。学生は、法律事務所に赴き、法実務の現場に接することによって、法科大学院で学習している内容が、法実務の現場で実際に活用されていることを実感することができる。そして、そのことが、学生の学習意欲の向上に大きく役立っている。

### 2 特色ある取組

大阪市内に開設されている唯一の法科大学院であることを踏まえて、大都市であるがゆえに生ずる種々の法律問題に適切に対処しうる法曹を育てるために、特色ある科目としてあげられるのが、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費の交付を受けて開講された2つの科目、すなわち、中小企業法と中小企業向け法律相談である。これらはいずれも、大阪府域および周辺地域には多数の中小企業が立地し、それゆえに、中小企業を当事者とする多数の多様な法律問題が発生していることを踏まえたものであるが、展開・先端科目である中小企業法の授業においては、本法科大学院の教員と大阪市内で開業している本学出身の弁護士が共同して作成したテキストが用いられており、そのテキストには、執筆者である弁護士の実務経験が活かされている。このテキストは、高橋眞＝村上幸隆編『中小企業法の理論と実務〔第2版〕』633頁（民事法研究会、2011年）として改訂されて内容が更新され、中小企業の法律問題を取り扱う実務家の指針を提供している。また、法律実務基礎科目である中小企業向け法律相談では、大阪都心部で本学出身の弁護士によって実施されている、中小企業の事業主を対象とした法律相談が、相談に来訪する者の同意を得たうえで、授業として活用されている。

### 3 課題

まず、基礎法学・隣接科目に分類される科目が、基礎法学科目と外国法科目に限定され、それ以外の隣接科目が提供できていないことが、課題の1つである。本法科大学院創設時には、行政学と公共政策論が隣接科目として開講されていたが、全学的な教員定数の削減や、担当教員の他大学への転出等の事情から、平成19年度以降、これらの科目の開講を取り止めている。また、設置認可を申請する以前には、経営学や会計学等の科目を開講する計画も

あったが、担当する教員を見出すことができず、開講を断念したという経緯もある。今後は、こうした法学の範疇を超えた社会科学系の諸科目の開講可能性を、そうした科目への学生のニーズを調査しつつ、検討していく必要がある。

次に、展開・先端科目に分類される公務員法が、平成 21 年度から不開講となり、平成 24 年度から廃止されている。この背景には、大学の教員削減および予算上の措置がとられなかったことによる担当教員の負担の加重という要因があった。今年度不開講とされている国際法演習についても、従来から受講生が少ない傾向があったとはいうものの、本法科大学院の理念および目標に照らして、重要性が低いとはいえない科目の一つである。また、法律実務基礎科目に分類される科目として、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目を提供することも、予算上の制約等からできていない。

これらの課題に対処するため、本法科大学院としては、法科大学院設置者に対して特別の人員配置および予算上の措置をとるように真摯に要求しつづけていくことがことが望まれる。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、当該授業科目の性質および教育課程上の位置付けにかんがみて、1つの授業あたりの受講生の人数を適切な規模にたもっている。各科目の履修登録者は一覧の通りであり、この数には再履修者も含まれている《別添資料5 履修者数一覧表参照》【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】。

まず、法律基本科目については、原則として、1クラス30人の規模を標準とし、2年次生配当科目については1クラス約30人の2つのクラスに分けている。

次に、法律実務基礎科目の法曹倫理は、1クラスで開講し、60人の規模を標準としている。それ以外の法律実務基礎科目は、2つのクラスに分けることにより、原則として、1クラス30人の規模を標準としている。

また、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目については、学生が選択履修することから、あらかじめ複数のクラスを開講するという措置はとっていないが、平成24年度および25年度においては、1つの授業科目の学生数はおおむね50人以下となっている。

以上により、法律基本科目以外の科目についても、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うために適切なクラスの規模が維持されているといえる【解釈指針3-1-1-1】。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、履修規程上認められていない。また、授業担当教員の判断により、履修登録していない学生の聴講を認める場合があるが、履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計が、登録可能な単位数を超えてはならないことが定められている(法曹養成専攻履修規程第20条第3項)《資料301参照》。講義や演習の規模や形態等により影響が多様であるため、聴講者数の限度は設けずに聴講の可否を各教員の判断に委ねているが、登録可能な単位数の上限があることから、授業の適切な規模の維持を妨げる事態は生じていない《別添資料5 履修者数一覧表参照》【解釈指針3-1-1-3】。

資料 301 法学研究科法曹養成専攻履修規程（抜粋）

（聴講）

**第20条** 学生が、第10条に定める履修登録をしていない開講科目につき聴講を希望するときには、当該科目の授業担当者とその旨の申出をしなければならない。

- 2 前項の申出を受けた当該授業担当者は、当該科目における少人数教育への影響及び聴講を希望する学生の学修状況等を考慮して、聴講の可否を判断する。
- 3 履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計は、第11条第1項の定める登録可能な単位数を超えてはならない。
- 4 聴講生は、受講者としてのすべての義務を負う。学期途中からの聴講開始又は聴講取消しは認められない。
- 5 聴講が認められた学生は、その旨を大学院法学研究科法曹養成専攻事務室に、履修登録の締切日まで届出をしなければならない。聴講の届出があった場合には、教務委員は専攻会議において報告する。
- 6 前項までの規定は、前条の規定に基づき進級が認められなかった者（以下「留年者」という。）にも適用する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

**基準 3-1-2**

**法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。**

(基準 3-1-2 に係る状況)

法律基本科目の1年次生担当科目は、3年標準型の定員が約30名とされていることから、原則として、1クラス30人の規模を標準としている。2年次生担当科目については、平成22年度入試から入学定員を75名から60名に減少させたことにより、平成23年度からは1年次生担当科目と同様、1クラス約30人の規模の2つのクラスに分けている。本法科大学院では、授業の双方向性を重視しており、法律基本科目の1クラスあたりの履修登録者数が50人を超えない規模を保つよう努めてきた。平成21年度より23年度までは50人を超えた科目も存在したが、いずれも必修ではない法律基本科目であり、また、平成24年度および25年度においては、すべての法律基本科目で50人未満となっている《別添資料5 履修者数一覧表参照》【解釈指針3-1-2-1】。



### 3-2 授業の方法

#### 基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

本法科大学院では、法律基本科目において、応用の基礎となる専門的な法知識を確実に習得させられるように、また、知識を日々生起する新たな法的問題に応用し、妥当な法的解決を導出していく強靱かつ柔軟な思考能力を養えるように、体系的なカリキュラムを備えるとともに、授業においては、各担当教員が創意工夫を凝らして、極めて質の高い授業を行っている。

法律基本科目については、限られた授業時間内でも双方向又は多方向的な討論が可能となるよう具体的な予習事項を指示したり、事前に教員が独自に編集した判例集を配布したり、従来の体系にとらわれない講義の順序で学生の理解度を高めたりするなど、科目の特性にあった授業がなされている。1年次生担当の法律基本科目においては、同一科目の中でも、講義形式において体系的かつ正確な知識の理解をはかるとともに、特に議論の多い点等は予習のポイントとして十分に準備させたうえで双方向的なやりとりを行い、当該科目の効果的な目的達成がはかられている。また、それ以外の科目についても、少人数教育であることの利点を活かし、科目によっては学生による報告も適宜交えた上で、双方向的又は多方向的な討論が適宜実施されている。さらに、授業中および授業以外の時間帯でなされた質問や要望について、必要と認められる限り、適宜、授業内容にフィードバックするなどの柔軟な対応がなされている。教材としては、定評のある概説書・判例集の他、各教員が作成した講義レジュメ・判例集・演習問題等、各科目の性質に従い効果的な学習ができるよう工夫を凝らしたものが用いられている《別添資料3 シラバス参照》【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】。

エクスターンシップは、法曹倫理の単位を修得した者のみが履修できるものとしており（エクスターンシップ実施規程第3条第1項）、さらに、履修登録前にはエクスターンシップのガイダンスも行っているため、関連法令の遵守および守秘義務の厳守の重要性はすべてのエクスターンシップ受講生に熟知されている。守秘義務の厳守については、派遣に先立って学生に対し説明を徹底するとともに、守秘義務に関する「誓約書」に署名捺印させ、本法科大学院にて管理している（同規程第9条）。万が一、守秘義務違反があった場合には、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を無効とするとともに、場合によっては、大阪市立大学学生懲戒規程に基づき懲戒の発議を求めることができるとされている（同規程第10～12条）《資料302参照》。

資料 302 エクスターンシップ実施規程（抜粋）

（履修条件）

**第3条** エクスターンシップの履修については法曹倫理の単位を取得していること及び本専攻が指定する保険に加入していることを条件とする。

2 エクスターンシップについては、法曹養成専攻履修規程第19条の進級条件を充足しないことを理由に履修が認められなかった場合も含め、一度派遣された学生は履修（仮登録を含む）できない。

（内容）

**第4条** 本専攻におけるエクスターンシップの内容は、以下のとおりとする。

(1) 学生は、派遣先事務所の指導担当弁護士の指示、指導に従い、派遣先事務所の業務に支障のない範囲で、

- ア 法律相談や打ち合わせへの同席、
- イ 民事・刑事記録の閲覧、
- ウ 記録閲覧に基づき時系列表や争点整理表、立証計画の作成、
- エ 法廷傍聴、
- オ 判例・文献調査、
- カ 資料収集

などを行う。

(2) 学生は、10日間の派遣期間を通じて「エクスターンシップ日報」を作成し、派遣期間終了後には派遣経験全体についての「エクスターンシップ総合報告書」を作成する。

（指導担当弁護士による評価書の作成）

**第5条** 指導担当弁護士は、学生が関わった事件のうち主なものに関する簡単な補足説明と派遣学生に関する所見（合格、不合格の評価及び全体的なコメント）を記載した「エクスターンシップ報告・評価書」を作成し、本専攻に送付する。

（成績評価）

**第6条** エクスターンシップについての最終的な評価は、本専攻の担当教員が、指導担当弁護士の作成した上記書面を踏まえて、派遣学生が作成した「エクスターンシップ日報」と「エクスターンシップ総合報告書」に基づいて行う。

（報酬の受け取りの禁止）

**第8条** 学生は、派遣期間中におこなった文書の作成や判例・文献の調査等に対して、指導担当弁護士又は派遣先事務所から報酬を受け取ってはならない。

（守秘義務の遵守）

**第9条** 学生は、エクスターンシップ期間中に知り得た派遣先事務所の依頼者や来訪者についての情報を第三者に漏らしてはならない。本専攻では、派遣に先立って、学生に対して守秘義務についての説明を徹底するとともに、学生に守秘義務に関する「誓約書」（別紙）に署名捺印させる。「誓約書」は本専攻において管理する。

（守秘義務違反があった場合の措置）

**第10条** 学生に守秘義務について違反があった場合には、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を無効とする。

2 当該学生の守秘義務違反の程度が重大である場合には、本専攻は、法学研究科教授会（以下、「教授会」という。）に対し、大阪市立大学学生懲戒規程に基づき、懲戒の発議を行うことを求めるものとする。

3 守秘義務違反が認められた学生については、本専攻におけるエクスターンシップを再度履修することはできない。

（守秘義務委員会）

**第11条** 本専攻に、守秘義務委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 守秘義務違反の事実の確認は、当該学生の担当弁護士及び当該学生からの事情聴取のうえ、委員会が行う。

3 委員は4人とし、専攻長、副専攻長、及び本専攻守秘義務委員（2人）をもって充てる。

4 委員長は、守秘義務委員の1人をもって充てる。

（守秘義務違反に対する措置の決定手続）

**第12条** 守秘義務に違反した学生（以下、「当該学生」という。）に対する第10条第1項の措置及び第2項の措置は、次の手続により行う。

(1) 委員会は、確認された事実に基づき、第10条第1項の措置を行うべきこと、第2項の発議を行うべきか否かを、専攻会議に提案する。

(2) 専攻会議は、守秘義務違反に対する措置を決定する。この場合、専攻会議は、委員会の意見を尊重しなければならない。なお、第10条第1項の措置についての専攻会議の決定は、教授会の決定とみなす。

(3) 決定内容は、文書により当該学生に通知する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

また、「中小企業向け法律相談」についても、守秘義務厳守の徹底、誓約書、および守秘義務違反に対する措置につき、エクスターンシップと同様の規定を定めている（中小企業向け法律相談実施規程第5条および第6条）《資料303参照》。

**資料303 中小企業向け法律相談実施規程（抜粋）**

（守秘義務の厳守）

**第5条** 学生は、本科目を履修することを通して知った相談者の情報を第三者に漏らしてはならない。本専攻は、本科目の履修に先立って、学生に対して守秘義務についての説明を徹底するとともに、学生に守秘義務に関する「誓約書」（別紙）に署名捺印させる。「誓約書」は本専攻において管理する。

（守秘義務違反があった場合の措置）

**第6条** 学生が前条に規定する守秘義務に違反した場合の措置については、法曹養成専攻エクスターンシップ実施規程第10条（守秘義務違反があった場合の措置）、同第11条（守秘義務委員会）、同第12条（守秘義務違反に対する措置の決定手続き）を各準用する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

エクスターンシップの成績評価については、本法科大学院の担当教員が、研修先の実務指導者の作成した評価書を踏まえ、派遣学生が作成した報告書等に基づいて厳格に単位認定を行っている（エクスターンシップ実施規程第4～6条）。また、エクスターンシップの受講生が研修先から報酬を受け取ることは明文で禁じられている（同規程第8条）《資料302参照》【解釈指針3-2-1-5】。

学生が事前事後の学習を効果的に行うための措置としては、第1に、授業に関する情報を早期に提供していることがあげられる。前年度の試験終了後速やかに（新入生については、入学前に行われるガイダンス実施時に）、次年度のシラバスを配布し、各授業の計画、授業の内容、教材および評価方法について事前に周知している。また、在学生に対しては、前期科目については前年度の2月、後期科目については当該年度の8月に、それぞれ履修ガイダンスを実施し、各科目について授業担当者が5分程度、授業の目的等を伝えるとともに、授業に関する学生からの質問に直接回答する機会を設けている。

第2に、1年次の法律基本科目については、授業が連続しないように時間割を作成し、授業時間外における学習を充実させるよう配慮している。また、2年次の法律基本科目についても、できる限り、同一日に受講する科目が2科目までとなるように時間割を作成している《別添資料4 時間割参照》。

第3に、各科目の関係資料の配布については、各担当者が、予習のためにできる限り十分な時間的余裕を持たせるよう配慮した上で配布することを心がけており、また、授業科目によっては、本法科大学院内のウェブサイト上に開設した「情報提供掲示板」を通じて、レジュメ・資料等をダウンロードさせることにより教員の作成した関係資料を配付したり、定評ある概説書や判例集を参照させる等して、予習事項を指示することを行っている。

第4に、各授業担当者は、当該学期中において、オフィス・アワーを設定する方法や、電子メールを通じて適宜時間を指定するなどの方法により、学生からの質問に応える機会を設けており、予習又は復習に関して適宜対応できる体制が構築されている。

第5に、授業時間外の効率的な自習が可能となるように、自習室スペースを確保し全学生に専用学習机1つを割り当てている。また、全学の図書館（学術情報総合センター）および法学研究科資料室とは別に、法科大学院専用の資料室を設け、判例集、法令集、法律学全集、基本書等のほか、判例集・法令集のCD-ROM、DVDを配置するとともに、コンピュータにより、インターネットを通して提供される判例データベースが備えられている（基準10-1-1に係る状況参照）。データベース等については、自習室または学術情報総合センターの無線LAN

で各自のコンピュータをインターネットに接続する他、自習室・資料室・図書館にある共用のコンピュータを介して、利用することができる。また、学生が各自で必要な知識を習得できているかどうかを随時チェックでき、また、チェックすべきことが意識されるよう、学生が日常的に使用するウェブ上の情報提供掲示板にコア・カリキュラムへのリンクを示し、授業や履修ガイダンスで随時これに言及している【解釈指針3-2-1-6】。

集中講義に関しては、本法科大学院は、学生の事前と事後の自己学習の時間を確保するという観点から、できる限りこの講義形態を避けるようにしている。非常勤講師の都合によりやむをえず集中講義とする場合には、通常8月から9月にかけての期間に1日おきまたは1週間おきに開講し、それができない場合も2週にわたり開講日を分散させる等して開講時期を工夫しており、試験日も、講義最終日から1週間以上空けて設定している。以上のように、事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう配慮している《資料304参照》【解釈指針3-2-1-7】。

資料 304 平成 24 年度集中講義開講日程一覧

## 倒産法演習講義日程について

下記の日程で、倒産法演習の集中講義を行います。

開講時限、試験日等については、確定し次第掲示します。

実施月日	授業時間数	教室
8月29日(水)	4コマ	130
9月5日(水)	4コマ	
9月12日(水)	4コマ	
9月19日(水)	2コマ	

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

## 3-3 履修科目登録単位数の上限

**基準3-3-1：重点基準**

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保されるように、履修科目として登録できる単位数の上限を、原則として、1年間について1年次生および2年次生では36単位、3年次生（最終年次）では38単位としている（1学期については22単位）。また、進級が認められた場合の再履修科目単位数については、4単位を限度として履修登録可能な単位数に算入しないものとしている。このため、3年次生については、原則として登録可能な単位数の上限は38単位とされているが、再履修科目の登録を含めて42単位までの登録が認められることとなる（法曹養成専攻履修規程第11条）。なお、以上のような学期または学年ごとの履修単位数の上限には、学生が他の大学院において履修する授業科目（同規程第22条）の単位数も含まれることが、申し合わせ事項において確認されている（平成25年4月専攻会議決定事項）。また、聴講についても、履修登録した科目と聴講科目の単位数の合計が、上記の単位数の上限を超えてはならないものとしており、法曹養成専攻事務室で単位数を確認している（同規程第20条）《資料305参照》【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】【解釈指針3-3-1-3】。

なお、本法科大学院では、3年を超える標準年限を定めていない【解釈指針3-3-1-4】。

**資料305 法曹養成専攻履修規程（抜粋）**

(登録可能な単位数の制限)

**第11条** 学生が登録可能な単位数の上限は、1つの学期22単位、1つの学年全体で1回生及び2回生36単位、3回生38単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、進級が認められた場合の再履修科目については、年間で4単位を限度として、登録可能な単位数には算入しないものとする。

(聴講)

**第20条** 学生が、第10条に定める履修登録をしていない開講科目につき聴講を希望するときには、当該科目の授業担当者にその旨の申出をしなければならない。

2 前項の申出を受けた当該授業担当者は、当該科目における少人数教育への影響及び聴講を希望する学生の学修状況等を考慮して、聴講の可否を判断する。

3 履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計は、第11条第1項の定める登録可能な単位数を超えてはならない。

4 聴講生は、受講者としてのすべての義務を負う。学期途中からの聴講開始又は聴講取消しは認められない。

5 聴講が認められた学生は、その旨を大学院法学研究科法曹養成専攻事務室に、履修登録の締切日までに届出をしなければならない。聴講の届出があった場合には、教務委員は専攻会議において報告する。

6 前項までの規定は、前条の規定に基づき進級が認められなかった者（以下「留年者」という。）にも適用する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

**第22条** 学生が他の大学院において履修した授業科目について、本専攻の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

本法科大学院における教育方法の特長としては、まず、各授業担当教員が各自創意工夫をこらして極めて質の高い授業を行っている点をあげることができる。限られた時間の中で講義の順序を精査し、最も相応しい教材等の使用や予習事項等の事前の指示を通じて、ロースクールならではの双方向的又は多方向的な討論によって活発な議論を主導するように心がけている。

次に、少人数教育が徹底されている点をあげることができる。とりわけ法律基本科目においては、1つの授業における学生数は、約30人を標準としており、少人数であることを十分に活かした教育が行われている。

### 2 特色ある取組

特色ある取組としては、各学期の開講前に各科目の履修ガイダンスを開催していることがあげられる。学生が複数の科目から選択する際の指針を与えるとともに、事前の予習内容や教材等についても、各科目担当者からの周知と直接の質疑応答の機会を用意することで、教育効果が上がるように配慮している。

また、Web上の情報提供掲示板を用いて、予習事項、コメント、質問に対する応答、補充資料等を教員から受講生に対して随時示すことによって、十分な予習・復習が行われるよう配慮している。

### 3 課題

課題として考えられるのは、平成22年度より25年度にわたり、集中講義を実施せざるをえなかったことである。ただし、集中講義を行う場合でも、学生が事前と事後の自己学修の時間を確保できるよう、開講時期や試験時期に十分留意したかたちで実施している。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

#### 1 成績評価の基準の設定と学生への周知

各授業科目における「達成度」については、各科目ごとに、配当年次および科目の性質などにしたがって設定されており、シラバスにおいて「到達目標」として示されている。例えば、1年次配当科目である「人権の基礎理論」においては、「法律基本科目のなかでも、この科目は3年課程の1年次に開講されるもので……このような位置づけを前提として、この講義では、日本国憲法における基本的人権の保障の全体像と、個別の人権規定による人権保障の在り方を検討する（以下略）」とされている《別添資料3 シラバス、p.1：「人権の基礎理論」参照》【解釈指針4-1-1-1】。

また、各授業科目における成績評価の考慮要素についても、各科目ごとにシラバスにおいて「評価方法」としてあらかじめ明確に示されている。多くの科目では、定期試験の成績と、レポートの内容、中間試験の成績、授業時間中に行われる小テストの成績、授業中の発言等を考慮するかたちで行われている《別添資料3 シラバス参照》《資料401参照》【解釈指針4-1-1-2】。なお、各科目の到達目標の設定に当たっては、分野ごとに、共通的到達目標モデル第2次案（いわゆるコア・カリキュラム）の内容が授業内容に含まれているかを確認した上で、配当年次や各科目の特性に応じて、必要に応じて自習を促す措置等をとることとしている（学生が日常的に使用するウェブ上の情報提供掲示板にコア・カリキュラムへのリンクを示し、参照しやすくするための措置も講じている（基準3-2-1に係る状況参照）。

成績のランク分けについて、法曹養成専攻履修規程第16条（成績の評価および表示）によれば、授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示するものとされる。AA：100～90点、A：89～80点、B：79～70点、C：69～60点、F：59点以下《資料401参照》。

なお、エクスターンシップについては、成績は「合」「否」のみで判定している。

本法科大学院の成績評価に関する共通の基準は、履修規程上は以上のように成績のランク

分けに関するものに限られるが、上記各評価の表示の意味は、専攻会議の合意事項として次の表のように理解されており、学生に対しても開示されている。

評価	評点	内容
AA	100～90	極めて優秀と認められる成績である
A	89～80	優秀と認められる成績である
B	79～70	良好な水準に達していると認められる成績である
C	69～60	合格と認められるが今後の努力を要する成績である
F	59点以下	不合格の成績である

上記で示したシラバスにおいて示される各科目ごとの、成績評価の考慮要素については、絶対評価とするか相対評価とするかを含め各担当教員の裁量に任されている《別添資料 3 シラバス参照》。平成 24 年度および 25 年度はすべての科目が絶対評価であった。そのため、現段階においては各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針を設定する必要はないと考えられている。なお、絶対評価方式をとるに当たっては、教員間においてその尺度が十分に共有されていることが必要であるため、各担当教員の裁量の幅をできる限り収束させるために、成績評価が行われた次の学期の FD 集会（詳細については、基準 5-1-1 に係る状況 1 および 4 参照）で各教員の前学期における成績評価の結果について相互に確認し合っている【解釈指針 4-1-1-2】。

**資料 401 法曹養成専攻履修規程（抜粋）**

（履修した授業科目の単位認定方法）

**第 14 条** 履修した授業科目の単位認定は、担当教員が予め示した履修概要（シラバス）の基準によって行う。

（成績の評価及び表示）

**第 16 条** 授業科目の評価を 100 点満点法で行う場合は、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とし、次のように表示する。

AA：100～90 点、A：89～80 点、B：79～70 点、C：69～60 点、F：59 点以下

**2** 授業科目の評価を合否判定法で行う場合は、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とし、次のように表示する。

合格：100～60 点、 不合格：59 点以下

【出典：別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

**2 成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置**

定期試験を実施した科目について、定期試験作成者は、定期試験に係る成績評価の基準を、試験成績開示の日までに受験した学生に対して開示しなければならないこととなっている（平成 20 年 4 月専攻会議決定事項）。また、学生が、自己の成績評価に関する疑義について担当教員の説明を求めることのできる「成績に関する疑義申立制度」が存在する（成績疑義申立制度に関する規程）《資料 402 参照》。

成績疑義の申立ては、試験成績の本人開示日から原則として 3 日以内に提出しなければならない（同規程第 3 条）、疑義申立てを受けた教員は、原則として 5 日以内に回答を示さなければならない（同規程第 4 条）。成績疑義申立に対する回答については、記載の範囲、成績の素点を記載するかどうかは担当教員の判断に委ねられている（平成 16 年 9 月専攻会議決定事項）。なお、再度の疑義申立ては認められないが（同規程第 5 条）、問題が本法科大学院の教育全体に重大な影響があると認められる場合には、法曹養成専攻長（以下、「専攻長」という）の判断により、特別委員会を設置して当該問題に対処するものとされている（同規程第 6 条）《資料 402 参照》【解釈基準 4-1-1-3】。



**資料 402 成績疑義申立制度に関する規程（抜粋）**

（疑義申立事由）

**第2条** 成績疑義の申立事由として認められるものは、以下の2点である。

- (1) 試験を受けた（レポートを提出した）にもかかわらず、成績評価が未受験（レポート未提出）と表示されており、かつ、試験を受けた（レポートを提出した）ことを示す具体的根拠を明確に示すことができる場合。
- (2) 受験した科目の成績が不合格（F）であり、かつ、その成績に対する疑義に具体的根拠を明確に示すことができる場合。

（疑義申立手続）

**第3条** 成績疑義の申立ては、所定の「成績疑義申立用紙」に疑義内容及びその具体的根拠を記入の上、試験成績の本人開示日から原則として3日以内（土、日を除く。ただし、書類提出の期日が別途指定された場合は、その指定された期日以内に提出しなければならない。）に、法学研究科事務室に提出しなければならない。

（回答）

**第4条** 成績に関する疑義申立てを受けた担当教員は、疑義申立用紙が提出された日から原則として5日以内（土、日を除く）に、所定の回答欄に回答を示さなければならない。

（再度の疑義申立）

**第5条** 疑義申立てに対する回答への更なる疑義申立ては認められない。

（特別委員会の設置）

**第6条** 成績に関する疑義の問題が、法曹養成専攻の教育全体に重大な影響があると認められる場合、専攻長の判断により、特別委員会を設置して当該問題に対処する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）は、その都度、本法科大学院における専攻会議資料として提供されている。また、法学研究科法曹養成専攻運営規程第5条および別表に基づき設置されるFD委員会は、FD活動を支援するため、適正な成績評価に関する事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じるものとされており《資料403参照》、各学期の次の学期の始めに、授業担当教員による成績評価に関するFD集会を開催し、成績評価に関するデータをもとに問題点を検討することとしている。これにより、教員間で成績評価について一定の共通の尺度の共有がはかられている【解釈指針4-1-1-3】。

**資料 403 法曹養成専攻FD委員会規程**

（任 務）

**第4条** 委員会は、本専攻におけるFD活動（教員の職業的な資質向上のための活動）を支援するため、次の事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じる。

- (1) 授業運営の改善に関する事項
- (2) 適正な成績評価に関する事項
- (3) 学生との意思疎通に関する事項
- (4) 成績向上のための措置に関する事項
- (5) 専攻長又は専攻会議によりFD委員会に付託された事項
- (6) その他FD活動に関する一切の事項

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

**3 成績評価の結果の告知**

各学期ごとに成績評価の本人開示日を特定し、学生は当該日以降一定期間、法曹養成専攻事務室において自己の成績評価の結果を知ることができる。成績開示の方法については、ABC表示による成績に加えて成績分布表を提供することとされている（平成16年9月専攻会議決定事項）。成績分布表においては、F（不合格）と欠（欠席）を分けて別々に集計することとされている（平成18年6月専攻会議決定事項）。また、成績開示日以降、総合成績を

準備するのに合理的期間内に、総合成績を以下の表記方法（Sは Standing（成績順位）の略）で開示することとされている（平成17年6月専攻会議決定事項）。

- S I : 総合成績上位 10%
- S II : 総合成績上位 11~30%
- S III : 総合成績上位 31~50%
- S IV : 総合成績上位 51~70%
- S V : 総合成績上位 71~100%

さらに、定期試験作成者は、定期試験に係る成績評価の基準を、上記の開示日までに学生に対して開示しなければならず、開示は、文書によることとし、これらを学生に対して閲覧・謄写に供することをもって標準とされている（平成20年4月専攻会議決定事項）。なお、申し合わせ事項として決定されているわけではないが、平成20年7月の専攻会議において、当該文書の設置場所は法学部棟6階の資料室とし、設置期間を当該学期中とすることとされている【解釈指針4-1-1-4】。

4 期末試験の実施方法における適切な配慮

定期試験は、前期の授業科目については7月下旬から8月上旬まで、後期の授業科目については1月下旬から2月中旬まで、試験にかかる注意等を事前に通知した上で、実施される《資料404、405参照》。なお、本法科大学院においては、平成22年度より、（不合格となった科目について、1回の再試験の受験を認める）再試験制度は廃止されている（平成22年1月専攻会議決定事項）。

資料 404 定期試験日程表

平成24年度前期 定期試験日程							
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
7月27日	10:40	商法総合演習 I	高橋 英治	2年次生	90	120	
	10:40	刑事訴訟実務の基礎	大江・高見	3年次生	120	121	
	14:40	民法 I	高橋 誠	1年次生	90	120	
7月30日	10:40	民事執行・保全法	仲田 哲	3年次生	120	120	
	14:40	民法総合演習 II	高橋 智也	2年次生	120	120	
7月31日	10:40	民事訴訟法 II	高田 昌宏	2年次生	120	121	
	10:40	財産法理論の展開	高橋 智也	3年次生	120	120	
	14:40	民法 II	高橋 智也	1年次生	120	120	
8月1日	10:40	商法理論の展開	小柳 徳武	3年次生	90	120	
	14:40	社会保障法	木下 秀雄	2,3年次生	90	120	
8月2日	13:00	刑事訴訟法総合演習	森田(明)・高見	2年次生	120	120	
	13:00	憲法訴訟理論の展開	渡邊 賢	3年次生	120	121	
8月3日	10:40	行政活動と法	松戸 浩	2年次生	90	120	
	10:40	国際民事手続法	国友 明彦	2,3年次生	120	121	
	14:40	中国法	王 農	1,2,3年次生	90	120	
8月6日	10:40	国際家族法	国友 明彦	2,3年次生	120	120	
	14:40	民法 IV	森山 浩江	2年次生	120	120	
8月7日	10:40	知的財産法 II	松村 信夫	3年次生	120	135	
	13:00	刑法 II	恒光 徹	1年次生	90	136	
	14:40	消費者法	島川 勲	2,3年次生	90	137	
8月8日	10:40	民事再生・会社更生法	高田 賢治	3年次生	90	136	
	13:00	法曹倫理	原田 裕彦	2年次生	90	137	
	14:40	労働法演習	根本 到	3年次生	120	136	
8月9日	10:40	人権の基礎理論	渡邊 賢	1年次生	120	135	
	10:40	民事訴訟実務の基礎	原田 裕彦	2年次生	90	137	
	10:40	刑事法理論の展開	森田(明)・三島	3年次生	120	136	

平成24年度後期 定期試験日程							
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
2月1日	10:40	刑事訴訟法	三島 聡	1年次生	120	120	
	10:40	刑事保護裁判	高見 秀一	3年次生	90	121	
	14:40	公法総合演習 I	渡邊 賢	2年次生	120	120	
2月4日	10:40	民法 III	森山 浩江	1年次生	120	120	
	10:40	民法総合演習	仲田・山本	2・3年次生	120	121	
	14:40	公法総合演習 II	松戸 浩	2年次生	90	120	
2月5日	10:40	知的財産法 I	松村 信夫	2・3年次生	120	120	
	14:40	民事訴訟法 I	高田 昌宏	1年次生	120	120	
	14:40	労働法	根本 到	2・3年次生	120	121	
2月6日	13:00	民法総合演習 I	高橋 誠	2年次生	90	120	
	14:40	金融・保険法	吉井 敦子	3年次生	90	121	
2月7日	10:40	国際財産法	国友 明彦	2・3年次生	120	120	
	14:40	刑事政策	恒光 徹	1・2・3年次生	90	137	
2月8日	13:00	刑法総合演習	金澤 真理	2年次生	90	121	
	13:00	家族法理論の展開	森山 浩江	3年次生	120	120	
	14:40	商法	吉井 敦子	1年次生	120	123	
2月12日	10:40	民事訴訟法総合演習	高田 昌宏	2年次生	120	120	
	14:40	法社会学	阿部 昌穂	1・2・3年次生	90	120	
2月13日	10:40	刑事法総合演習	大江 洋一	2・3年次生	90	121	
	13:00	刑法 I	金澤 真理	1年次生	90	120	
	14:40	破産法	高田 賢治	2・3年次生	90	121	
2月14日	10:40	統治の基本構造	渡邊 賢	1年次生	120	120	
	10:40	民法総合演習 II	小柳 徳武	2年次生	100	121	

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

**資料 405 定期試験受験上の注意**

定期試験（後期）の実施について

平成24年度定期試験（後期）を次のとおり実施するので、時間割および受験上の注意を熟読のうえ受験すること。

1. 期 間 平成25年2月1日（金）～2月14日（木）
2. 時間割表 左に掲示
3. 受験上の注意
  - 1) 試験室においては、黒板に掲示の着席表のとおり着席すること。
  - 2) 各自の机の上に学生証を提示しておくこと。万一学生証を忘れたときは、必ず事務室に申し出て指示を受けること。  
試験開始後、試験監督者により学生証の不携帯を指摘されたときは、当該科目の試験時間終了時まで試験室に待機し、試験監督者とともに事務室に出頭して本人確認を受けること。上記の方法による本人確認がなされなかったときは、当該科目の試験は無効とする。
  - 3) 持ち込みの許可を受けていないものを、机の上に置かないこと。  
（携帯電話等は、電源を切って、鞆の中に入れておくこと。これらを時計として使用することもできない。）
  - 4) 受験者は、試験開始後20分を経過し、かつ、答案用紙を提出した後でなければ退室することはできない。
  - 5) 遅刻者は、試験開始後20分を経過した後は、入室することはできない。
  - 6) 不正行為を行った者に対しては、その学期の試験成績はすべて無効とする。
  - 7) その他、当該科目の担当者及び試験監督者の指示に従うこと。
4. 定期試験における筆記具の取扱について  
定期試験における筆記具は、黒インクのボールペンまたは万年筆に限ることとします。これは、新司法試験の論文式試験において指定される筆記具と同じものです。

法学研究科長

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

本試験の実施については、平成22年度より、授業が終了した日から3日以上を置いた後に試験を実施するものとして、必要な試験準備期間が確保できるように配慮している。

追試験について、試験の際、病気、親族の死亡（2親等以内の親族又は同居の親族に限る。）、その他やむを得ない理由により所定の試験日に受験不能となった者に対して、成績評価の公平性を確保するため、追試験を実施する。追試験の受験を志望する科目の試験終了後、原則として1週間以内に医師の診断書等所定の書類を添付して追試験願の提出があったときに、追試験を認める。追試験受験志願者の受験資格については、専攻会議で判定する。追試験は、本試験と同じ形式で行われている。なお、追試験に対する更なる追試験は認められていない《資料406参照》【解釈指針4-1-1-5】。

**資料 406 法曹養成専攻履修規程（抜粋）**

（追試験）

**第18条** 試験の際、事情により、試験を受験できなかった者に対し、以下の(1)、(2)の条件を満たす場合追試験の受験を認める。ただし、追試験に対する追試験は、認めない。

- (1) 病気、親族の死亡（2親等以内の親族又は同居の親族に限る。）、その他やむを得ない理由により、所定の試験日に受験不能となったとき。
  - (2) 追試験の受験を志望する科目の試験終了後、原則として1週間以内（当該科目試験日の翌週の同曜日までとし、その日が休日にあたるときはその翌日までとする。ただし、書類提出の期日が別途指定された場合は、その指定された期日以内に提出しなければならない。）に、次の書類等を添付した追試験願の提出があったとき。
    - ア 病気の場合は、医師の診断書
    - イ 親族の死亡のときは、死亡の事実が記載された住民票記載事項証明書
    - ウ 交通機関の遅延のときは、遅延証明書
    - エ 事故のときは、事故証明書
    - オ その他やむを得ない理由のときは、その事実を証明できるもの
- 2 追試験受験志願者の受験資格については、専攻会議で判定する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

## 5 その他

定期試験の過去問題集を作成し、6階の法曹養成専攻資料室において閲覧させることにしている（平成16年5月専攻会議決定事項）。ただし、閲覧の対象は、本試験に限られる。また、レポート試験の課題についても、事務担当者によるその内容を伝達することとされている（平成17年11月専攻会議決定事項）。

答案等の保管については、少なくとも5年間適切に保管するものとされている（平成16年9月専攻会議決定事項）。

**基準4-1-2**

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

## 1 進級制の採用

1年次生提供の必修科目30単位のうち24単位以上を修得できない者は、2年次生への進級を認めていない。また、2年次生提供の必修科目28単位のうち22単位以上を修得できない者は、3年次への進級を認めていない。進級の決定は、専攻会議で行うこととされている（法曹養成専攻履修規程第19条第3項）《資料407参照》。

なお、以上の進級条件を定める法曹養成専攻履修規程19条について、各学年の所定の必修単位数を取得していれば進級を認めるものであり、前年度提供のすべての必修科目の単位を修得する必要はない（すなわち、必修科目の単位に一定程度取りこぼしがあっても進級を認める）ものと解釈されている（平成17年11月専攻会議決定事項）【解釈指針4-1-2-1】。

なお、時間割編成において、2年次配当の法律基本科目（ないし必修の法律実務基礎科目）と1年次配当科目の法律基本科目（ないし3年次配当の必修の法律実務基礎科目）とは、原則として同一の時間帯に重ならないように配置されている。やむをえず重複する場合であっても、2年次配当科目で開講される（甲・乙の）2クラスのうち、いずれかのクラスは1年次配当科目の法律科目（ないし3年次配当の必修の法律実務基礎科目）と重ならないように配置されている。そのため、一部の必修科目を修得できないまま次の年次に進級した学生が、当該年次の必修科目の履修を妨げられる状況が発生したことは現在にいたるまで一度もない。

現在のところ、進級要件を定めるに当たって、GPA制度は採用されていない【解釈指針4-1-2-2】。進級制を定めていない場合の指針については、該当なし【解釈指針4-1-2-3】。

**資料407 法曹養成専攻履修規程（抜粋）**

（進級条件）

- 第19条** 1回生提供の必修科目30単位のうち、24単位以上を修得できない者は、2回生への進級を認めない。
- 2 2回生提供の必修科目28単位のうち、22単位以上を修得できない者は、3回生への進級を認めない。
- 3 進級の決定は、専攻会議で行う。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

## 2 原級留置の場合の取り扱い

上記の進級制において、進級が認められなかった者（以下、「留年者」という）は、本人の希望に応じて前年度に単位を修得した授業科目について、これを聴講することができる。その場合の取扱いについては、一般の聴講の場合と同様に取り扱われる（法曹養成専攻履修規程第20条第6項）《資料408参照》。なお、一度単位を取得した授業科目について、留年者が再び履修して単位を修得することはできない。同一学年に在学することができる年限は2年とされる（同規程第6条）《資料408参照》【解釈指針4-1-2-1】。

なお、原級留置となった者が高年次配当の授業科目を履修および聴講することは認められ

ていない。

**資料 408 法曹養成専攻履修規程（抜粋）**

（在学年限）

**第6条** 同一学年に在学することができる年限は2年とする。

（聴講）

**第20条** 学生が、第10条に定める履修登録をしていない開講科目につき聴講を希望するときには、当該科目の授業担当者にその旨の申出をしなければならない。

2 前項の申出を受けた当該授業担当者は、当該科目における少人数教育への影響及び聴講を希望する学生の学修状況等を考慮して、聴講の可否を判断する。

3 履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計は、第11条第1項の定める登録可能な単位数を超えてはならない。

4 聴講生は、受講者としてのすべての義務を負う。学期途中からの聴講開始又は聴講取消しは認められない。

5 聴講が認められた学生は、その旨を大学院法学研究科法曹養成専攻事務室に、履修登録の締切日までに届出をしなければならない。聴講の届出があった場合には、教務委員は専攻会議において報告する。

6 前項までの規定は、前条の規定に基づき進級が認められなかった者（以下「留年者」という。）にも適用する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

3 再履修者の取り扱い

単位を取得できなかった科目を再度履修する者（以下、「再履修者」という）についても、当該科目を初めて履修する場合と同様の扱いとされている（平成19年12月専攻会議決定事項）。なお、平成24年度の進級・留年の状況については、《資料409》のとおりである。

**資料 409 平成24年度進級・留年状況**

	1年次生	2年次生	3年次生
在籍者数	37	53	54
所定単位修得者数	21	45	53
所定単位不足者数	16	8	1
うち休学者数	10	4	0

【法曹養成専攻事務室保管資料から作成】

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の課程を修了するためには、修業年限である3年以上在学し、所定の科目を履修して、94単位以上の単位を修得することが必要である。もっとも、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年次配当の必修科目30単位を既已取得したものとみなされ、法学既修者の第1学年は、2年次生とされる（法曹養成専攻履修規程第24条）《資料410参照》。

学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、本法科大学院の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本法科大学院の専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。その判断は、本法科大学院の教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議でこれを行うこととされている（同規程第22条）《資料410参照》。

また、学生が本法科大学院入学前に他の大学院において修得した単位は、本法科大学院の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。この入学前の既修得単位の認定については、本法科大学院教務委員がその認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定することとされている。さらに、この場合、1年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができる。その判断は専攻会議でこれを行う（同規程第21条）《資料410参照》。

ただし、上記の入学前の既修得単位の認定および他の大学院における既修得単位の認定により、本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなす単位数の上限は、合わせて30単位とされている（法曹養成専攻履修規程第23条）。また、法学既修者については、上記の入学前の既修得単位の認定および他の大学院における既修得単位の認定は行わない（同規程第24条第5項）《資料410参照》。上記の入学前の既修得単位の認定および他の大学院における既修得単位の認定を求める申請の例はいまだ存在しない。

本法科大学院においては、基準2-1-5のただし書による単位数は定められていない【解釈指針4-2-1-1】。また、本法科大学院の修了判定においては、GPA制度は採用されていない【解釈指針4-2-1-2】。

課程修了に必要な授業科目群および単位数の内訳を表にすると、以下のとおりである。

科目群		単位数
法律基本科目	公法系科目	10単位
	民事系科目	32単位
	刑事系科目	12単位
法律実務基礎科目		12単位
基礎法学・隣接科目		4単位
展開・先端科目		14単位
履修した上記の科目以外の科目 (ただし法律基本科目以外の科目を2単位以上含まなければならない。)		10単位
合計		94単位



上記表に示すとおり、法律基本科目以外の科目の単位数 32～40 は、修了要件単位数 94 の 3 分の 1 以上となっている。

なお、上記の表に掲げた現行の単位数の内訳は平成 25 年度入学者から適用されているものである。

平成 24 年度以前の入学者の課程修了に必要な授業科目群および単位数の内訳を表にすると、以下のとおりである。

科目群		単位数
法律基本科目	公法系科目	10 単位
	民事系科目	32 単位
	刑事系科目	12 単位
法律実務基礎科目		10 単位
基礎法学・隣接科目		4 単位
展開・先端科目		14 単位
履修した上記の科目以外の科目 (ただし法律基本科目以外の科目を 4 単位以上含まなければならない。)		12 単位
合 計		94 単位

ここでも、上記表に示すとおり、法律基本科目以外の科目の単位数 32～40 は、修了要件単位数 94 の 3 分の 1 以上となっている。

#### 資料 410 法曹養成専攻履修規程（抜粋）

（修業年限）

**第 5 条** 修業年限は、3 年とする。

**2** 第 2 1 条第 3 項の規定により、修業年限の短縮が認められた者については、当該判断による。

**3** 第 2 4 条の規定に定められた法学既修者（本専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者）については、修業年限を 2 年とする。

（課程修了に必要な授業科目及び単位）

**第 9 条** 課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第 1 に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目 1 0 単位

民事法系必修科目 3 2 単位

刑事法系必修科目 1 2 単位

法律実務基礎科目から、必修科目 8 単位

必修科目以外から 4 単位選択必修

基礎法学・隣接科目から、4 単位選択必修

展開・先端科目から、1 4 単位選択必修

履修した上記の科目以外の科目から 1 0 単位※

※（ただし法律基本科目以外の科目を 2 単位以上含まなければならない。）

合計 9 4 単位

**第 9 条の 2** 第 9 条の規定にかかわらず、平成 2 4 年度以前の入学者については、課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第 1 の 2 に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目 1 0 単位

民事法系必修科目 3 2 単位

刑事法系必修科目 1 2 単位

法律実務基礎科目から、必修科目 6 単位

必修科目以外から 4 単位選択必修

基礎法学・隣接科目から、4 単位選択必修

展開・先端科目から、1 4 単位選択必修

履修した上記の科目以外の科目から 1 2 単位※

※（ただし法律基本科目以外の科目を 4 単位以上含まなければならない。）

合計 9 4 単位

(入学前の既修得単位の認定)

**第21条** 学生が本専攻入学前に、他の大学院で修得した単位は、本専攻の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定する。

3 第1項の規定により既修得単位を認める際、1年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができる。その判断は前項の専攻会議で決定する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

**第22条** 学生が他の大学院において履修した授業科目について、本専攻の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する。

(みなし単位の上限)

**第23条** 第21条及び第22条の規定により、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなされる単位数の上限は、合わせて30単位とする。

(法学既修者の認定)

**第24条** 本専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)に関しては、次項で定める30単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法Ⅰ(民事取引法の基礎①)、民法Ⅱ(民事取引法の基礎②)、民法Ⅲ(法定債権関係の基礎)、商法(企業組織法)、民事訴訟法Ⅰ(判決手続の基礎)、刑法Ⅰ(刑法総論)、刑法Ⅱ(刑法各論)、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

3 法学既修者の第1学年は、2回生とする。

4 法学既修者の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う。

5 法学既修者に関しては、第21条から第23条までの規定を適用しない。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

**基準 4-2-2**

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本法科大学院の修了の認定に必要な修得単位数は、94単位である(法曹養成専攻履修規程第9条および第9条の2)《資料411参照》。

**資料 411 法曹養成専攻履修規程(抜粋)**

(課程修了に必要な授業科目及び単位)

**第9条** 課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第1に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目	10単位
民事法系必修科目	32単位
刑事法系必修科目	12単位
法律実務基礎科目から、必修科目	8単位
必修科目以外から	4単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、	4単位選択必修
展開・先端科目から、	14単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から	10単位※

※(ただし法律基本科目以外の科目を2単位以上含まなければならない。)

合計 94単位

**第9条の2** 第9条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第1の2に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目	10単位
民事法系必修科目	32単位
刑事法系必修科目	12単位
法律実務基礎科目から、必修科目	6単位
必修科目以外から	4単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、	4単位選択必修
展開・先端科目から、	14単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から	12単位※

※(ただし法律基本科目以外の科目を4単位以上含まなければならない。)

合計 94単位

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

### 4-3 法学既修者の認定

#### 基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）の判定は、入学者選抜試験の結果を踏まえて、専攻会議で行う（法曹養成専攻履修規程第24条第4項）《資料412参照》。法学既修者のための入学者選抜試験は、適性試験の成績、本法科大学院が実施する法律科目試験の成績、および「その他の要素」の考慮により行われる。

このうち法律科目試験としては、憲法、民法、刑事法（刑法、刑事訴訟法）、商法（会社法、商法総則）、および民事訴訟法の5科目について、試験時間90分ないし100分の論述式を基本とする試験を実施している。また、「その他の要素」の考慮は、社会人としての経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などを総合してこれを行う。配点は、適性試験100点、法律科目500点（各科目100点）、その他の要素40点、合計640点満点である《別添資料7 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項、p.5：「第2次選抜試験の配点」参照》。

以上のような入学者選抜試験に合格した者は、専攻会議の決定を経て法曹養成専攻履修規程第24条に定める法学既修者と認定され、第1年次配当の必修科目である人権の基礎理論、統治の基本構造、民法Ⅰ（民事取引法の基礎①）、民法Ⅱ（民事取引法の基礎②）、民法Ⅲ（法定債権関係の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）、刑法Ⅰ（刑法総論）、刑法Ⅱ（刑法各論）、刑事訴訟法の単位（以上、30単位分）を既に修得したものとみなされる（同規程第24条第1項および第2項）《資料412参照》。

上記の法律科目試験は、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的学識を的確に評価・判断するための内容をもつ。このような内容の法律科目試験を課することによって、法科大学院受験のための表面的な、暗記に偏重した詰め込み学習により生じうる弊害を回避することが期待される。法律科目試験の出題内容は、当該試験の趣旨に即し、複合的な内容の幅広い分野をカバーするものであり、本法科大学院において必要となる基礎的な学識を多面的かつ的確に判定するよう工夫されたものである《別添資料8 入学者選抜試験問題【2年短縮型法律科目試験問題】参照》。したがって、特定の教育内容を前提とした試験ではなく、特定の大学・学部出身者に有利になるような出題内容ではない。また、法律科目試験の採点は、匿名化された答案について行われており、出題および採点において、受験者間の公平性は担保されている。実際、法学既修者として入学した者の出身大学は多様である《資料413参照》【解釈指針4-3-1-1】【4-3-1-4】。

また、上記のように、本法科大学院では、法学既修者として認定した者については、法律科目試験の試験科目5科目に対応した、1年次配当の法律基礎科目30単位を一括して修得したものとみなすこととしている【解釈指針4-3-1-2】【解釈指針4-3-1-3】。

本法科大学院における既修者の認定は、以上のとおりであり、本法科大学院以外の機関が実

施する法律科目試験の結果を考慮することはない【解釈指針4-3-1-5】。

本法科大学院が法学既修者として認定した者について認められる在学期間の短縮は、1年間である。したがって、法学既修者の第1学年は、2年次生となり（同規程第24第3項）《資料412参照》、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている【解釈指針4-3-1-6】。

**資料 412 法曹養成専攻履修規程（抜粋）**

（法学既修者の認定）

**第24条** 本専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、次項で定める30単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法Ⅰ（民事取引法の基礎①）、民法Ⅱ（民事取引法の基礎②）、民法Ⅲ（法定債権関係の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）、刑法Ⅰ（刑法総論）、刑法Ⅱ（刑法各論）、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

3 法学既修者の第1学年は、2回生とする。

4 法学既修者の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う。

5 法学既修者に関しては、第21条から第23条までの規定を適用しない。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

**資料 413 平成25年度入学者状況**

2013年度入学者状況

【入学者数】

2年短縮型	26名
-------	-----

【男女別】

	男子	女子
2年短縮型	20名 (76.9%)	6名 (23.1%)

【出身大学（学部レベル）別】

2年短縮型

大阪市立大学	6名
関西学院大学、同志社大学	各4名
関西大学、立命館大学	各3名
京都大学	2名
青山学院大学、大阪大学、大阪経済法科大学、中央大学	各1名

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

本法科大学院においては、成績評価の考慮要素については、絶対評価とするか相対評価とするかを含め各担当教員の裁量に任されている。平成24年度および25年度はすべての科目が絶対評価であった。絶対評価に当たっては、教員間においてその尺度が十分に共有されていることが必要であるため、各担当教員の裁量の幅をできる限り収束させるために、成績評価が行われた次の学期のFD集会で各教員の前学期における成績評価の結果について相互に確認し、成績評価に関するデータをもとに問題点を検討することとしている。

このように、入学年度や科目の特性に応じ、望ましい成績評価の在り方について継続的に教員間で意見を交換する場を積極的に持つことにより、各教員が成績評価を行う際に、学生の能力および資質を正確に反映する客観的かつ厳正な評価が行われることが期待されている。

### 2 課題

まず、前述の特長は、FD集会において、継続的に問題点が検討される必要があるという意味で、課題の一つでもある。次に、本法科大学院においては、進級要件の定めや修了判定に当たって、GPA制度は採用されていない。これは、本法科大学院においては絶対評価が行われていることを前提として、現段階では、採用の必要性が認められないこと、また、かりに相対評価を導入した場合、各ランクの分布の在り方次第では、GPA制度を導入したときに、機械的に進級できない者や修了できない者が一定数出現する可能性があることが懸念されているためであるが、今後、成績評価の在り方とも関連づけながら、その活用の必要性および有用性について議論していく必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

#### 1 教育の内容及び方法の改善を図るための体制

教育の内容及び方法の改善を図るための組織としては、本法科大学院の開設当初からFD委員会を設けている(法曹養成専攻FD委員会規程第1条および第4条)。FD委員会は研究者専任教員2名と実務家の専任又は特任教員(現在は専任教員)1名より構成されている(同規程第2条第1項)。教育の内容及び方法の改善を図るための活動に関する事項のうち専任教員、特任教員、兼任教員の全体で意見交換すべきものについては、FD集会(同規程第5条2項の規定により開催される教員懇談会のことをいう)で議論している(詳細は後述4のとおり)。FD集会での議論内容については、専攻会議に報告し(同規程第5条第2項)、重要な案件については教務委員会ほか関連する委員会に連絡・連携をとりつつ、適宜、専攻会議で提案し、その審議を経た上で決定している《資料501参照》【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-4】。

#### 資料501 法曹養成専攻FD委員会規程(抜粋)

(趣旨)

**第1条** この規程は、法学研究科法曹養成専攻運営規程第5条の規定及び別表に基づき、法曹養成専攻(以下「本専攻」という。)のFD委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織及び任命)

**第2条** 委員会は、法曹養成専攻会議(以下「専攻会議」という。)の構成員の中から専攻会議により選出された2名のFD委員、及び、次項の規定するFD委員が選出された場合はその委員をもって組織する。

**2** 専攻会議は、必要に応じ、さらにFD委員を選出することができる。

(任務)

**第4条** 委員会は、本専攻におけるFD活動(教員の職業的な資質向上のための活動)を支援するため、次の事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じる。

- (1) 授業運営の改善に関する事項
- (2) 適正な成績評価に関する事項
- (3) 学生との意思疎通に関する事項
- (4) 成績向上のための措置に関する事項
- (5) 専攻長又は専攻会議によりFD委員会に付託された事項
- (6) その他FD活動に関する一切の事項(委員会の運営)

**第5条** 委員会は、前項の事項を審議する際、本専攻教務委員1名の出席を求める。

**2** 委員会は、適時、教員懇談会を開催するなどして教員間で広く検討するとともに、検討内容について本専攻会議に報告する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

#### 2 学生授業評価アンケートの実施

授業評価アンケートは、全科目について、前期、後期の最終授業時になされている。全体

アンケートと別に任意に前期、後期それぞれの中間期に独自の授業評価アンケートを実施している科目もある。全体アンケートの項目は、項目ごとにマークシートで回答する部分と自由記載の部分とに分かれている《資料 502 参照》。アンケートの回収方法については、教員の負担や授業時間への影響、学生の負担等を考慮したうえで種々の方法を試みたが、現在は、担当教員が授業時間中に時間を設けて記入させたいうで回収する方式が定着している。回収率の向上を図るため、自習室の連絡板にアンケートへの協力を促す掲示も行っている。その効果もあって、最近の回収率は、平成 20 年度が 70%前後であったのが、80%前後まで上昇している《資料 503 参照》。

授業評価アンケート結果は、全体を数値化したものと、各担当科目を数値化したものとが対比できるように図表化され、自由記載部分と併せて各担当教員に配布される。また、授業評価アンケート結果については、以下の4に述べるFD集会において授業方法や学生の受け取り方について全体で議論をする場を確保している【解釈指針5-1-1-1】。

平成 23 年度前期の授業評価アンケート結果から、それについて各担当教員がコメントを付したコメント集を作成し、教員間の授業評価アンケート結果の評価に関する情報共有を図ることとし、さらに、平成 24 年度前期の授業評価アンケート結果から、それに対する各担当教員のコメントを集めたものを、情報掲示板に掲示することとした《資料 504 参照》。このように、授業評価アンケート結果を学生にフィードバックすることを通じて、授業・教育の内容および方法に関する学生の理解と、アンケート結果の、担当教員による教育内容および方法の改善への活用を図っている【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】。

資料 502 授業評価アンケート質問用紙

法曹養成専攻アンケート 質問用紙  
(2013年1月実施)

大阪市立大学大学院法学研究科  
法曹養成専攻 FD委員会

■今後の教育体制の整備に役立てるため、アンケートにご協力ください。  
■調査内容によってあなたが不利益を受けることはありません。

● 自由記述

■この授業に対する感想や意見を、アンケート回答用紙の自由記述欄に、記入してください。

● マークシート

■以下の設問について、該当する数字を、所定の回答欄に、記入してください。

Q1	この授業の難易度はどれくらいだと思いますか？ 5. 非常に難しい 4. 難しい 3. ちょうどよい 2. 易しい 1. 非常に易しい
Q2	この授業にどのくらい満足していますか？ 5. 非常に満足 4. 満足 3. どちらともいえない 2. 不満 1. 非常に不満
Q3	予習・課題の量についてどのように思いますか？ 5. 少なすぎる 4. 少ない 3. 適量である 2. 多い 1. 多すぎる
Q4	1回の授業に対して、平均して予習にどれくらいの時間を割いていますか？ 5. 5時間以上 4. 4～5時間 3. 3～4時間 2. 2～3時間 1. 2時間未満
Q5	1回の授業に対して、平均して復習にどれくらいの時間を割いていますか？ 5. 3時間以上 4. 2～3時間 3. 1～2時間 2. 1時間未満 1. 復習無し
Q6	授業の進度についてどのように思いますか？ 5. 速すぎる 4. 速い 3. ちょうどよい 2. 遅い 1. 遅すぎる

Q11	あなたの学年は？ 1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生
Q12	あなたの入学区分は？ 1. 3年併進型 2. 2年併進型
Q13	あなたの出身学部は？ 1. 法学部 2. 法学部以外
Q14 Q15 Q16	科目番号を、指示されたとおりに、 Q14とQ15とQ16に記入してください。

ご協力ありがとうございました。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】



資料 503 授業評価アンケート回収率推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
前期	71.7%	67.0%	61.3%	78.5%	78.4%
後期	69.4%	72.4%	77.6%	85.3%	81.0%

【法曹養成専攻事務室保管資料から作成】

資料 504 授業評価アンケート結果に対するコメント（抜粋）

2012 年度前期の授業評価アンケート結果に対するコメント

2012 年度法曹養成専攻 FD 委員

（注）科目は順不同です。特定の科目を探すときは、科目名又は担当者名を検索してください。非常勤講師の担当科目は対象外です。なお、掲載されていない科目については、後日掲載する予定です。

科目名	商法理論の展開
担当者	小柿徳武
1. アンケート結果についてのコメント	
<p>授業への満足度について、「満足」および「非常に満足」を合計すると 8 割を越えているので、基本的には来年度も、同様の形式で進めることとしたい。もっとも、他の科目と比べて難易度が高いと回答する学生が比較的多く、また、進度が速いとする回答がかなり多いので（「速い」と「速すぎる」を合計すると 6 割）、授業で扱う内容を精査し、レジュメを工夫するなどして、理解度があがるようにつとめたい。</p>	

科目名	民法Ⅳ（家族法の基礎）
担当者	森山浩江
1. アンケート結果についてのコメント	
<p>「難しい・非常に難しい」との回答が計 6 割近く、予習・復習ともかなり時間をかけて熱心に学習している様子がうかがえる一方、予習・宿題の量は 8 割近くが適度と回答しており、「満足・非常に満足」の回答は計 75%と比較的高いため、内容的には現状を基礎としてさらに改善をはかりたい。他方で、進度が「速い・速すぎる」の回答が 5 割近くに達している点は、2 単位科目にしては範囲が広いと詰め込みがちになることが原因と考えている。領域によってはもう少し内容を絞る等してペースの調整を検討したい。</p>	

科目名	法曹倫理
担当者	原田裕彦
1. アンケート結果についてのコメント	
<p>アンケート結果を見ると、予習復習の時間に関しては、平均よりもやや少ないことが認められる。これは、報告担当者制をとっているため、その影響が出ているものと思われる。教科の性質にもよるので、一概に平均的な予習復習時間をとらなければならないとする必要もないと思われるが、報告者以外の予習復習時間を増やすような工夫をしたい。</p>	

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

### 3 担当学生との面談の活用

各教員が授業以外に学生と接し、学生が抱えている学習上の問題を話し合う機会を確保するために、担当教員制を実施し、面談を実施しているが（基準7-1-1に係る状況、特に資料703参照）、この面談における学生の指摘や意見から、設備やカリキュラムなど、学習条件をめぐる問題点を把握し、これを専攻会議や以下の4に述べるFD集会、あるいはメーリングリストでの報告などによって全教員が共有できるようにして、教育方法改善のために役立っている【解釈指針5-1-1-1】。

### 4 FD集会などの開催

各学年の前期・後期にFD集会を持ち、成績評価の基準や方法、下位成績者への対応、未修者の教育方法などについて、経験を共有するとともに自由に意見を述べ、教育の改善に資する場としている（法曹養成専攻FD委員会規程第5条第2項）《資料501参照》《資料505参照》。また、そこでの検討結果を教育内容等の改善に効果的に結びつけるべく、集会などの検討の場には教務委員に出席してもらっている（同規程第5条第1項）《資料501参照》【解釈指針5-1-1-2】。

さらに、民事系、刑事系といった分野ごとの懇談会も適宜開かれている。分野ごとの懇談会では、当該分野に関連する研究者教員と実務家教員の双方の参加のもとで、授業内容、授業科目間の連携、授業の進め方等について改善に向けた検討や、双方の教員の共同での教育の企画を行っている。例えば、平成22年度開催の民事法関係の研究者教員および実務家教員による懇談会《資料506参照》において、法律基本科目の「民事法総合演習」の履修効果を高めるために開講時期を変更することが提案され、それに基づいて平成25年度から同科目の開講時期が変更されたほか、平成24年度開催の刑事法関係の研究者教員および実務家教員による懇談会において、研究者教員と実務家教員の合同のブリッジ企画「刑事裁判と法曹の役割」の開催が企画された《資料508参照》【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】。

なお、平成23年4月開催の専攻会議において、FD集会の検討結果としての議事録や、その他法科大学院の教育に関連する懇談会の記録は、法曹養成専攻事務室に提出することとされ、情報の集約化と一括した情報管理が行われており、検討結果の具体化に資するよう図られている【解釈指針5-1-1-4】。

**資料 505 平成 22 年度～24 年度 FD 集会開催日時および議題**

- \* 2010 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間
- 平成 22 年 4 月 20 日
- 1 平成 21 年度後期定期試験の成績について
  - 2 平成 21 年度後期授業評価について
  - 3 今年度以降の中間試験ほか学生の文章力を鍛えるための方策について
- 平成 22 年 7 月 20 日
- ・ 法律基本科目の基本的な知識の定着に向けて
- 平成 22 年 9 月 21 日
- 1 平成 22 年度前期定期試験の成績について
  - 2 平成 22 年度前期授業評価について
  - 3 今後の取り組みについて
- 平成 23 年 4 月 19 日
- ・ 平成 22 年度後期アンケート結果を踏まえた授業改善施策等
- 平成 23 年 9 月 22 日
- 1 シラバスと到達目標の記載の関係について
  - 2 今後の作業予定
- 平成 24 年 5 月 15 日
- 1 授業評価アンケート結果に対するコメントの公開手続
  - 2 授業と司法試験結果との関連性の検証
  - 3 今後の検討課題
- 平成 24 年 10 月 16 日
- 1 教員相互の授業参観
  - 2 その他
- 平成 25 年 3 月 19 日
- 1 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の教育方法
  - 2 授業評価アンケートの活用方法
  - 3 教員相互の授業参観
  - 4 その他

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

**資料 506 民事系研究者教員および実務家教員懇談会開催日時および議題**

- 平成 23 年 2 月 23 日 10：30～12：20
- 「民事系基本科目と実務科目の接続」についての懇談会
- 1 法科大学院の授業に関する基本的な観点について
  - 2 実体法と訴訟法の結びつき
  - 3 要件事実教育について
  - 4 実務科目のカリキュラムの変更について（提案）
- 平成 24 年 8 月 9 日 16：30～18：00
- 民事系の実務家教員・研究者教員意見交換会
- 1 今年の司法試験問題をどう見るか

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

**5 外部研修等への参加奨励**

教員の研修として、司法研修所の授業傍聴、大阪弁護士会の冒頭修習見学などの研修、日弁連主催の研究会や他大学での法科大学院教育関連の催し等の開催情報を各教員に通知することによって参加を奨励し、随時、教員の参加がなされている《資料 507 参照》【解釈指針 5－1－1－2】【解釈指針 5－1－1－3】。

資料 507 外部研究等への参加状況

年 月	外部研修名	参加者名
平成 20 年 6 月	大阪弁護士会修習生の事前研修について傍聴	島川 勝教授（当時）
平成 22 年 8 月	民事系教員研修（司法研修所）	原田裕彦教授
平成 23 年 1 月	司法研修所教官派遣講義（大阪修習）の民事弁護の講義を参観	山本健司特任教授
平成 23 年 4 月	臨床法学教育学会大会「法科大学院カリキュラムの再編と臨床法学教育」を傍聴	原田裕彦教授
平成 23 年 10 月	国際私法学会第 124 回大会のセッション「法科大学院における国際関係私法教育の現状と課題」の「国際私法」（狭義の国際私法）に関する報告（関西学院大学上ヶ原キャンパス）	国友明彦教授
平成 24 年 6 月	PSIM コンソーシアム法実務技能教育支援セミナー「NITA 法定弁護研修プログラム体験セミナー」に参加	原田裕彦教授
平成 24 年 10 月	大阪弁護士会第 66 期司法修習生事前研修講師	原田裕彦教授
平成 24 年 11 月	PSIM コンソーシアム法実務技能教育支援セミナー「弁護士研修と法科大学院の実務技能教育」民事系教員研修に参加	原田裕彦教授
平成 25 年 4 月	大阪弁護士会主催の冒頭修習の民事弁護講義（「保全・執行」と「訴状」）を傍聴	山本健司特任教授

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

## 6 実務家教員の教育上の経験の確保

平成 22 年度より、新任実務家教員を迎えたが、授業開始前より、同人への引き継ぎと研修を開始し、平成 22 年度の授業においては、同人と前任の実務家教員が共同して、民事訴訟実務の基礎、法曹倫理、中小企業向け法律相談、民事模擬裁判およびエクスターンシップの授業を担当することにより、新任実務家教員の法科大学院における教育上の経験の確保に努めた【解釈指針 5-1-1-3】。

## 7 学内の研究会における実務家教員からの実務上の知見の吸収

学内の研究会（民法研究会など）に実務家教員も出席し、研究報告や、議論の中で実務上の知見を伝えることにより、研究者教員の実務上の知見が増加している【解釈指針 5-1-1-3】。

## 8 実務家教員・研究者教員の共同授業担当等

刑事訴訟法総合演習は、実務家教員と研究者教員とが共同で授業を担当し、授業の企画、準備、実施に当たって有益な情報交換をしている《別添資料 3 シラバス、pp.29～30：「刑事訴訟法総合演習」参照》【解釈指針 5-1-1-1】【解釈指針 5-1-1-3】。

また、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにより設けられた中小企業法では、「中小企業法臨床教育システム」開発の成果として、実務家教員を含む多くの実務家と研究者教員とが共同でテキスト『中小企業法』（平成 19 年刊）を編纂した。その後、平成 23 年に改訂を行い、内容を更新した。同書の第 2 部「実務編」は、第 1 部「理論編」に従って講

義を行うにあたり、実務の現状を知るために有益な資料を含むものであり、研究者教員の実務上の知見の補充に貢献している【解釈指針5-1-1-3】。

さらに、実務家教員と研究者教員が協力して、適宜、ブリッジ企画と題して、学生の参加のもとで、双方の教員による講演・コメントおよび質疑応答からなる企画を開催し、双方の教員の知見向上と、学生に対する理論と実務の架橋の支援に努めている。例えば、平成25年4月16日に、ブリッジ企画「刑事裁判と法曹の役割」を開催した《資料508参照》【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】。

**資料508 ブリッジ企画**

ブリッジ企画

**刑事裁判と法曹の役割**

日時：2013年4月16日（火）13:00-14:30

場所：1号館128教室（2階）

講師：大江 洋一（法学研究科特任教授、大阪弁護士会）

高見 秀一（法学研究科特任教授、大阪弁護士会）

コメンテーター：三島 聡（法学研究科教授）

多くの人にとって、刑事裁判の場に立つことは、日常的ではないことです。講演者からは、刑事裁判に長く携わってこられた経験から、訴訟前、審理における弁護活動だけでなく、当事者に寄り添って何ができるかをお話し頂き、法科大学院、法学部で学ぶことが実務にどのように活かされるかを考えます。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

**9 カリキュラム・教育の在り方についてのプロジェクト・チームの設置と審議**

平成22年10月専攻会議において、「ロースクールにおけるカリキュラムと教育の在り方検討会議」の名称で、専攻長のもとに、今後のカリキュラム（主として法律基本科目）と教育の在り方を検討するためのプロジェクト・チームを設置することとなった。法曹養成専攻副専攻長（以下、「副専攻長」という）が議長となり、公法系、民事系、刑事系から選出された委員から構成されるが、その他の専攻会議メンバーの参加も歓迎するものとされている。平成22年11月に第1回会合が開催され、カリキュラム・教育・に関する課題の抽出が行われた後、平成23年3月までに計5回の会合を開いて、ロースクールにおけるカリキュラムと教育の在り方をめぐり集中的に審議が行われた。そこでの検討結果は、平成23年度からの未修者向け導入プログラムの導入、共通的到達目標モデルの学生への周知とシラバスなどによる授業での到達目標の明示など、教育内容および方法の改善に至っている《資料509参照》【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-4】【解釈指針5-1-1-1】。

資料 509 ロースクールにおけるカリキュラムと教育のあり方検討会議開催日時・議題

平成 22 年 11 月 16 日

1. 会議の目的と問題の所在と思われるもの
2. 問題の現状」法務省からの資料より
3. 次回までに行うことと、次回の検討事項
4. 専攻会議で出された意見

平成 22 年 12 月 14 日

1. 教育内容関係
2. カリキュラム関係：基礎演習構想の検討
3. AA の提供授業と LS の授業との連携確保

平成 22 年 1 月 11 日

1. カリキュラム関係：基礎演習構想の検討
2. 教育内容関係：
3. AA の提供授業と LS の授業との連携確保
4. その他

平成 23 年 2 月 15 日

1. 基礎演習の検討
2. 合格者アンケート結果の分析
3. その他

平成 23 年 3 月 8 日

1. 共同到達目標と授業との関連性
2. 今後の検討課題

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

本法科大学院は、開設当初から、研究者専任教員と実務家教員からなるFD委員会を組織し、少なくとも年2回、授業評価アンケートを実施するとともに、FD集会を開催することにより、アンケートの結果や学生の成績等も参考にしながら、教育方法その他教育に関する問題について意見交換および議論を行い、それを通じて教育に関する問題の発見およびその解決を図る努力を続けている。また、FD集会とならんで、民事系および刑事系といった分野ごとの実務家教員と研究者教員による懇談会を開催することを通じて、より個別分野ごとの教育方法等の改善や共同した教育の在り方についての検討を行っており、実務家教員と研究者教員との間での教育に関する積極的な情報交換を図っている。

また、比較的小規模である本法科大学院では、担当教員制やオフィス・アワーによって個々の学生の学習環境の現状や問題が把握されており、そのことが学習環境や教育方法の改善に生かされている。これは、担当教員による面接を通じて得られた情報の教員間での共有やFD集会での検討を通じて担保されている。

### 2 課題

教員同士の授業参観は、随時、個別的には行われているものの、組織的に行われてはいない。平成24年度のFD委員会において、授業参観の在り方について検討を開始し、現在も引き続き検討している。

FD集会の開催およびプロジェクト・チームによる教育の在り方をめぐる検討を通じて、教育内容および方法の改善のための方策の具体化がかなりの程度進められてきている。もっとも、教育の内容および方法については、常に継続的に検討されることが肝要である。新規に本法科大学院で教育を担当する教員に対する支援体制を含め、実務家教員と研究者教員間において連携を深める機会を、今後も継続的に持つ必要がある。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院の教育上の理念は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指すことにある。真のプロフェッションと呼びうるためには、①新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲、②実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法学等の科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力、および、③人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲、の3つの資質を兼ね備えていなければならない。本法科大学院における教育は、学生にそのような資質を身につけさせることを目的とするものである《別添資料6 大阪市立大学ロースクールパンフレット、および資料601参照》。

こうした教育上の理念および目的を踏まえ、本法科大学院は、アドミッション・ポリシーにおいて、すべての入学者に、本法科大学院における厳しい教育に耐えうるだけの基礎的な学力を備えていることに加えて、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求めることと、そしてさらに、人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようという姿勢は、異なる経験を有する者との接触を通して育まれるものであることから、学生層の多様性の確保を重視することを、明示している《資料602参照》。

教育上の理念および目的とアドミッション・ポリシーは、ウェブサイト、ロースクール説明会資料等を通じて公表されている。入学者選抜方法や教育活動等についても、パンフレットにその概略を、ウェブサイトはその詳細を掲載している。ウェブサイトにはまた、カリキュラムの概要や本法科大学院が実施した自己評価の結果等、法曹志望者が本法科大学院を受験するかどうかを判断するに際して参考になると思われる情報を、幅広く掲載している。また、本法科大学院の受験を考えている者を対象とした説明会を毎年度2回程度開催しているほか、新聞社等が開催するロースクール進学ガイダンスにも随時参加しており、それらの場でも、参加者からの質問に答えるかたちで、多様な情報を公開している《資料603参照》【解釈指針6-1-1-1】。



資料 601 教育上の理念・目的

◆ 教育上の理念、目的

大阪市立大学ロースクール(正式名称:大学院法学研究科法曹養成専攻)は、大都市大阪市の市域に設置される唯一のロースクール(法科大学院)として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。



真のプロフェッションと呼び得るためには

**第1に**、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていかうとする意欲とを有していなければなりません。

**第2に**、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければなりません。

**第3に**、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければなりません。

大阪市立大学ロースクールは、大都市という環境のなかで、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

◆ どのような法曹を養成するのか

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別されます。

大阪市立大学ロースクールは、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指します。

**第1は**、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹です。

**第2は**、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹です。

**第3は**、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹です。

【出典：法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト <http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/gaiyou01.html>】

資料 602 アドミッション・ポリシー

◆ アドミッション・ポリシー

入学者にはまず、本学ロースクールの厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められます。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断的に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければなりません。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目のすべてについて、すでに基礎的な学識を有していなければなりません。

そのような学力に加えて、本学ロースクールは、「教育上の理念、目的」の項で掲げたように、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求めます。本学ロースクールは、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指しますが、本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査されることになります。

さらに、本学ロースクールは、学生層の多様性を確保することを重視します。人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されると考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本学ロースクールが目指すもう一つの目的である。現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからです。



【出典：法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト <http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/senbatu02.html>】

資料 603 2012年度説明会開催実績

説明会のご案内

◆ 読売法科大学院・予備試験2013  
法曹を目指す方のための進学相談会&講演会(読売新聞社主催)

- ◆日時 平成24年6月16日(土)  
進学相談会 14:40~17:30  
講演会 13:00~14:30
- ◆会場 梅田アウラホール  
梅田スカイビル タワーウエスト10F

◆ 朝日新聞「法科大学院(ロースクール)進学ガイダンス&講演会」  
(朝日新聞社広告局主催)

- ◆日時 平成24年6月24日(日)  
進学ガイダンス(個別相談方式) 13:30~17:10  
特別講演 12:30~13:20
- ◆会場 梅田スカイビル タワーウエスト36階スペース36L・R

平成24年度説明会を、下記の通り開催致します。

◆ 第1回 大阪市立大学ロースクール説明会

- ◆日時 平成24年5月17日(木)  
16:30~18:00
- ◆会場 杉本キャンパス 法学部棟  
11階 大会議室
- ◆概要 個別相談  
講義内容  
入試概要  
資料配布
- ◆参加方法 自由参加(本学学生以外の参加も歓迎します)

◆ 第2回 大阪市立大学ロースクール説明会

- ◆日時 平成24年9月27日(木)  
18:00~18:50 (説明会)  
19:00~19:45 (施設見学会)
- ◆会場 杉本キャンパス 法学部棟  
11階 大会議室
- ◆概要 カリキュラム・授業概要説明  
平成24年度入試状況・平成25年度入試概要  
講演会「法曹への誘い」(本学実務家教員 原田裕彦教授)  
資料配布  
施設見学
- ◆参加方法 自由参加(本学学生以外の参加も歓迎します)

【出典：法学研究科法曹養成専攻ウェブサイト <http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/setumeikai.html>】

**基準 6-1-2**

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）

本法科大学院では、法曹養成専攻内に入試委員会を設置している。専攻長、副専攻長および専攻会議構成員 2 名の計 4 名の入試委員が入試委員会を構成する（法曹養成専攻入試委員会規程第 1 条・第 2 条）。入試委員会は、①適性試験、②出題・採点委員の選任と出題・採点の実施、③試験実施体制、④第一次選抜その他選抜に関する決定などの事項を審議し、専攻会議に提出する原案を作成し、必要な場合に適切な措置を講じることを、その任務としている（同規程第 4 条）《資料 604 参照》。

入学者選抜試験においては、まず、適性試験の成績等に基づく第 1 次選抜が実施される《資料 609 参照》。入試委員会が第 1 次選抜合格者の原案を作成し、専攻会議に提出し、専攻会議の承認を得て、第 1 次選抜合格者が確定する。第 1 次選抜合格者に対して実施される第 2 次選抜試験における 3 年標準型の小論文試験および 2 年短縮型の法律科目試験の出題および採点は、入試委員会が作成した原案に基づいて専攻会議で任命された出題・採点委員が、「その他の要素」の採点は、入試委員会が作成した原案に基づいて専攻会議で任命された採点委員が、それぞれ行う。

第 2 次選抜の可否は、3 年標準型の受験者については、適性試験、小論文、および「その他の要素」の合計点に基づいて、2 年短縮型の受験者については、適性試験、法律科目試験、および「その他の要素」の合計点に基づいて、判断される。入試委員会が原案を作成し、それに基づいて専攻会議が可否を決定するが、可否の確定には、専攻会議の判断を法学研究科教授会が承認することが必要とされている。

なお、合格者のうちで合格手続をした者が入学定員を下回り、追加合格が必要となった場合には、専攻会議であらかじめ決められた追加合格候補者を対象として、入学者選抜試験における成績順に、入試委員会が順次連絡をとり、追加合格者を確定するという手続が採られている。

また、法学既修者の認定に係る業務は、本法科大学院においては、2 年短縮型の受験者に対して課される法律科目試験の採点を通して行われている。法律科目試験は、憲法、民法、刑事法（刑法・刑事訴訟法）、商法（会社法・商法総則）、民事訴訟法の 5 科目について実施され、各科目について 2 名の、それぞれの科目を担当する教員のなかから任命された出題・採点委員が出題および採点を行い、法学既修者として入学を認めることができる程度の法律基本科目についての基本的な知識や分析能力を有しているかどうかを判断している。

以上のように、本法科大学院においては、入試委員会を中心として、入学者の適性および能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制が整備されている。

**資料 604 法曹養成専攻入試委員会規程（抜粋）**

（趣 旨）

**第1条** この規程は、法学研究科法曹養成専攻運営規程第5条の規定及び別表に基づき、法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）の入試委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（組織及び任命）

**第2条** 委員会は、専攻長、副専攻長、法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）の構成員の中から専攻会議により選出された2名の入試委員、及び、次項の規定する入試委員が選出された場合はその委員をもって組織する。委員長は互選によって決する。

**2** 専攻会議は、必要に応じ、さらに入試委員を選出することができる。

（任 務）

**第4条** 委員会は、次の事項を審議し、原案を専攻会議に提出するとともに、必要な場合には適切な措置を講じる。

- (1) 学生募集要項に関する事項
- (2) 適性試験に関する事項
- (3) 出題・採点委員の選任と出題・採点の実施に関する事項
- (4) 試験実施体制に関する事項
- (5) 第一次選抜、第二次選抜、追加合格者の決定に関する事項
- (6) 専攻長又は専攻会議により入試委員会に付託された事項
- (7) その他入学者選抜試験に関する一切の事項

（委員会の運営）

**第5条** 委員会は、前条の審議事項を検討し、専攻会議に提案又は報告する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

**基準 6-1-3**

**各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。**

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院の入学定員は、平成 21 年度入学者までは 75 名であり、3 年標準型を 40 名程度、2 年短縮型を 35 名程度としてきた。学生層の多様性を確保することに重きを置き、法学既修者以外の者の入学を予定する 3 年標準型に、全体の 5 割を超える定員を割り当ててきた。その後、平成 22 年度入学者からは、本法科大学院が、専門職大学院としての法科大学院に期待される法曹養成の中核的機関としての役割を、今後とも十全に果たしていくためには、優れた学生を確保することにこれまで以上に努力するとともに、そうして確保した学生に、これまで以上にきめ細かい教育を行っていくことが不可欠であるという認識に基づき、入学定員を 60 名に削減したうえで、このうち 3 年標準型を 30 名程度、2 年短縮型を 30 名程度とすることとし、現在に至っている。現状においてもなお、3 年標準型に入学定員の 5 割が割り当てられており、アドミッション・ポリシーに掲げられた、学生層の多様性を確保するという方針は維持されている。

入学者選抜試験は、アドミッション・ポリシーに掲げられた学生受入方針を踏まえて実施されている。3 年標準型の入学者は、適性試験、小論文、および「その他の要素」のそれぞれの得点の合計点に基づいて、2 年短縮型の入学者は、適性試験、法律科目試験、および「その他の要素」のそれぞれの得点の合計点に基づいて選抜している。「その他の要素」としては、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験および社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されている《資料 605 参照》。

**資料 605 第 2 次選抜試験の配点**

**ウ 第 2 次選抜試験の配点**

第 2 次選抜試験における配点は下記の表のとおりです。

なお、「その他の要素」は、出願書類 1、4、9～12 に基づき評価します。すなわち、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されます。

区 分	適性試験	第 2 次選抜試験		その他の要素	合 計
3 年標準型	100	小論文	100	40	240
2 年短縮型	100	法律科目 (各科目 100)	500	40	640

【出典：別添資料 7 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

なお、入学者選抜試験においては、公平性と開放性の確保が徹底されており、大阪市立大学法学部出身者が優遇されることはない。平成 25 年度入学者中では、大阪市立大学出身者は、3 年標準型では 19 名中 3 名（15.8%）、2 年短縮型では 26 名中 6 名（23.1%）であり、いずれも 4 分の 1 を下回っている。

ちなみに、大阪市立大学では、大学全体の制度として「大阪市住民およびその子」の入学料をその他の者よりも低く設定していることから、多数の大阪市民を含む大阪市立大学や大阪近

辺の大学の出身者が本法科大学院を志望する傾向があるかもしれない。

なお、本法科大学院は寄付の募集は行っていない。

また、身体に障害を有する等の事情により、受験に際して特別措置を必要とする者に対しては、個別に対応する旨を学生募集要項に記載し、出願者からの申し出に基づいて、個別に特別措置の内容を決定している《資料 606 参照》。これまでに、別室での受験、試験時間の延長、ノート・パソコンへの音声入力による答案作成等の要望に対応している《資料 607 参照》【解釈指針 6-1-3-1】。

**資料 606 特別措置を希望する者の出願について**

**6 特別措置を希望する者の出願について**

障害を有する等の理由により、本学の受験上・修学上の特別措置を希望する者は、平成 24 年 9 月 27 日（木）までに、法曹養成専攻事務室に申し出て相談してください。

なお、9 月 28 日（金）以降においても、可能な限り対応しますので、すみやかに申し出てください。

【出典：別添資料 7 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

**資料 607 受験特別措置について**

出願年度	出願区分	障害等の内容	特別措置内容
平成 20 年	3 年標準型 2 年短縮型	下肢の機能障害	車での入構および駐車 車椅子での受験 (試験室左側中央座席指定)
	3 年標準型	視覚障害	あまり太陽光の入らない部屋での受験 問題文の 1.5 倍拡大 試験時間の 1.3 倍延長 別室受験
平成 22 年	3 年標準型	視覚障害	問題文の 1.41 倍拡大 拡大鏡の使用
平成 23 年	3 年標準型 2 年短縮型	先天性脊髄発育不全症	座台の使用
平成 24 年	3 年標準型	体幹の機能障害 上肢の機能障害 下肢の機能障害	別室受験 試験時間の 2 時間延長 PC による解答 (PC の持込みおよび音声認識ソフトの使用可) 試験中の水分補給と常備薬の服用
	2 年短縮型	視覚障害	別室受験 試験時間の 1.5 倍延長 問題用紙の拡大版(1.2 倍)と原寸版の併用 ルーペの使用
平成 25 年	2 年短縮型	排泄コントロール不可能 突発的な腹痛	別室受験 排泄処理に長時間を要した場合の時間延長※

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

**基準6-1-4：重点基準**

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

入学者選抜試験においては、3年標準型でも2年短縮型でも、最終的な合否判定に当たって、適性試験の成績と「その他の要素」が、本法科大学院が実施する小論文試験や法律科目試験の成績とともに、所定の割合で考慮されることとされている。そうすることによって、本法科大学院での履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力および表現力、そしてさらには学習意欲等を多面的に審査したうえで、合格者が決定されている。

なお、2年短縮型の第2次選抜試験においては、適性試験の配点は、本法科大学院創設当初から、740点中200点にすぎなかったところ、平成23年度入学者選抜試験からは640点中100点と、その割合をさらに小さくしている。これは、2年短縮型の入学者は、法律基本科目30単位を履修したものと見なされることから、そうするにふさわしい法律基本科目についての十分な理解が求められるという判断に基づいてのことである《資料608参照》。

しかしながら、本法科大学院においては、入学者選抜試験の出願者数が募集定員の7倍程度を越えた場合には、適性試験の成績により第1次選抜をしているため、この適性試験の成績が低い者は、第2次選抜試験を受験することができない。また、平成25年度入学者選抜試験からは、適性試験の得点が本法科大学院の定める最低基準点に達しない者は、第1次選抜において不合格とするという扱いを実施している。そして、最低基準点は、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定している《資料609参照》。この措置によって、入学者選抜試験の出願者数が募集定員の7倍程度を下回った場合にも、適性試験の点数が著しく低い者は、第2次選抜試験を受験することができないこととなった。こうした第1次選抜における扱いを含めて考えるならば、適性試験の成績は、第2次選抜試験の配点が示している以上に重視されているとすることができる【解釈指針6-1-4-1】【解釈指針6-1-4-2】。

なお、3年標準型の小論文試験は、法学未修者であっても、法科大学院に進学する以上は当然に備えているべき一般的な判断力、思考力、分析力および表現力を試験するものであり、出題・採点に際しては、法学部出身者が有利にならないよう配慮されている。また、旧司法試験の短答式試験での合格実績や法学検定試験委員会が実施している法学検定試験の成績は、3年標準型の合格者選抜においてのみならず、2年短縮型の合格者選抜においても、一切考慮していない《資料610参照》。

**資料 608 2年短縮型第2次選抜試験の配点**

①平成16(2004)年度入学者選抜試験から平成22(2010)年度入学者選抜試験まで

区分	適性試験	第2次選抜試験	その他の要素	合計
3年標準型	100	小論文 100	40	240
2年短縮型	200	法律科目 500 (各科目 100)	40	740

\*合計が同点の者が複数ある場合、合否判定に際しては、第2次選抜試験(3年標準型：小論文、2年短縮型：法律科目)の成績上位者を優先することがあります。

【出典：平成22年(2010)年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項】

②平成23(2011)年度入学者選抜試験から

区分	適性試験	第2次選抜試験	その他の要素	合計
3年標準型	100	小論文 100	40	240
2年短縮型	100	法律科目 500 (各科目 100)	40	640

\*合計が同点の者が複数ある場合、合否判定に際しては、第2次選抜試験(3年標準型：小論文、2年短縮型：法律科目)の成績上位者を優先することがあります。

【出典：別添資料7 平成25(2013)年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項】

**資料 609 第1次選抜(抜粋)**

ア 第1次選抜

適性試験の得点が最低基準点に達しないものは、第1次選抜において不合格とします。最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定し、本研究科のホームページ上で速やかに公表します。

また、2年短縮型及び3年標準型それぞれの入学試験について、出願者数が募集人員の7倍程度を超えた場合には、適性試験の成績により2段階選抜を行い、第1次選抜合格者に第2次選抜試験を課します。

なお、適性試験における同点者が多数いる場合は、そのような者については、その他の提出書類に対する評価に基づいて選抜を行うこともあります。

ただし、この第1次選抜において、適性試験の点数のみによったのでは、第2次選抜試験の受験を認められる者のうちで社会人及び他学部出身者の割合が3割に達しない場合には、入学者の多様性を確保するため、社会人に限り、適性試験の点数とともに、実務等の経験をも考慮して、第2次選抜試験の受験の可否を決定します。

【出典：別添資料7 大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項】



**基準 6-1-5**

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本法科大学院では、入学者選抜試験の公平性・開放性を確保するため、定員に社会人特別枠や他学部出身者特別枠を設けていない。しかしながら、出願書類として、卒業（見込）証明書のほかに、①在籍したすべての大学・大学院の成績証明書、②自己評価書、および③成績申告書を提出させており、さらに任意に、④語学能力を証明する書類および⑤公的資格や特技を証明する書類（法学関係の検定試験を除く）の提出を認めており《資料 610 参照》、これらの提出書類に基づいて、多様な知識と経験を「その他の要素」として考慮し、合格者判定に反映させている。すなわち、「その他の要素」として、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験および社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などを総合的に審査したうえで、その結果を得点化し、合格者判定に反映させている【解釈指針 6-1-5-1 (1)】。

資料 610 出願書類（抜粋）

3	卒業（見込）証明書	<p>在籍又は出身大学（学部）長等が作成したもの（厳封不要）。                  複数の大学を卒業している者は、そのうち一つの大学の卒業証明書のみで結構です。大学院で学位を取得している者は、これに代えて学位取得を証明する書類を提出してください。成績証明書が卒業（見込）をも証明している場合には、それとは別に卒業（見込）証明書を提出する必要はありません。</p>
4	成績証明書	<p>在籍又は出身大学（学部）長等が作成したもの（厳封不要）。                  複数の大学に在籍した者、大学と大学院に在籍した者は、そのすべての大学の成績証明書が必要です（ただし、ここでいう「大学」には短期大学と高等専門学校は含まれません）。複数の大学院に在籍した者は、これに加えて、そのすべての大学院の成績証明書が必要です。</p>
9	自己評価書	<p>法曹を目指すに至った動機やこれまでの学習及び研究、職業経験、主婦・主夫としての経験、ボランティア経験、各種団体における指導者や組織の一員としての経験などさまざまな経験、並びに特技のうち、本専攻での学習や将来の法曹としての活動に役立つものを記載して、それらに基づいて自身の法曹としての適性について、2,000字以内で記載してください。ワープロ（ソフト）を用いて作成する場合には、A4用紙1枚に10～11ポイント、40字×25行（本文）で2枚に印刷してください。手書きの場合には、A4版横書きの原稿用紙に記載してください。いずれの方式による場合にも、その上部に「自己評価書」という標題を記入したうえで、署名（手書き）し、ホッチキス（ステープラー）などで左上をとじてください（各ページの上部に標題を記入し、署名してください）。</p>
10	成績申告書	<p>学部の成績について、本研究科所定の様式（11、13ページ）に従って申告書を作成してください。詳細は、「成績申告書の書き方」（9ページ）を参照のこと。</p>

11	語学能力を証明する書類 (任意)	<p>英語のほかに、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語、スペイン語、イタリア語も考慮対象となります。これら以外の外国語については、個別に問い合わせてください。ただし、いずれかの国家の制定法（ただし、特定の人的集団のみに適用される法を除く）を定めるために用いられている言語に限ります。</p> <p>外国語能力の証明書は、受験票に写真を貼付するなど受験手続が厳正な試験に基づき、かつ、一般的に信頼度の高い機関が発行したものでなければなりません。</p> <p>英語については、TOEFL 又は TOEIC の成績証明を提出することが望ましいですが、実用英語検定などその他の検定の合格証明書の提出も可とします。TOEFL、TOEIC は、公式の試験に基づき発行される公式認定証（TOEFL の Examinee's Score、TOEIC の Official Score Certificate）を提出する必要があります。TOEFL の ITP 又は TOEIC の団体特別受験制度（Institutional Program）を利用された場合、公式認定証が発行されませんので注意してください。</p> <p>検定の受験時期や証明書の発行時期については特に制限を設けません。証明書は原本を提出のこと。ただし、原本が1通しか発行されないなどの事情で、それを提出することが困難である場合にはコピーでも結構です。成績の提出は志願者が他の必要書類とともに行ってください。試験実施主体からの直送方式は受け付けません。</p>
12	公的資格や特技を証明する書類 (任意)	<p>「公的資格や特技」は上記「9 自己評価書」において本専攻での学習や将来の法曹としての活動に役立つことが明らかにされているものに限り、これらはこのような観点からの評価の対象となるものであり、公的資格や特技それ自体の価値をランクづけするのではないことに留意してください。</p> <p>なお、旧司法試験短答式合格歴や、同論文式試験の成績、日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績、その他法学関係の検定試験の成績は評価の対象になりませんので、提出しないでください。</p>

【出典：別添資料7 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

また、入学者選抜試験への出願者のうち、とりわけ実務等の経験を有する者については、上記の出願書類のうちの②自己評価書や⑤公的資格等証明書類等の審査を通して、その経験の実質を評価したうえで、それが本法科大学院での学習や将来の法曹としての活躍に役立つものであるかどうかという観点から、「その他の要素」の採点に加味している【解釈指針6-1-5-1(2)】。

出願者のうちで他学部出身者や社会人の占める割合が徐々に低下してきており、それに伴って、入学者のうちで他学部出身者や社会人の占める割合も徐々に低下している。この問題に対応すべきかについては、決め手を見出せないままに検討を続けているのが現状であるが、検討の過程で、本法科大学院では、出願者を社会人であると見なす要件を、厳しく設定しすぎているのではないかということが問題とされるに至った。そこで、他の法科大学院の社会人要件を参考に、平成23年度入学者選抜試験より社会人要件を緩和し、それまでは、本専攻に入学する以前に3年以上の社会経験を有する者を、社会人として扱うこととしていたのを改め、本専攻に入学する以前に1年以上の社会経験を有する者を、社会人として扱うこととした《資料611参照》。ただし、この変更は、1年以上の社会経験を有する出願者であれば、一律に、入学者選抜試験の可否判定において優遇するという趣旨ではない。それぞれの出願者の社会経験を個別に評価したうえで、「その他の要素」の採点に加味するという方式は、平成23年度以降の入学者選抜試験においても、それ以前と同様に維持されている。

この社会人であると見なす要件の緩和も手伝って、平成24年度までは、入学者のうちで他学部出身者又は社会人の占める割合は、それを下回ると何らかの改善措置を講じることが求め

られる2割という基準を下回ることなく推移してきた。ところが、平成25年度には、入学者45名のうちで他学部出身者は2名(4.4%)、社会人は7名(15.5%)となり、他学部出身者が全員社会人であったために、他学部出身又は社会人である者の数も7名(15.5%)となった。3年標準型と2年短縮型の内訳は、3年標準型で19名中4名(21.1%)、2年短縮型で3名(11.5%)であった。何らかの改善措置を講じることが求められる、他学部出身者又は社会人の占める割合が2割という基準すら達成されないという事態に、本法科大学院創設以来はじめて直面することとなったのである。

そこで、平成25年度の入学者の確定後直ちに、入学者選抜試験の在り方についての検討に着手した。検討の結果、入学者選抜試験を12月上旬という他の法科大学院と比べて遅い時期に実施していることや、2年短縮型の法律科目試験において、5科目すべてを同等に扱っていることが、志願者の減少、とりわけ、他学部出身の志願者や社会人経験のある志願者の減少につながっている可能性が高いことが判明した。そこで、平成26年度入学者選抜試験からは、入学者選抜試験の実施時期を早めるとともに、2年短縮型の法律科目試験については、他学部出身の志願者や社会人経験のある志願者の間では、必ずしも習熟のレベルが高くはないと考えられる商法と民事訴訟法の配点を少なくし、憲法、民法、刑事法の配点を多くすることを決定した【解釈指針6-1-5-1(3)(4)】。

なお、各年度の入学者のうちで他学部出身者又は社会人の占める割合は、ロースクールパンフレットやウェブサイト(<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/pdf/2013nyugaku.pdf>)で公表している《別添資料6 大阪市立大学ロースクールパンフレット参照》。

#### 資料 611 社会人の要件

##### ①平成16年度入学者選抜試験から平成22年度入学者選抜試験まで

本専攻の入学者選抜において、社会人とは以下のいずれかに該当する者です。

1. 大学の学部を最初に卒業した後、大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時において満3年以上を経ている者
2. 上記1の条件を満たさない者であっても、以下のいずれかのかたちで、3年以上の社会経験、すなわち、官庁、企業、各種団体等に常勤(いわゆる正社員であるか否かに関わりなく、1週20時間以上の勤務をいう。)で勤務した経験、又は自ら事業を営んだ経験、又は主婦若しくは主夫としての経験を有する者
  - (1) 大学の夜間部又は夜間主コースを卒業し、又は卒業見込みの者で、大学在学中に3年以上の社会経験を有する者
  - (2) 大学の学部を卒業し、又は卒業見込みの者で、大学入学以前に3年以上の社会経験を有する者
  - (3) 大学の学部を卒業し、又は卒業見込みの者で、大学在学中に休学し、その休学期間中に3年以上の社会経験を有する者
  - (4) 大学の学部を卒業し、又は卒業見込みの者で、大学入学前、大学の夜間部又は夜間主コース在学中、大学休学中、および大学卒業後の社会経験が、合算して3年を超える者

なお、社会経験が3年に満たない者であっても、その社会経験が本専攻における学習や将来の法曹としての職務にとって有益なものである者は、社会人として扱います。

【出典：平成22(2010)年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項】

##### ②平成23年度入学者選抜試験から

本専攻の入学者選抜において、社会人とは、本専攻入学前に、1年以上(大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除く。)学業以外の活動に従事することになるものを指します。

ただし、社会経験が1年に満たない者についても、その社会経験が本専攻における勉学や法曹としての職務に役立つと認められる場合には、社会人として扱います。

【出典：別添資料7 平成25(2013)年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項】

## 6-2 収容定員及び在籍者数等

### 基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、平成21年度までは1学年75名であったが、平成22年度より、1学年60名に削減した。したがって、平成22年度に3年標準型に入学した者が3年生となった平成24年度からは、3学年全体の収容定員は180名となっている【解釈指針6-2-1-1】。これに対して、平成25年5月1日の在籍者数は、休学中の者も含めて127名であり、収容定員を大幅に下回っている《資料612参照》。

なお、平成21年度までは、3年標準型の入学定員を40名程度、2年短縮型の入学定員を35名程度としており、平成22年度からは、3年標準型と2年短縮型のいずれも、募集定員を30名程度としているので、この入学定員どおりに学生が入学し、標準在学年限で修了しているとすると、平成25年5月1日の在籍者数は150名となるはずである。しかしながら、上記のとおり、実際の在籍者数は、これを下まわっている。

こうした状況が、本法科大学院の創設以来続いており、在籍者数が収容定員を上回るという事態に直面したことがないため、そうした状態が恒常的とならないための措置も、これまでのところは講じていない【解釈指針6-2-1-1】。

資料612 在籍者数一覧

	1年次生	2年次生	3年次生	合計	収容定員
平成21年	41	67	74	182	225
平成22年	38	59	65	162	210
平成23年	36	59	55	150	195
平成24年	37	53	56	146	180
平成25年	30	53	44	127	180

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

**基準6-2-2****入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。**

(基準6-2-2に係る状況)

本法科大学院においては、毎年度、過去の入学者選抜試験における入学手続き率を考慮して、入学定員を上まわる数の合格者を出してきた。しかしながら、入学者が募集定員を大幅に上まわることがないように、合格者の数をやや控え目に決定してきたため、入学手続き者数が入学定員を下まわり、若干名の追加合格者をだすことが恒常化していた。したがって、入学手続き者数と入学定員との乖離はほとんどない状態が続いてきた《資料 613 参照》。

ところが、平成 25 年度入学者選抜試験においては、出願者が大幅に減少したため、入学者選抜試験の競争性を維持するためには、当初の合格者と追加合格者とをあわせても、入学定員を大幅に下回る入学者しか確保できないという事態となった。すなわち、平成 25 年度入学者選抜試験においては、入学定員を充たすことよりも、入学者選抜試験の実質競争倍率が 2 倍を下回らないことを重視したために、3 年標準型で 19 名、2 年短縮型で 26 名、合計で 45 名の入学者しか確保できなかった。

入学者が入学定員を大幅に下回る状態が恒常化することは望ましくないため、本法科大学院では、平成 25 年度入学者選抜試験終了後ただちに、入学者選抜試験の改革について検討を始め、試験日が、関西圏の国立大学の入学者選抜試験がすべて終了した後の、12 月上旬に設定されていることが、出願者を少なくしている一因ではないかと考えられたことから、平成 26 年度入学者選抜試験は、これまでよりも 1 か月以上早い 10 月下旬に実施することを決定した。また、2 年短縮型の法律科目試験において、5 科目すべてを同等に扱っていることが、志願者の減少、とりわけ、他学部出身の志願者や社会人経験のある志願者の減少につながっている可能性が高いことが判明したため、平成 26 年度入学者選抜試験からは、他学部出身の志願者や社会人経験のある志願者の間では、必ずしも習熟のレベルが高くはないと考えられる商法と民事訴訟法の配点を少なくし、憲法、民法、刑事法の配点を多くすることを決定した。

こうした措置を講じても、出願者が増加しないようであれば、平成 22 年度に実施した収容収用定員の削減に続いて、さらなる収容定員の削減を検討せざるを得ないであろう。

資料 613 入学者受け入れ状況

	出願区分	募集定員	第2次選抜合格者数	追加合格者数	入学者数 (追加合格者含む)
平成16年度	3年標準型	40程度	59	7	37
	2年短縮型	35程度	55	2	32
	合計	75	114	9	69
平成17年度	3年標準型	40程度	55	6	30
	2年短縮型	35程度	52	4	41
	合計	75	107	10	71
平成18年度	3年標準型	40程度	64	4	38
	2年短縮型	35程度	49	5	36
	合計	75	113	9	74
平成19年度	3年標準型	40程度	61	7	39
	2年短縮型	35程度	56	0	37
	合計	75	117	7	76
平成20年度	3年標準型	40程度	60	8	36
	2年短縮型	35程度	51	5	35
	合計	75	111	13	71
平成21年度	3年標準型	40程度	53	6	38
	2年短縮型	35程度	47	14	36
	合計	75	100	20	74
平成22年度	3年標準型	30程度	46	8	27
	2年短縮型	30程度	68	8	27
	合計	60	114	16	54
平成23年度	3年標準型	30程度	44	13	28
	2年短縮型	30程度	71	1	30
	合計	60	115	14	58
平成24年度	3年標準型	30程度	48	3	27
	2年短縮型	30程度	71	5	28
	合計	60	119	8	55
平成25年度	3年標準型	30程度	30	1	19
	2年短縮型	30程度	59	1	26
	合計	60	89	2	45

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

**基準6-2-3：重点基準**

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

本法科大学院の入学定員は、平成21年度までは、3年標準型が40名程度、2年短縮型が35名程度であったが、平成22年度からは、3年標準型と2年短縮型のいずれも、30名程度に削減した。

本法科大学院創設以来の入学者選抜試験における出願者数および競争倍率の推移は、資料614のとおりであり、減少傾向にはあるものの、平成24年度入学者選抜試験までは、入学者選抜試験の競争性を確保しつつ入学定員を充足することが十分に可能であった。

ところが、平成25年度入学者選抜試験において、大幅な出願者の減少が生じ、入学者選抜試験の競争性を確保しつつ入学定員を充足することが困難な状況が生じた。そして、入学者定員の充足よりも入学者選抜試験の競争性の確保を重視すべきであるという専攻会議の判断に基づいて、入学者選抜が実施され、その結果、2年短縮型では、入学定員30名に対して入学者26名と、若干の定員割れで済んだものの、3年標準型では、入学定員30名に対して入学者19名と、大幅な定員割れが生じることとなった。ただし、平成25年度入学者選抜試験における出願者の減少が一過性のものなのか、それとも、今後も同程度もしくはより少ない志願者しか期待することができないのかは、判断困難である。そこで、直ちに収容定員および入学定員の削減を行うことはせず、まずは入試日の変更等を行い、その効果を検証したうえで、出願者の減少は不可避であると判断されたならば、その段階で収容定員および入学定員の削減についても検討することを、専攻会議において決定した。

なお、本法科大学院の修了者のほとんどは、法曹を志し、司法試験を受験しているが、受験者数、合格者数、および合格率の推移は、資料615に示したとおりである。合格率は低落傾向にあるものの、平成21年度と平成24年度を除いては、受験者全体の合格率を上まわっており、合格率の低迷を理由として収容定員および入学定員の削減を行う状況には至っていないと考えられる。ただし、平成24年度の合格率の大幅な落ち込みが一過性のものではなく、今後も同程度の合格率で推移するようであれば、法曹養成の中核的機関としての役割を責任を持って遂行していくために、収容定員および入学定員の削減を検討せざるを得ないであろう。

ちなみに、本法科大学院の専任教員数は、研究者専任教員8名、研究者兼専任教員3名、実務家専任教員1名、実務家みなし専任教員2名の合計14名であり、専門職大学院設置基準上、置くべきとされる専任教員数12名を上まわっている。また、法律基本科目にはすべて、専任教員が配置されている。したがって、専任教員数の不足から、収容定員および入学定員の削減を検討せざるを得ない状況にはない。しかしながら、平成24年度の司法試験合格率の大幅な落ち込みが一過性のものではないとしたならば、司法試験合格率を高めるために、これまで以上に、学生一人ひとりの特性に配慮した、きめ細かな教育を行っていく必要がある。そして、そのための一方策として、教員一人あたりの学生数を少なくするために、収容定員および入学定員の削減を実施せざるを得ないかもしれない。

いずれにせよ、現時点では収容定員および入学定員を直ちに削減すべき状況には至っていないが、今後の事態の推移次第では、収容定員および入学定員の削減を実施せざるを得なくなることも予想される。誤りのない判断を行うために、当面は、これまでどおり、入試委員会、教

務委員会、修了生委員会等を中心に、基礎的なデータの収集・蓄積と、その分析を継続していく予定である。

資料 614 受験者数、合格者数、および合格率の推移

	2年短縮型		3年標準型		合計	
	志願者数	倍率	志願者数	倍率	志願者数	倍率
平成 16 年度	400	11.4	878	22.0	1,278	17.0
平成 17 年度	204	5.8	316	7.9	520	6.9
平成 18 年度	385	11.0	300	7.5	685	9.1
平成 19 年度	448	12.8	483	12.1	931	12.4
平成 20 年度	395	11.3	403	10.1	798	10.6
平成 21 年度	299	8.5	266	6.7	565	7.5
平成 22 年度	291	9.7	201	6.7	492	8.2
平成 23 年度	295	9.8	147	4.9	442	7.4
平成 24 年度	239	8.0	125	4.2	364	6.1
平成 25 年度	142	4.7	69	2.3	211	3.5

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

資料 615 司法試験合格者数および合格率の推移

	全法科大学院			大阪市立大学法曹養成専攻		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成 18 年度	2,091	1,009	48.3%	26	18	69.2%
平成 19 年度	4,607	1,851	40.2%	72	31	43.1%
平成 20 年度	6,261	2,065	33.0%	82	33	40.2%
平成 21 年度	7,392	2,043	27.6%	96	24	25.0%
平成 22 年度	8,167	2,074	25.4%	119	31	26.1%
平成 23 年度	8,765	2,063	23.5%	120	30	25.0%
平成 24 年度	8,387	2,102	25.1%	102	18	17.6%

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】



## 2 特長及び課題等

### 1 特長

本法科大学院の入学者選抜の特長として、まずあげるべきは、大阪市立大学出身者のための特別枠を設けていないことはもちろん、他学部出身者特別枠や社会人特別枠なども設けておらず、入学者選抜試験の「公平性」と「開放性」を徹底して確保している点である。

それに加えて、入学者選抜試験の「公平性」と「開放性」とともに、入学者の「多様性」をも確保するために、出願者すべてに自己評価書等の提出を求め、出願者それぞれの社会人としての経験等を「その他の要素」としてきめ細かく評価している点も、特長としてあげることができる。

### 2 課題

本法科大学院では、平成 25 年度入学者選抜試験において、志願者の大幅な減少が生じ、入学者選抜試験の競争性を確保するために、合格者を絞り込まざるを得ないという事態が生じた。その結果、3 年標準型で、大幅な定員割れが生じた。志願者減が一過性のものであれば問題はないが、今後も志願者数の増加が見込めないようであれば、収容定員および入学定員の削減が、不可避の課題となるであろう。

また、平成 24 年度の司法試験において、本法科大学院修了者の合格率が、全受験者の合格率をかなり下回るという事態が生じた。これが一過性の事態であれば問題ないが、今後も司法試験の合格率の低迷が続くようであれば、カリキュラムや教育方法の見直しとともに、入学者選抜試験の見直し、そしてさらには、教員一人あたりの学生数を少なくし、これまで以上に学生一人ひとりの特性に配慮した、きめ細かな教育を実施していくための、収容定員および入学定員の削減が課題となるかもしれない。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

#### 1 学習支援の全体像

本法科大学院の学習支援は、折々に行われる各種のガイダンス(説明会)、入学前のガイダンスに際して行われる個別相談、入学後に毎年担当教員により行われる面談、オフィス・アワー、本法科大学院修了者である若手弁護士によるアカデミック・アドバイザー制度等、多様な形で行われている。

第1に、折々に行われる各種のガイダンス(説明会)による学習支援がある。入学前には、入学者が入学当初から効果的な学習を始めることができるよう、入学手続き時の文書配布や個別相談、3月初旬には、新入生向けの説明会が行われる(詳細は後述2のとおり)。入学直後の講義開始前に、1年次生向けと2年次生向けのそれぞれの導入プログラムが行われる。また、定期試験終了直後と前期の授業開始時には開講科目の各担当教員による科目別の履修ガイダンスがあり、それぞれの授業の内容や進め方等を解説し、質疑応答の機会を設けている《資料701および702参照》。

#### 資料701 2013年度前期ガイダンス式次第

法学研究科法曹養成専攻ガイダンス		前後の部(全学生対象)	
平成25年4月2日(於730(+740)教室)		[730教室/司会:教務委員]	
<b>左前の部(730教室:新入生対象)</b> 1 あいさつ 10:00~10:15 (司会:教務委員) ①研究科長 永井史男教授 ②専攻長 渡邊 賢教授 ③実務家教員代表 (仲田教授)		9 全員に対する説明など(事務室からのお知らせを含む) 13:00~13:20  10 在学生から新入生に向けての挨拶 13:20~13:30  1.1 授業の準備に関する説明(質疑応答を含む) 13:30~	
2 履修に関する説明(教務委員) 10:15~10:50 講義、履修方法、時間割、履修モデル、オフィス・アワー等の説明		<選択科目> ①法社会学 阿部教授 ②中国法 王教授 【1年次生は740教室へ移動】 ③租税法 濱教授 ④消費者法 島川教授 ⑤社会保障法 木下教授 ⑥国際家族法・国際民事手続法 田友教授 ⑦国際人権法 松田教授 【3年次生は解散】	
3 各種手続に関する説明(事務担当者) 10:50~10:55 履修登録、その他の手続等の説明		<2年次生必修科目> 14:10頃開始予定 ①行政活動と法 松戸准教授 ②公法総合演習I 渡邊教授 ③民法IV 森山教授 ④民法総合演習II 高橋真教授 ⑤商法総合演習I 高橋英治教授 ⑥民事訴訟法II 高田昌宏教授 ⑦刑事訴訟法総合演習 高田昭正教授・高見教授 ⑧法曹倫理・民事訴訟実務の基礎 原田教授 ※ 科目説明終了後、自習室へくじ引き	
4 特待生制度の説明(教務委員) 10:55~11:05		※ 科目説明終了後、自習室へくじ引き	
5 関係施設とその使用方法等の説明(事務担当者) 11:05~11:20 ①自習室の説明 使用規程の説明 ②資料室の説明 使用規程の説明 コピーカード等の説明 ③TKCの説明 内容と使用方法の説明 ④学術センターのガイダンス日紹介 ⑤その他		[740教室/司会:教務委員] <1年次生必修科目> 13:30頃開始予定 ①人権の基礎理論 渡邊教授 ②民法I 杉本准教授 ③民法III 森山教授 ④商法 吉井教授 ⑤刑法I 金澤教授 ⑥刑法II 恒光教授 ※ 科目説明終了後、自習室へくじ引き	
6 質疑応答 11:20~11:30			
7 法学会会長あいさつと法学会の説明(米澤広一教授) 11:30~11:40			
(8 生協/学生会 説明 それぞれ5分程度)  (昼休み)			

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 702 2013 年度新 3 年次生向けガイダンス

法曹養成専攻 2013 年度前期科目説明会 (新 3 回生向け)

2013.01. 法曹養成専攻教務委員

- 1 日時 2013 年 2 月 14 日 (木) 13:30
- 2 場所 730 教室 (法学部棟)
- 3 内容
  - (1) 一般的説明 (森山教務委員) [730 教室] 13:30~13:45
  - (2) 年次別の科目の説明 13:45~  
 新 3 回生配当科目 [730 教室] (司会: 森山教務委員)
    - ① 刑事訴訟実務の基礎 (大江・高見)
    - ② 憲法訴訟理論の展開 (渡邊)
    - ③ 民法理論の展開 I (森山)
    - ④ 商法理論の展開 (小柿)
    - ⑤ 刑事法理論の展開 (高田昭正・三島)
    - ⑥ 法文書作成 (山本)
    - ⑦ 金融・保険法 (吉井)
    - ⑧ 民事執行・保全法 (仲田)
    - ⑨ 民事再生・会社更生法 (高田賢治)
    - ⑩ 倒産法演習 (木村)
    - ⑪ 労働法演習 (根本)
    - ⑫ 知的財産法 II (松村)

※順番は変動することがあります。

★ガイダンス終了後新 3 回生は、自習室のくじ引きを行います。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

第 2 に、履修モデルの提示による指導がある。本法科大学院は、大阪市が大都市であるがゆえに発生するさまざまな法的問題（具体的には企業の経済活動、社会的弱者を含む市民の日常生活、経済・社会のグローバル化に関わる問題）に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを理念としている。その理念を実現すべく、企業の経済活動に関わる科目（経済法・演習、知的財産法 I・II・演習、国際経済法、国際取引法、金融・保険法、民事再生・会社更生法、中小企業法、中小企業向け法律相談など）、市民生活に関わる科目（社会保障法、労働法・演習、破産法、国際家族法、消費者法など）、グローバル化に関わる科目（国際法・演習、国際人権法、国際経済法、国際取引法、国際財産法、国際民事手続法、英米法、ドイツ法、中国法など）を提供している。各学生が、各自の志望に沿い、かつ本法科大学院の教育の理念をふまえて、見通しをもって効果的に学習できるような科目の履修を進めていくことができるように、上記の理念に応じた 3 つの履修モデルを設定し、各種の説明会（特に新入生向け）においてもこれを提示して目安とするよう指導している《資料 101 参照》。

第 3 に、担当教員制があげられる。1 年次生 3~4 人、2・3 年次生 5~7 人に教員 2 名ずつを担当教員として割り当て、個別に相談に応じている。担当教員は、毎年 5 月頃、受け持ちの学生全員と面談をするとともに、学生からの個別の相談にも臨機応変に対応できる態勢をとっている。学生の個別の学習上・生活上の悩みに関する相談のほか、カリキュラムや資料室の蔵書、備品、ゼミ室の利用などについての要望も、この面談を通じて出されている《資料 703 参照》。

資料 703 担当教員一覧表

平成25年度 法曹養成専攻 クラス担任表

1回生		2回生		3回生	
学籍番号	備考	学籍番号	備考	学籍番号	備考
P13JA001	平・森山	P12JA003	小柿・松村	P13JA201	平・森山
P13JA002	平・森山	P12JA004	平・森山	P13JA202	平・森山
P13JA003	平・森山	P12JA005	平・森山	P13JA203	三島・仲田
P13JA004	三島・仲田	P12JA006	高田(昌)・大江	P13JA204	三島・仲田
P13JA005	高田(昌)・大江	P12JA007	高田(昌)・大江	P13JA205	高田(昌)・大江
P13JA006	高橋(英)・山本	P12JA008	高橋(英)・山本	P13JA206	高田(昌)・大江
P13JA007	高橋(英)・山本	P12JA010	高橋(英)・山本	P13JA207	高橋(英)・山本
P13JA008	高橋(眞)・吉井	P12JA012	高橋(眞)・吉井	P13JA208	高橋(英)・山本
P13JA009	高橋(眞)・吉井	P12JA013	根本・高見	P13JA209	高橋(英)・山本
P13JA010	高橋(眞)・吉井	P12JA014	根本・高見	P13JA210	高橋(眞)・吉井
P13JA011	根本・高見	P12JA015	三島・仲田	P13JA211	高橋(眞)・吉井
P13JA012	根本・高見	P12JA016	三島・仲田	P13JA212	高橋(眞)・吉井
P13JA013	原田・高田(賢)	P12JA018	原田・高田(賢)	P13JA213	根本・高見
P13JA014	原田・高田(賢)	P12JA020	阿部・松戸	P13JA214	根本・高見
P13JA015	阿部・松戸	P12JA022	王・金澤	P13JA215	原田・高田(賢)
P13JA016	王・金澤	P12JA024	王・金澤	P13JA216	原田・高田(賢)
P13JA017	王・金澤	P12JA026	国友・杉本	P13JA217	阿部・松戸
P13JA018	国友・杉本	P11JA003	小柿・松村	P13JA218	阿部・松戸
P13JA019	小柿・松村	P11JA006	平・森山	P13JA219	阿部・松戸
P12JA001	小柿・松村	P11JA013	高田(昌)・大江	P13JA220	王・金澤
P12JA002	小柿・松村	P11JA018	高橋(眞)・吉井	P13JA221	王・金澤
P12JA009	高橋(英)・山本	P11JA020	根本・高見	P13JA222	国友・杉本
P12JA011	高橋(眞)・吉井	P10JA003	国友・杉本	P13JA223	国友・杉本
P12JA017	原田・高田(賢)	P09JA038	原田・高田(賢)	P13JA224	国友・杉本
P12JA019	阿部・松戸			P13JA225	小柿・松村
P12JA021	阿部・松戸			P13JA226	小柿・松村
P12JA023	王・金澤			P12JA214	根本・高見
P12JA027	国友・杉本			P12JA217	原田・高田(賢)
P11JA019	根本・高見			P12JA228	国友・杉本
P11JA021	根本・高見			P11JA203	小柿・松村
				P11JA001	国友・杉本
				P11JA004	小柿・松村
				P11JA007	平・森山
				P11JA008	平・森山
				P11JA009	三島・仲田
				P11JA010	三島・仲田
				P11JA011	高田(昌)・大江
				P11JA012	高田(昌)・大江
				P11JA014	高橋(英)・山本
				P11JA015	高橋(英)・山本
				P11JA016	高橋(眞)・吉井
				P11JA022	原田・高田(賢)
				P11JA024	阿部・松戸
				P11JA026	阿部・松戸
				P11JA027	王・金澤
				P11JA028	王・金澤
				P10JA007	高田(昌)・大江
				P10JA008	高田(昌)・大江
				P10JA010	三島・仲田
				P10JA011	阿部・松戸
				P10JA023	平・森山
				P10JA026	原田・高田(賢)
				P12JA202	小柿・松村
				P12JA203	平・森山
				P12JA204	三島・仲田
				P12JA205	三島・仲田
				P12JA206	三島・仲田
				P12JA207	三島・仲田
				P12JA208	高田(昌)・大江
				P12JA209	高田(昌)・大江
				P12JA210	高橋(英)・山本
				P12JA211	高橋(英)・山本
				P12JA212	高橋(眞)・吉井
				P12JA213	高橋(眞)・吉井
				P12JA215	根本・高見
				P12JA216	根本・高見
				P12JA218	原田・高田(賢)
				P12JA220	阿部・松戸
				P12JA221	阿部・松戸
				P12JA222	王・金澤
				P12JA223	王・金澤
				P12JA224	王・金澤
				P12JA226	国友・杉本
				P12JA227	国友・杉本

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

第4に、各教員は、授業を担当する学期について、毎週一定の時間帯などにオフィス・アワーを設定している（詳細は後述3のとおり）。

第5に、広い意味で教務に関わる事項については、教務委員が、学生からの要望や相談・問合せに応ずることになっており、オフィス・アワーや学期末の無記名アンケート（各科目の授業アンケートとは別に行われる）等を通じて、実にさまざまな相談等が寄せられる。カリキュラム一般や蔵書・備品などについての要望はもとより、クラス分けや定期試験日程、卒業後の図書館・資料室の利用に関する要望などである。これにより、学習支援の体制の整備について不十分な点がないか、要望・意見をくみ取れるように努めている《資料704参照》。

資料 704 教務委員アンケート

教務関係のアンケート

法曹養成専攻教務委員  
2013年1月実施

以下の質問に対して、無記名で、一人一枚、回答してください。  
書くスペースが足りない場合は、裏に記入してください。

- 1 あなたは、何回生ですか。
- 2 カリキュラム全体に対する意見があれば、自由に書いてください。
- 3 予習・復習を含めた全体の勉強時間と各科目の勉強時間のバランスについて意見があれば、自由に書いてください。
- 4 個別の科目に対する意見があれば自由に書いてください。
- 5 その他、意見要望があれば自由に書いてください。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

第6に、本法科大学院修了者である若手弁護士によるアカデミック・アドバイザー制度がある（詳細は後述4のとおり）。

以上のほか、本法科大学院では、教員と学生との距離をできるだけ狭め、学生が教員に質問や相談をしやすい環境をつくるよう心がけている。例えば、各教員は、毎回の授業終了後、学生からの個別の質問に丁寧に答えるようにしているのはもちろんのこと、オフィス・アワー以外の時間帯でも、学生の質問に可能なかぎり応じるようにしている。教員が研究室にいと、オフィス・アワー以外でも学生が質問しにくることもしばしばであり、また、教員がキャンパス内を歩いているのを学生が認めて、質問しにくるということもめずらしいことではない。

なお、本法科大学院は、規模が比較的小さいこともあって、学習相談室のような独立した相談窓口は置いていない。教員が面談や電子メールにより随時相談に応じている。もっとも、重要な相談についてまで、個々の教員の対応に委ねているわけではない。相談を受けた教員が、正副専攻長や関係する教員と連絡を取り合い、専攻全体として取り組むようにしている。個々の教員の熱意と教員相互の協力体制により、学生の悩みや要望を吸い上げ、適正に解決できるよう努めているところである【解釈指針7-1-1-1】。

## 2 入学時における配慮

### (1) 入学当初から効果的な学習を行う為の配慮

入学前に始まる学習支援としては、まず、1月の入学手続きの際に、法学入門書等の紹介の文書や、前期開講科目の教科書・予習範囲に関する書面を配布する《資料705参照》。それに加えて、希望者には、正副専攻長や教務委員など専任教員6、7人が個別相談に応ずる。個別相談を通じて、学生の不安感等を取り除き、入学後の学習に円滑に入っていけ

るよう努めている。個別相談の内容は多岐にわたるが、入学までの勉強の仕方・程度、授業の形態や予習・復習の量などが含まれる。また、既修入学者は、入学試験の科目別の成績をふまえ、入学前に特に復習の必要が高いと考えられる科目がある場合にはこれを本人に通知し、個別相談を受けるよう指導している（平成25年度入学者から実施）《資料706参照》。

**資料705 入学時配布の推薦書等（抜粋）**

法学入門関連の推薦書について

特定の前期科目の予習のために必要というわけではありませんが、法科大学院での学修の前提として、法学に関する入門文献のうち下記のことを推薦します。各科目で求められた予習文献を読むための基礎的な知識を得るといって学修の助けとなることと思います。

このうち、①の『プレップ法学を学ぶ前に』は、入学時導入プログラムのテキストとして使用します。②以下の文献についても、書店などで実際に見比べたうえで、各自の興味や法学知識に応じて、学修の助けとされることを推薦します。

<一般的な文献>

①道垣内（どうがうち）弘人『プレップ法学を学ぶ前に』（弘文堂、2010）

法解釈の仕方や判決の読み方など、法学を学び始めた頃に直面しがちな課題について、わかりやすい解説を加えた本です。

（以下、略）

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

**資料706 個別相談指導を受けるようにとの通知**

個別学習相談のご案内

受験番号 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 様

大阪市立大学大学院法曹養成専攻平成25年度入学者選抜試験に合格され、おめでとうございます。合格されたのは、もちろん、受験の成績が良かったからですが、大阪市立大学大学院法曹養成専攻では、2年短縮型の受験者につきましては、適性試験、法律科目試験、その他要素の合計点で合否を判定していますので、合格したからといって、法律科目試験の全科目の成績が良かったわけではありません。特定の法律科目の試験成績があまり良くなくても、他の法律科目の試験成績が良ければ、合格することは十分に可能です。

しかし、入学者選抜試験において特定の法律科目の成績が良くなかった受験生は、他の科目はともかく、その科目については、学習が不十分なのではないかと考えられます。そして、そのままの状態で大阪市立大学大学院法曹養成専攻に入学すると、入学後の学習に困難が生じるのではないかと考えられます。

そこで、大阪市立大学大学院法曹養成専攻では、2年短縮型の合格者のうちで、特定の法律科目の試験成績が基準点を下回っていた方については、入学手続きに際して、必ず個別の学習相談を受けていただくことにしました。

あなたは、入学者選抜試験において以下の科目が基準点未満でしたので、個別の学習相談の対象者に該当します。

つきましては、本日午後1時からこの建物6階の会議室で開催される個別学習相談会に、必ず参加するようにしてください。なお、会議室において、相談に応じている教員に、この紙を提示してください。

●個別学習相談の対象となる科目

（入学者選抜試験での得点が基準点未満だった科目）

【 科目名 】

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

次に、3月上旬の土曜日または日曜日には、新入生向けに説明会を行う（ただし入学前であることを考慮して学生の出席は任意としている。欠席した学生には配布書類を送付している）。本法科大学院の便覧や講義概要、前期開講の各科目の資料集を配布したうえ、教務委員等から、授業の進め方や法分野ごとの勉強の仕方などについて説明する《資料 707 参照》。この段階で、学生は、分野別の勉強の仕方や各授業の全体像・狙いを理解することができ、また、配布資料に基づいて本格的に予習できる態勢になる。

資料 707 新入生向け入学前説明会式次第

2013年度 新入生向け入学前説明会	
2013年3月2日（土）13時から15時45分 法学部棟11階会議室	
司会 教務委員	
1	専攻長あいさつ（渡邊専攻長） 13:05～13:15
2	教育内容の説明
	(1) シラバスの一般的説明（教務委員） 13:15～13:25
	(2) ロースクールにおける勉強についての一般的説明（教務委員） 13:25～13:35
	(3) 分野別の説明 13:35～14:20 各15分程度の説明
	①公法科目の内容・予習の内容について（渡邊専攻長、松戸教務委員）
	②民法法科目の内容・予習の内容等について（高橋副専攻長、森山教務委員）
	③刑事法科目の内容・予習の内容等について（三島教授）
3	質疑応答 14:20～14:45
4	事務的手続き 14:45～15:00
5	生協からの説明 15:00～15:05
6	施設の見学 15:05～15:45
7	アカデミックアドバイザーによる学習オリエンテーション 16:00～17:00（頃）
	未修者向け（高見弁護士） 130教室（1号館3階）
	既修者向け（静谷弁護士） 131教室（1号館3階）

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

さらに上記に加えて、アカデミック・アドバイザーが授業の予習および復習の仕方、司法試験の受験に向けての心構えや準備の仕方などについて、自己の体験談を交えて話をする学習オリエンテーションを行っている。

入学直後の学習支援としては、4月早々にあらためて説明会（全員参加）を行う。この説明会（履修ガイダンス）では、前期開講科目の各担当教員が出席し、それぞれの授業の内容や進め方について解説する。それとともに、担当の委員・職員が履修手続きや自習室、資料室、図書館、データベース等の使い方などについて説明する《資料 701 参照》。

また、4月の説明会后、講義開始よりも前の時期に、1年次入学者向けおよび2年次生向けのそれぞれの導入プログラムを試験的に行ってきたが、平成25年度より正式にこれを行うこととなった。1年次生向けには、法科大学院での学習の前提となる知識・情報を習得して入学当初からスムーズに法科大学院の学習を効果的に始められるように、また2年次生向けには、今後必要とされる学習において法科大学院での講義がどのような意味を持つかを早期に各自が認識して効果的な学習が進められるように、内容を工夫し、複数の教員が担当している《資料 708 参照》。

資料 708 導入プログラム概要

平成25年度大阪市立大学法曹養成専攻新入生（3年標準型）の方へ

**導入プログラム（新1回生対象）のご案内**

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻へのご入学、誠におめでとうございます。新入生の皆さんにおかれましては、入学に向けて着々と準備を重ねておられることと拝察いたします。

さて、標記の件、下記の通り、未修生向けに、ロースクールでの授業開始にあたって、導入プログラムを実施します。

本プログラムは、法解釈の諸方法や判決の読み方といった、ロースクールでの授業を受けたり予習をする際に、必要不可欠な知識を提供することを目的としています。正課の授業ではありませんが、法学部等で法律学の講義を受けた経験のない、いわゆる純粋未修者の方のみならず、法学部出身者の方も、今後のロースクールでの学修に必要な知識を確認するために、必ず出席するようにしてください。

なお、プログラムにおいては、下記に挙げる文献を事前に読んでいることを前提として、別途配布した予習用資料にそって授業を行いますので、必ず事前に各自で購入し、読んでから受講してください。また、法文を参照することがありますので、『デイリー六法〔平成25年版〕』などの、最新の（小型版で結構です）法令集（六法）を持参してください。

記

- 1 日時：4月3日（水） 13:00～16:10（予定）  
（※）終了時刻は前後する可能性があります。
- 2 場所：1号館131教室
- 3 予習文献：道垣内弘人『ブレップ法学を学ぶ前に』（弘文堂、2010）

以上

**導入プログラム（新2回生対象）のお知らせ**

記

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻へのご入学、誠におめでとうございます。新入生の皆さんにおかれましては、入学に向けて着々と準備を重ねておられることと拝察いたします。

さて、早速ではありますが、授業開始に先立ちまして、憲法・民法・刑法の各専任教員による導入プログラムを右記の日程で開催しますので、ご案内いたします。

このプログラムは概ね次のような内容を有しております。

第一に、上記各分野につき、司法試験論文式の過去問を用いつつ、どのような知識・能力が要求されているのかをできるだけ具体的に明らかにし、司法試験において最終合格を勝ち取るために何を身に付ければよいのか、どのような勉強を行う必要があるのかについて、一定のアドバイスをいたします。

第二に、2年次及び3年次において開講される授業が司法試験との関係でどのような意義を有するのかわかりやすく共に、それら授業を履修する上で、どのような点に留意して予習・復習に取り組めばよいのかについて、一つの道筋をお示しします。

皆さん方は、入学からおよそ2年後には司法試験を受験することになります。従って、2年次の期間で司法試験合格に必要な知識・能力を習得しなければならないわけですが、どのような知識・能力が必要とされるのかは、司法試験で現に出題された問題が教えてくれます。この観点からすると、法科大学院での学習をスタートするに当たって、日々の学習において意識すべき事項を概括的にでも把握しておくことは、効率的な学習を積み重ねるために必要不可欠です（ただし、現時点で皆さん方が考えておられる効率的な学習と司法試験の合格にとって効率的な学習との間には齟齬を来すことがあります。そのような齟齬を正しく認識し、自己の学習を適切化することは極めて重要です）。

以上のように、この導入プログラムは、司法試験の過去問分析を通して見えてくることを予め皆さん方にお示しすることが、日々の学習を精力的に重ね、実力をつけることに資する、という確固たる信念のもとで開催されます。

なお、本プログラムは正課の授業ではありませんが、上記の目的・趣旨に鑑み、必ずご出席ください。

- 1 日時：4月3日（水） 10：30～16：30（予定）  
（※）終了時刻は前後する可能性があります。
- 2 場所：1号館2階127教室
- 3 スケジュール及び内容  
（※）下記のタイムスケジュールはおおよその目安です。

- ① 10：30～12：00 渡邊 賢（憲法）  
『司法試験と公法総合演習Ⅰの授業との関係：過去問を使って』  
【注意事項】平成19年度～平成23年度の論文式問題（憲法）を適宜参照しながら解説を行いますので、法務省HPから問題を入力し、ご持参ください。実際に問題を解いてくる必要はありませんが、可能であればざっと目とおしてきてください。
- ② 13：00～14：30 森山浩江（民法）  
『何を求められているのか？——司法試験問題を実際に検討しながら考える』  
【注意事項】2012年の司法試験の問題等を用いながら、今後どのような視点をもって学ぶことが重要になるか（特に、法学部や旧司法試験向けの学習との違い、要件事実の意味等）をお話しします。問題を使って具体的に話しますので、必ず2012（H24）年司法試験論文式試験「民事系科目第1問」の問題（<http://www.moj.go.jp/content/000098338.pdf> の1～5頁）を前もって見ておき、当日も持参してください。第1問には設問1～3がありますが、特に設問1について、今の段階で自分が何をどのように答えるか、具体的に考えてくる（または書いてくる）と有益だと思います。設問2、3も目を通しておいってください（特に設問3）。
- ③ 15：00～16：30 金澤真理（刑法）  
『刑法定論と論文試験問題との距離』  
【注意事項】受講にあたり、司法試験の刑事法（刑法）の論文式試験の過去問を見ておいてください。特に、平成24年度の論文式試験の問題をご持参（できれば解いて）ください。当日取り扱う予定ですので、理解が進むと思います。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

以上のように、新入生向けには、授業開始までに3回にわたって入学後の学習環境等について説明する機会を設け、さらに導入プログラムを置くことによって、学生が本法科大学院での生活にすみやかになじみ、入学当初から効果的な学習が行われるように配慮している。



(2) 1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮

法学未修者に対しては、上記1(1)で述べたように、まず1月の入学手続き時に、法学全般の入門書を示し、法学一般について概括的な知識を得ておくよう促すとともに、各科目につきどこをどのように勉強すればよいのかを示す《資料705参照》。そして、より具体的な準備学習の方法についての相談を希望する者に対しては、入学手続後の個別相談や3月上旬の説明会での質疑応答において指導するようにしている。

さらに、前述のように、入学直後・講義開始前に行う1年次入学者向けの導入プログラムによって、法科大学院での学習の前提となる知識・情報を習得させ、本格的な法律基本科目の学習を適切に行うための基礎を作っておくよう配慮している。

カリキュラムに関して、1年次前期では、法学の授業をまったく初めて受ける学生がいることを考慮して、必修科目を14単位以内にとどめている《資料201参照》。基本科目の予習・復習に時間をかけることができるようカリキュラムを組んでいる。

法学未修者対象の各講義においては、担当者は、対象学生の属性を念頭に置いて丁寧に説明するとともに、授業中に行われる質疑応答、レポート・中間テスト、さらには任意の授業アンケートなどを通じて、学生の理解度を確かめながら講義を進めている。

また、個別的にも、オフィス・アワーでの質疑応答や前述の担当教員による個別面談において、法学未修者であることに留意しつつ、授業についてくることができているかどうかを確かめ、必要に応じた助言を行っている。さらに、FD集会（詳細については、基準5-1-1に係る状況1および4参照）においても、教員間で相互に情報交換しあい、それぞれの授業における指導に活かすよう努めている。

後述するアカデミック・アドバイザー（本法科大学院を修了した若手弁護士）制度においても、平成25年度より、1年次生に対しては、各学生につき個別アドバイスを担当するアドバイザーを定め（アカデミック・アドバイザー1名あたり約4～5名の学生を担当）、法律基本科目の予習・復習等の講義外学習を適切に行えるよう、助言の支援を厚くしている《資料709参照》【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-2】。

資料709 アカデミック・アドバイザー1年次生向けクラス分け表

AA1年次生 クラス分け表				
Aクラス	Bクラス	Cクラス	Dクラス	Eクラス
学籍番号 P13JA001	学籍番号 P13JA002	学籍番号 P13JA003	学籍番号 P13JA004	学籍番号 P13JA005
P13JA006	P13JA007	P13JA008	P13JA009	P13JA010
P13JA011	P13JA012	P13JA013	P13JA014	P13JA015
P13JA016	P13JA017	P13JA018	P13JA019	P12JA002
P12JA011	P12JA027			

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

3 オフィス・アワー等の措置について

各教員は、授業を担当する学期について、毎週一定の時間帯にオフィス・アワーを設定するなどの方法により、学生からの質問や相談に応じている。学生には、前学期の定期試験終了後（ただし入学直後については授業開始直前）に開かれる全員参加の履修ガイダンスや初回の授業のほか、オフィス・アワーの時間帯を掲示により連絡している。なお、オフィス・

アワーにおける学生の来訪には事前予約は不要とするのが通常だが、事前予約を必要とする場合は、電子メールで連絡するよう伝えている《資料 710 参照》【解釈指針 7-1-1-3】。

資料 710 オフィス・アワー一覧表

オフィスアワー一覧表					
担当者	科目名	曜日	時間	対象学年	事前連絡等
渡邊 賢	人権の基礎理論	金	16:00~18:00	1	原則的には金曜日18時から18時とするが、学内外の会議等により不在とすることが多いので、予めメールで事前に予約をしてください
	公法総合演習Ⅰ			2	
	憲法訴訟理論の展開			3	
松戸 浩	行政活動と法			2	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
高橋 眞	民法総合演習Ⅱ	木	17:50~18:30	2	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
	民法Ⅲ			1	
森山 浩江	民法Ⅳ	金	14:30~15:10	2	授業終了後その教室で40分程度、それ以外の時間帯を希望する場合はメールで連絡してください。
	民法理論の展開Ⅰ	水	14:30~15:10	3	
	民法Ⅰ			1	
杉本 好央	民法Ⅰ			1	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
吉井 敦子	商法	月		1	授業終了後もしくはメールで事前に予約してください。
	金融・保険法	木		3	
高橋 英治	商法総合演習Ⅰ	月		2	各演習の終了後、15分程度
小村 徳武	商法理論の展開	木		3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
高田 昌宏	民事訴訟法Ⅱ	水	17:50~18:30	2	授業終了後40分程度、それ以外の時間帯を希望する場合はメールで連絡してください。
	刑法Ⅰ			1	
金澤 真理	刑法Ⅰ			1	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
恒光 徹	刑法Ⅱ	木	12:30~13:00	1	
高田 昭正	刑事訴訟法総合演習			2	授業終了後
	刑事法理論の展開			3	
	刑事法理論の展開	木		3	
三島 聡	刑事法理論の展開			3	授業終了後
高見 秀一	刑事訴訟法総合演習			2	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
	刑事訴訟実務の基礎			3	
	刑事訴訟実務の基礎	木	14:30~15:00	3	
大江 洋一	刑事訴訟実務の基礎			3	授業終了後30分程度
原田 裕彦	法曹倫理			2	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
	民事訴訟実務の基礎			2	
山本 健司	法文書作成			3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
阿部 昌樹	法社会学			1・2・3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
王 晨	中国法	金	16:10~16:40	1・2・3	授業終了後30分程度
濱 和哲	租税法			2・3	授業終了後
島川 勝	消費者法	火	18:00~18:30	2・3	授業終了後30分程度
	社会保険法			2・3	
木下 秀雄	社会保険法	水	12:10~12:40	2・3	授業終了後30分程度
国友 明彦	国際家族法			2・3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
	国際民事手続法			2・3	
松田 竹男	国際人権法			2・3	随時、研究室に在室の時はいつでも可。不在の場合はメールでご予約ください。
仲田 哲	民事執行・保全法	木		3	授業終了後
高田 賢治	民事再生・会社更生法			3	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約をしてください。
根本 到	労働法演習	金		3	授業終了後
松村 優夫	知的財産法Ⅱ	火	12:30~13:30	3	

【教員のメールアドレスは事務室で個別に問い合わせてください。】

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

#### 4 各種教育補助者による学習支援体制について

アカデミック・アドバイザー制度が平成 21 年度から導入され、平成 22 年度から本格的に運用されている。この制度の下では、すでに若手弁護士として活躍している本法学大学院の修了者がアカデミック・アドバイザーに就任し、教員の補助者として、学生に対する様々な学習上の指導・助言、とくに授業の理解や知識の定着のための補助的指導、文章作成の仕方、個別の学習相談などを行っている。

あくまで正課授業の補助的な指導・助言を行うことを趣旨とし、司法試験のための偏った受験指導とならないように留意し、正課授業との連携をはかるため、各年度に 3 回程度（およそ 7 月、12 月、3 月）、教員とアカデミック・アドバイザーとの意見交換会を開催している。教員側とアカデミック・アドバイザーが相互に、正課授業との連携を意識した指導・助言の在り方や、学生の学習状況やニーズについての情報交換およびアカデミック・アドバイザーの指導クラス編成や日程などについて議論をしている《資料 711 参照》。

また、特に 1 年次生については学習支援の必要性が大きいことから、前述のように、平成 25 年度より各学生について個別のアドバイス担当のアドバイザーを定め、個別の学習アドバイスをより受けやすい体制を整えている《資料 709 参照》。

平成 25 年度のアカデミック・アドバイザーによる指導は、クラス編成による指導、個別面接による学習相談およびメールによる学習相談からなり、以下のような体制で実施されている。なお、各クラスは、原則として火曜日または水曜日 18:00~20:00 に開講されている

《資料 712 参照》。また、個別面接による学習相談は、前年度の状況や学生の要望等をふまえて設定している【解釈指針7-1-1-4】。

資料 711 AAとの意見交換会議事録（抜粋）

アカデミック・アドバイザー（AA）と教員の意見交換会 議事録

2013年3月4日

梅田 文化交流センター 18:30～20:30

文責：教務委員 森山

出席者（敬称略）

AA側：（神田、高橋）、宇野、静谷、永田、三井、池田、安藤、高見（佐野、森脇）

教員側：渡邊、小柿、三島、金澤、高橋（眞）、原田、松戸、森山

1. 2013年度指導体制の検討状況について

- ・3回生については、来年度は開始を早めたため、担当者間で大枠はすでに調整している。現2回生がグループ分けをして改善が見られたため、次年度は3回生も3班に分けて行う。現在、分け方や日程（前期の回数増）を調整中。AAが6人いるので民法3、刑法3でペアリングして実施する予定
- ・1・2回生については、基本的に本年度と同様に行う。具体的な詰めはこれから行う
- ・2回生担当AAは、2名が交代の見込み

2. 前回意見交換会（12月）後の状況

《3回生AA》

《2回生AA》

《1回生AA》

《教員》

3. 2013年度における改善点・体制の強化等について（予算増加分をどこに充てるか）

- ・1回生の強化は必要ではないか。2、3回生と同じように答案と解説ではあまり効果がないかもしれない。担当AAの人数を増やしチューター的にアドバイスができるとうい
- ・従来の方法は、今の入学者には合わないのかもしれない。他大学のやり方も参考にしているかどうか
- ・修了生のフォローも必要である

《授業とのリンクについて》

《1回生に対して》

《2回生に対して》

《その他の強化のしかたに関して》

4. 次回の意見交換会

7月8日（月）18:30～ 文化交流センター

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 712 平成 25 年度アカデミック・アドバイザー授業一覧

学年	授業クラス	授業日	担当者	登録者数
1年次生		隔週火曜 18:00～20:00	安藤・薛・嶋田 高見・小川	22
2年次生	Aクラス	月1回火曜 18:00～20:00	野矢・佐野	14
	Bクラス		三谷・森脇	14
	Cクラス		大槻・堀	14
3年次生	Aクラス	指定の水曜日 18:30～20:30	永田・森	12
	Bクラス		三井・宇野	11
	Cクラス		静谷・荻原	11

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

## 7-2 生活支援等

### 基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

#### 1 経済的支援

経済的支援のための制度として、第1に、日本学生支援機構による奨学金制度がある。平成24年度の奨学生は、第1種(無利子)が51人、第2種(利子つき)が22人である。

第2に、本学全体に共通する制度として、家庭の経済状況に基づく入学料減免および授業料減免・分納制度が設けられている。平成24年度は、授業料の半額免除の対象となった者が11人、授業料分納の対象となった者が2人である。

第3に、本法科大学院独自の制度として、特待生制度がある。学期(新入生については入学試験)の学業成績が優秀な者について、その次の半期の授業料を全額あるいは半額免除するという制度である。全額・半額の免除が受けられる学生の割合は、当該学年の学生定員のそれぞれ約8%、約16%であり、平成24年度の前期は、全額免除10人、半額免除19人、後期は全額免除11人、半額免除26人である。半期努力して学業成績が当該学年の上位約4分の1に入れば、次の半期は少なくとも半額の免除が得られるという制度であり、学生の学習意欲喚起・学力向上と経済的支援の両方に資するものである《資料713参照》。

#### 資料713 法曹養成専攻特待生制度取扱規程(抜粋)

(対象)

**第3条** 特待生制度の対象者は、第5条に定める特待生選考委員会において、各学期の授業料の10割の割合による減免の推薦を受けた者(以下、「全額免除候補者」という。)又は5割の割合による減免の推薦を受けた者(以下、「半額免除候補者」という。)とする。

**2** 特待生選考委員会は、本専攻における直前の学期の学業成績に基づいて、各学期ごとに、特に成績が優秀であると認められる者を、特待生制度の対象者として推薦する。ただし、入学初年度の前期については、入学者選抜試験の成績に基づいて推薦する。

**3** 留年した(進級が認められなかった)者は、留年した当該年度は特待生制度の対象者となることはできない。

**4** 特待生制度の対象者数は、原則として、全額免除候補者の対象者数は、学生定員の1割以内、半額免除候補者の対象者数は、学生定員の2割以内とし、各学期ごとに、本専攻における在籍者数に基づいて決定される。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

第4に、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等については、全学の学生を対象として学生支援課(学生担当)が担当し、掲示板およびポータルサイトによる紹介が行われているが《資料714参照》、随時必要に応じて、法曹養成専攻事務室からも法曹養成専攻の学生への周知が行われている【解釈指針7-2-1-1】。

資料 714 各種奨学金

### 経済的支援制度

日本語 English 中文

留学生については、別途制度がありますので、留学生の方へをご覧ください。

#### 経済支援の種類

- ▶ 授業料減免・分納制度、入学料減免制度
- ▶ 日本学生支援機構奨学金
- ▶ 本学独自の奨学金
- ▶ 各種（民間団体・公的団体）奨学金

#### 注目情報

- ▶ 日本学生支援機構奨学金(定期採用)説明会開催
- ▶ 日本学生支援機構奨学金 東日本大震災への対応
- ▶ 日本学生支援機構「スカラネット・パーソナル」開設
- ▶ 日本学生支援機構奨学金 振込予定日一覧（平成25年度）
- ▶ 卒業される奨学生（日本学生支援機構奨学金）の皆さんへ

【出典：大阪市立大学ウェブサイト [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/tuition/financial\\_aid](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/tuition/financial_aid)】


2 学生生活に関する支援

まず、健康に関する相談・支援の機関として、本部キャンパス内に保健管理センターが設置されている。毎年春に定期健康診断を行うほか、看護師が常駐し、平日 8 時 45 分から 17 時 15 分の間、いつでも健康相談や怪我の治療等に応じることのできる態勢をとっている。また、同所では、月曜日以外の平日には内科の診察が、月曜日・火曜日・水曜日・金曜日には臨床心理士によるカウンセリングが受けられる。さらに、神経精神科や整形外科の専門医による診療・相談も年 6 回行われている《資料 715、716 参照》。

資料 715 保健管理センター案内

#### 保健管理センター

保健管理センターからのお知らせは、全学ポータルサイトに掲載しています。  
掲載場所：全学ポータルサイト>共有スペース>お知らせ>学生掲示板>保健管理センター・カウンセリングルーム



Osaka City University  
全学ポータルシステム

#### 診察日程

次のとおり、内科の診察を行っています。

受付日	時間
火曜日	午前10時30分～午前11時30分
水曜日	午後3時30分～4時30分
木曜日	午後1時30分～午後3時
金曜日	午前10時30分～午前11時30分

- ▶ 費用は原則として、一般医療機関の半額程度です。
- ▶ 日程は変更されることがありますので、全学ポータルサイトや学生サポートセンター、保健管理センター、全学共通教育棟1階の掲示に注意してください。
- ▶ 神経精神科と整形外科の専門医による特別診療・相談をそれぞれ年6回行っていますので、気軽にご相談ください。そのつど、ポスター等でお知らせします。

【出典：大阪市立大学ウェブサイト [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life\\_support/health](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life_support/health)】

資料 716 カウンセリングルームのご案内

**| カウンセリングルームのご案内**

日本語 English 中文

一人で悩んでいませんか。  
心の専門家がご相談にお応えいたします。  
大学生活のなかで「何となく元気がない」「まわりの人とのかかわりがうっとろしい」「ちょっとしたことが気になって勉強が手につかない」「卒業はしたいが、訳もなく大学に行くのが嫌になってきた」などいろいろな悩みや、気がかりをかかえていませんか？  
こううときは、一人で悩まずにカウンセラー（臨床心理士）に相談してみませんか？  
保健管理センターでは、臨床心理士が、みなさんのメンタルヘルスの維持や悩みごとの相談に応じています。  
保健管理センターでは、こうしたカウンセリングを行う場所として、カウンセリングルームを設置し、心の専門家が一人おひとりの来室をお待ちしています。ご遠慮なく、まずは一度カウンセリングルームへ相談にお越しになりませんか？

申込方法	カウンセリングは予約制（無料）です。 原則として、本人が保健管理センター受付で申込用紙に記入してお申し込みください。
申込受付時間	月～金の午前9時～午後5時
お問い合わせ電話番号	06-6605-2108
相談日	月・火・水・金
相談時間	午前 10時～正午 午後1時～午後5時
カウンセリングルームの場所	杉本キャンパスの保健管理センター内 なお、火曜日は午前が医学部看護学内、午後が杉本キャンパスの保健管理センター内

▶ 1回50分（無料）の面談を原則としています。  
▶ 相談内容（プライバシー）は厳密に守られますので、ご安心ください。  
▶ 必要に応じて、医療機関との連携や他機関への紹介も行います。  
▶ 対象者は、本学に在学中の学生に限ります。

【出典：大阪市立大学ウェブサイト [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life\\_support/counseling](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life_support/counseling)】

次に、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメントについては、全学的にその防止と対策に力を入れており、「セクシュアル・ハラスメントの対応に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」、「ハラスメントの対応に関する規程」、「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」などを定め、これらにしたがって、各研究科2名の教員を相談員に指定して対応に当たっている。とくに、セクシュアル・ハラスメントについては、専門的、第三者的な人に相談したいという意向に配慮して、大阪市立男女共同参画センターの「女性のための相談」に当たっている女性相談員にも相談できることとしている《資料 717 参照》。

その他の生活の支援・相談については、法曹養成専攻事務室で対応している。また、担当教員による個別面談において、各学生の健康面・メンタル面の相談があることも多く、個別面談がこの種の相談の機能をも果たしている。その場合、当該学生支援のための必要に応じて、法曹養成専攻事務室や他の教員と連携をとり、当該学生の状況把握や対応に努めている【解釈指針 7-2-1-2】。

資料 717 ハラスメント防止のために

**人権問題・ハラスメント**

日本語 English 中文

**人権問題委員会**  
 大阪市立大学における人権問題に関する実態を把握して、その諸条件の改善のための提案をしたり、人権問題に関する講演会の開催などの啓発活動、差別的な落書等の事象への対応などを行っています。

**ハラスメントの防止のために**  
 本学では、「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」を定めています。

- ▶ ハラスメントの防止のために
- ▶ ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン

**セクシュアル・ハラスメントの防止のために**  
 本学では、平成10年3月に「セクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」を定め、同4月より学内に一定のセクシュアル・ハラスメント相談体制をつくり、セクシュアル・ハラスメント防止に努めてきました。また、平成11年4月の改正男女雇用機会均等法の施行に合わせ、大阪市でも職員のセクシュ...

- ▶ セクシュアル・ハラスメントの防止のために
- ▶ セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン
- ▶ セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドラインの運用について
- ▶ 専門相談員による相談窓口

**大阪市立大学人権宣言2001**  
 2001年12月17日に決定した大阪市立大学人権宣言2001を掲載しています。

【出典：大阪市立大学ウェブサイト [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life\\_support/humanrights](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life_support/humanrights)】

### 7-3 障害のある学生に対する支援

#### 基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本法科大学院には現在、特別の措置を要する身体障害の学生はいないが、全学的に身体障害者でも利用しやすい設備になるよう努力してきており、現在では、身体障害者用のスロープやトイレ、身体障害者仕様のエレベーターが構内の各建物（本法科大学院で使用するすべての建物を含む）に設置されている

また、障害のある学生への全学的な支援の制度として、学生サポートセンターに「障がい学生支援室」が設置され、障害のある学生への相談や支援に関わる情報収集等の支援を担っており、法曹養成専攻の学生も当然この支援の対象である《資料 718 参照》。さらに、大学が募集する「サポート学生」の協力を得ての支援が行われている。例えば聴覚障害者のためのノートテイクについては、聴覚に障害のある学生のための筆記役を学生から募り、専門家からノートテイクの研修を受けさせたうえで、筆記を行わせる。もっとも、法科大学院における双方向型の授業では、筆記（ノートテイキング）による支援にはやや困難な面があろうし、障害の種類や程度も様々でありうることから、法科大学院の授業の特性を考慮しつつ、個々のケースに応じていかなる対応をすることが可能かを検討する必要があると考える。

#### 資料 718 障がい学生支援室

**障がいを持つ学生への支援**

日本語 English 中文

本学では、障がいのある学生を支援するため、学生サポートセンター1階に「障がい学生支援室」を設置しています。

障がいがあるために、悩みや相談したいことがあれば、障がい学生支援室までお問い合わせください。

---

**障がい学生支援室の役割**

1. 障がいのある学生からの相談業務
2. 障がいのある学生の支援に関わる情報収集
3. 学内の連絡調整
4. 研修会の開催
5. その他障がい学生支援に関すること

---

**サポート学生の登録の募集**

本学には、障がいのある学生が多く学んでいます。障がいのない学生と同様に学習権を保障されるべきです。大学としても努力を重ねていますが、設備や制度だけでは不十分でなく、聴覚障害者に対するノートテイクなど学生の協力を得たいと考えています。こうした機会を活用して、障がい者との共生、社会の中で共に生きていく仲間であるという共生の価値観を育んで欲しいと願っています。

支援室では、障がいのある学生をサポートする学生の登録を募っています。

【出典：大阪市立大学ウェブサイト [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/disability\\_support](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/disability_support)】

実習としては、エクスターンシップおよび中小企業向け法律相談（いずれも選択科目）があるが、障害のある学生も履修は可能であり、他の講義と同様の支援（ノートテイク等）その他、当該学生の障害に応じた個別の対応をもって対処することを予定している。



## 7-4 職業支援（キャリア支援）

## 基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

まず、本学では、職業支援に関する全学的な組織として、大学運営本部・就職支援室が設置されている。就職支援室は、「就職した後の成長」を見据えた就職支援を目的にして、各種国家試験の受験情報や民間企業の就職情報を提供するとともに、個々の企業への就職相談やセミナー形式の講演を行っている。

また、本法科大学院では、学生の進路選択に関して必要な情報の収集・管理・提供をする担当として修了生委員会を設けている。修了生委員は、事務職員と連携して、修了生だけでなく在学学生に対しても、就業支援関連の情報（インターンシップ、公務員関連情報およびその他の求人情報など）の提供を行っており、自治体に就職した修了生や民間就職の状況等に関するキャリアガイダンスを開催している《資料719参照》。また、修了生に関しては、全国レベルでの就職希望に対応するため、ジュリナビ（法曹および法律専門職を目指す学生の就職活動とキャリアプランニングを支援する就職支援サイト）に登録するよう促している。

## 資料719 キャリアガイダンス案内

キャリアプランに関する懇談会のお知らせ

2012.6.4 修了生委員

標記の件、下記の通り、キャリアプランに関する懇談会を開催します。主たる対象は本学をすでに修了した修了生ですが、関心のある在学学生の参加も可能です。また、いずれか一方だけの参加でも結構です。

事前の出欠の連絡は必要ありませんが、参加を希望する学生は、できれば事前に事務室まで、出席予定の連絡をしてもらえると準備の都合上助かります。本件に関する問い合わせは、事務室または本年度修了生委員の根本まで。

## 記

日程：6月23日（土）

- ① 午後2時～3時20分：公務員受験等に関する懇談会  
スピーカー：平成22年3月修了生（神戸市役所勤務）
- ② 午後3時30分～5時00分：民間就職等に関する懇談会  
ロースクール修了後のキャリアを考える ～事業会社への就職活動について～  
スピーカー：株式会社 ジェイエイシーリクルートメント 大阪支店  
アカウンタンシー&ファイナンスチーム

場所：131教室

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

さらに、本法科大学院は1学年の定員が60人で教員と学生との距離が近いことから、学習支援の面談等において、法曹になることを希望する学生はもちろんのこと、法曹以外の職種を希望する学生の相談にも積極的に応じている。また、5名の実務家教員は、実務基礎科目の授業等において、法律実務の現場のさまざまな状況を学生に示し、授業の後やオフィス・アワーなどにおいて個別の相談に応じているほか、多様な経歴を有する法曹実務家を授業に招くことにより、学生の能力や志望に応じて、主体的に進路の選択が可能となるような指導、助言に努

めている。さらに、本法科大学院出身の若手弁護士によるアカデミック・アドバイザー制度においても、学習支援の面談等に関連して、就業に関する具体的な相談に応じている。そして、大阪周辺での就職に当たっては、大阪市立大学法学部出身または同大学院法学研究科法曹養成専攻出身の法曹により構成された親睦団体である有恒法曹会がこれまで助言・支援等を行っており、今後もこのような支援等を期待することができる。

このほか、エクスターンシップにおける研修先の事務所の弁護士からも、法曹実務家としての進路に関して、さまざまな情報が提供されることがある。また、課外において多様な法律家等を講師とする講演会・研究会も開催されている。こうした講演会等を通じて、多様な進路を学生に提示し、その選択の参考となるよう努めてきたが、学生にとっては、自らの志望を確認・強化するうえでの参考資料となっている《資料 720 参照》。

**資料 720 学術講演会のお知らせ（抜粋）**

法学会 後援学術講演会

スピーカー：在インドネシア日本大使館一等書記官 田中元康氏（本学法学部出身）

講演タイトル：日本とインドネシア

日本とインドネシアの最近の関係、地域経済統合に対するインドネシアの姿勢、インドネシアの最近の国内情勢など、および外交官という職業について講演していただく予定です。

日時：2013年4月25日(木曜日)3限（13:00～14:00）

場所：122教室（本部時計台棟）

主催：大阪市立大学法学部国際経済法研究室

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

第1に、新入生に対して、講義開始の前に3度にわたる履修指導等の学習支援および導入プログラムを行い、入学後の生活にスムーズに入っているように配慮している点である。第2に、1年次前期の必修科目を基本科目14単位にとどめ、法学未修者がこれらの基本科目の勉強に集中できるようにしている点である。第3に、約4分の1の学生に授業料の全額ないしは半額の免除が得られる特待生制度を設けていることである。この制度により、学生は、半期努力して成績が上位約4分の1に入れば、次の半期の授業料の全額又は半額の免除が受けられる。この制度は、学生にとって大きな経済的支援になるとともに、学習意欲の喚起・学力向上にも役立っている。第4に、アカデミック・アドバイザー制度の導入により、教育補助者による学習支援体制が整備された。これにより、正課授業の学習支援とともに、将来の法曹実務に対する関心などについて、学生のニーズを満たしうるアドバイスを若手弁護士から受けることができるようになった。第5に、職業支援について、大学運営本部・就職支援室と本法科大学院に設置された修了生委員会を中心とする様々な機関が、法曹や各分野に進む学生の特長等を把握して、きめ細かい支援を実施している。

### 2 特色ある取組

1学年の入学定員が約60名という比較的少人数であることを活かし、教員と学生との距離を狭める努力をしていることがあげられる。オフィス・アワーを設けるとともに、担当教員制を敷いて面談を年に1度は行っており、そのうえで日常的に学生との意思疎通をはかろうと努めている。

### 3 課題

障害のある学生に対する支援については、個別の対応を予定しているが、例えば車椅子を利用する学生が入学した場合に資料室や自習室を利用する際のスペースや代替措置の問題等、個別の完全な対応を即座に可能にするだけの予算や人員は、法学研究科内で常に自由度をもって準備できる体制にはなく、法科大学院設置者側の対応に委ねられるところが多い。実際にそのような学生が入学する場合に備え、大学全体での対応を求めていきたいと考えている。

職業支援については、司法試験を受験しなかった修了生から本法科大学院に連絡してくることが依然として少ない傾向にあるため、こうした修了生に対する法曹以外の職業支援については、組織的に十分にはできていない。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格及び評価

##### 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は法学研究科法曹養成専攻として設置されている。本法科大学院の規模は、入学定員60名である(必置専任教員数を算定する母数とされる学生収容定員は $60 \times 3 = 180$ 名である)。設置基準上の必置専任教員数は、12名であるが、本法科大学院の教員の現員数は次表の通りであり、設置基準上の必置専任教員数を超えている。

専任教員(専)	8名
専任ではあるが、他の学部・大学院(修士課程)の専任教員(専・他)	3名
実務家・専任教員(実・専)	1名
実務家・みなし専任教員(実・み)	2名
兼担教員	12名
兼任教員	17名
計	43名

なお、上記兼担教員のうち5名については、設立時からの経緯もあり、本法科大学院の内部では法曹養成専攻会議の構成員として、教育課程の編成、その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っており、実質的には専任教員と同様に待遇されている。また、上記兼任教員のうち3名の実務家教員についても、法曹養成専攻会議の構成員として、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っており、本法科大学院の内部では特任教授という名称のもとに実務家・専任教員と同様に待遇されている。

**基準 8-1-2：重点基準**

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

様式 3 に掲げた通り、各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻に置かれている。

なお、専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員である教員（専・他）は、3名であり、専任教員 14名の 3分の1 を越えていない。

上記の 3名（専・他）を除く専任教員は、法学研究科修士課程学生の指導教員とはなっていない【解釈指針 8-1-2-1】、【解釈指針 8-1-2-2】。

**基準 8-1-3**

**教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。**

(基準 8-1-3 に係る状況)

まず、専任教員の採用および昇任は、法曹養成専攻教員選考手続規程《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.7~10 参照》に基づき、専攻会議内に選考委員会を設置して、「教員選考基準(学則)」《資料 801 参照》の定める基準に従い、慎重に資格審査を行って決定している。「教員選考基準(学則)」は、教授については、著書、論文等の研究上の業績のほか、教育能力をもつことを基準とし、また、准教授については教育研究上の能力をもつことを1つの基準として採用しており、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

次に、法学研究科教授会がすでに採用を決定した者、すなわち、法学研究科教員選考手続規程《別添資料 11 法学研究科教員選考手続規程参照》の下で、「教員選考基準(学則)」の定める基準に従い、資格審査を行って採用を決定した法学研究科の専任教員について、本法科大学院の専任教員としても任用するという場合は、法曹養成専攻教員選考手続規程に特則を設け、上記の選考手続によらず、専攻長が報告するその者の担当科目、経歴および研究業績に基づき、専攻会議が専任教員として適任か否か、とくに本法科大学院が開設する授業科目にふさわしい教育上の指導能力をもつか否かを審査し、任用の可否を決定することとしている(法曹養成教員専攻手続規程第 13 条)《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p.9 参照》。なお、法学研究科教員選考手続規程第 27 条によれば、研究科長は、採用候補者が法曹養成専攻において授業を担当することが予定されている場合には、研究科教授会が行う表決に先立って、採用の可否について、法曹養成選考会議の意見を聴取しなければならないとされている《別添資料 11 法学研究科教員選考手続規程参照》。

さらに、法学研究科教授会が採用を決定した者を本法科大学院の兼任教員として任用する場合にも、同様の手続をとる。すなわち、法学研究科教員選考手続規程《別添資料 11 法学研究科教員選考手続規程参照》の下で、「教員選考基準(学則)」の定める基準に従い、資格審査を行って採用が決定された法学研究科の専任教員の中から、本法科大学院が開設する授業科目にふさわしい教育上の指導能力の有無を専攻会議において判断し、採用を決めている(法曹養成教員専攻手続規程第 13 条)《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p.9 参照》。

このほか、学外からの「非常勤講師」に当たる兼任教員については、法曹養成専攻教員選考手続規程《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集》に基づき、本法科大学院が開設する授業科目にふさわしい教育上の指導能力の有無を専攻会議において職歴や研究業績を慎重に審査することにより判断し、採用を決めている(法曹養成教員専攻手続規程 15 条)《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.9~10 参照》。

なお、平成 24 年 7 月 1 日から、教員の採用および昇任に係る選考ならびにこれらに関することについては、公立大学法人大阪市立大学人事委員会が事務を行うこととなっている(公立大学法人大阪市立大学人事委員会規程第 3 条第 1 号参照)。この規程に基づいて採用および昇任に係る選考がなされた事例は、現時点では存在しないものの、前述の法曹養成専攻会議および研究科教授会における採用および昇任の決定を踏まえたものとなることが予定されている。

**資料 801 教員選考基準（抜粋）**

**第1条** この基準は、本学に勤務する教授、准教授、講師及び助教(以下「教員」という。)の採用及び昇任についての選考基準を規定することを目的とする。ただし、医学研究科に勤務する教員の選考基準は、別に定める。

**第2条** 教員の選考は、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会における報告等に基づいて行わなければならない。

**第3条** 教授は、前条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。

- (1) 博士の学位又はこれと同等と認められる外国の学位を有し、かつ教育能力をもつと認められる者
- (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績があり、かつ教育能力をもつと認められる者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学の教授としての経験を有し、かつ研究上教授上の業績がある者
- (4) 大学の助教授、専任講師、又は短期大学の教授として3年以上在職し、かつ研究上教授上の業績がある者
- (5) 大学卒業後13年以上の研究歴を有し、かつ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、15年以上の経歴を要する。
- (6) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いでかつ教育に経験がある者
- (7) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

**第4条** 准教授は、第2条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。

- (1) 博士の学位若しくはこれと同等と認められる外国の学位を有する者
- (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績がある者
- (3) 大学の准教授、専任講師、又は短期大学の教授として在職し、かつ研究上、教授上の業績がある者
- (4) 大学卒業後にして2年以上、短期大学の助教授又は専任講師として在職し、かつ研究上教授上の業績がある者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、3年以上の経歴を要する。
- (5) 大学卒業後にして3年以上大学の助手として在職し、かつ研究上教授上の業績がある者、又はこれらの能力があると認められる者
- (6) 大学大学院学生として3年以上在学し、研究上教授上の能力があると認められる者
- (7) 大学卒業後6年以上の研究歴を有し、かつ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、8年以上の経歴を要する。
- (8) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いで、かつ教育能力をもつと認められる者
- (9) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

**第5条** 講師は、第2条に定めるところに従い、教授及び准教授の資格に準じて選考する。

**第6条** 助教は、第2条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。

- (1) 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

【出典：公立大学法人大阪市立大学規程集】

## 8-2 専任教員の配置及び構成

### 基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

平成11年文部省告示第175号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下切り捨て）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員は12名である（下記のA）。また、同告示別表第三の定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数は、15人であることから、収容定員180人の学生に対して、12名以上の専任教員が必要である（下記のB）。したがって、本法科大学院の設置基準上の必置専任教員数は12名であるが、本法科大学院では、教育の理念および目標を実現するために、専任教員14名を配置し（専任8、専・他3、実・専1、実・み専2）、基準8-2-1に定める数を越えている【解釈指針8-2-1-3】。さらに、専任教員14名のうち教授の数は13名である《様式3および様式4参照》【解釈指針8-2-1-1、解釈指針8-2-1-2】。

なお、以上に配置した専任教員数に、本法科大学院の内部で実質的に専任教員と同様に扱われている教員数を合わせた専任教員数は22名となり、このうち教授の数は20名となる。

A	研究指導教員数5人（法学系）×1.5=7.5人 →切り捨て 7人	
	<u>＋上と同数の研究指導補助教員数 =5人 →</u>	<u>5人</u>
	専任教員数	12人

B	収容定員：入学定員 60人×3	= 180人
	<u>÷研究指導教員1人当たりの学生収容定員：20人×3/4=</u>	<u>15人</u>
	専任教員数	12人

A及びBの算式で計算した場合、本研究科では必置専任教員数は12人となる。



**基準 8-2-2 : 重点基準**

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。すなわち、憲法 1 名、行政法 1 名、民法 2 名、商法 3 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名、刑事訴訟法（専ら実務的側面を担当する教員を除いて）1 名である《様式 3 および様式 4 参照》。

入学定員 100 人を超える法科大学院に関する指針については、該当なし【解釈指針 8-2-2-1】。

**基準 8-2-3**  
 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本法科大学院が配置する専任教員 14 名について、授業科目別に配置される「延べ人数」をあげるならば、法律基本科目である憲法 1 名、行政法 1 名、民法 2 名、商法 3 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 2 名、法律実務基礎科目 2 名、基礎法学・隣接科目 1 名および展開・先端科目 5 名（民法 1 名、商法 2 名、基礎法学・隣接科目担当教員 1 名を含む）であり、科目別配置のバランスは適切である《様式 4 参照》【解釈指針 8-2-3-1】。

また、本法科大学院において教育上主要と認められる科目としては、以下の表の通り必修科目延べ 41 科目があるが、このうち延べ 35 科目（全体の 8 割以上）について専任教員が配置されている《様式 1 および 3 参照》。

さらに、専任教員 14 名の年齢構成は、36～45 歳 4 名、46～55 歳 6 名、56～65 歳 4 名であり、年齢構成のバランスがよく、著しい偏りはない《様式 3 参照》【解釈指針 8-2-3-1】

科目	必修科目名 (×数字はクラス数)	担当教員名	分類
法律基本科目	人権の基礎理論	渡邊 賢	専
	統治の基本構造		
	公法総合演習Ⅰ (憲法訴訟論) ×2		
	行政活動と法×2	松戸 浩	専
	公法総合演習Ⅱ (行政救済論) ×2		
	民法Ⅰ (民事取引法の基礎①)	杉本 好央	兼担
	民法Ⅱ (民事取引法の基礎②)	高橋 眞	専・他
	民法Ⅲ (法定債権関係の基礎)	森山 浩江	専
	民法Ⅳ (家族法の基礎) ×2		
	民法総合演習Ⅰ (民事取引法総合演習①) ×2		
	民法総合演習Ⅱ (民事取引法総合演習②) ×2	高橋 眞	専・他
	商法 (企業組織法)	吉井 敦子	専
	商法総合演習Ⅰ (企業組織法) ×2	高橋 英治	専・他
	商法総合演習Ⅱ (企業取引法) ×2	小柿 徳武	専
	民事訴訟法Ⅰ (判決手続の基礎)	高田 昌宏	専
	民事訴訟法Ⅱ (複雑な訴訟・上訴) ×2		
	民事訴訟法総合演習×2		
	刑法Ⅰ (刑法総論)	金澤 真理	専
	刑法Ⅱ (刑法各論)	恒光 徹	兼担
	刑法総合演習×2	金澤 真理	専
刑事訴訟法	三島 聡	専	
刑事訴訟法総合演習×2	高田 昭正 高見 秀一	兼任 実・み	

法律実務 基礎科目	法曹倫理	原田 裕彦	実・専
	民事訴訟実務の基礎×2		
	刑事訴訟実務の基礎×2	大江 洋一 高見 秀一	兼任* 実・み
	法文書作成×2	山本 健司	兼任*

(上記表のうち、「兼任\*」の印の教員は、実務家・専任教員と同様に待遇される特任教授である。)

**基準 8-2-4 : 重点基準**  
**基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。**

(基準 8-2-4 に係る状況)

本法科大学院における設置基準上の必置専任教員数は 12 名であり、そのおおむね 2 割に当たる 3 名がおおむね 5 年以上の実務経験を有する実務家教員でなければならないところ、さらにそのうちの 3 分の 2 に当たる 2 名までは、1 年につき、6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であることを条件として、常勤専任教員以外の者を「実務家・みなし専任教員」とすることができるとされている。このため、本法科大学院の実務家専任教員は、常勤実務家専任教員 1 名、実務家・みなし専任教員 2 名が配置されているが、さらに、本法科大学院の内部で「実務家・専任教員」と同様に待遇されている特任教授 3 名が配置されている。これらの実務家・専任教員は、いずれも裁判官又は弁護士として 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有するものであり、また、1 年あたり 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、法曹養成専攻会議のメンバーとして、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている（法学研究科法曹養成専攻会議規程第 2 条）《別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p.1 参照》【解釈指針 8-2-4-2】。

本法科大学院の実務家専任教員である常勤実務家専任教員、実務家・みなし専任教員、および本法科大学院内で「実務家・専任教員」と同様に待遇されている特任教授の担当科目は、以下の表のとおりであり、その実務経験との関連が認められる科目を担当している《様式 3 参照》【解釈指針 8-2-4-1】。

実務家専任教員 原田裕彦 教授	法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判、中小企業向け法律相談、エクスターンシップ、中小企業法
実務家・みなし専任教員 松村信夫 教授	知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法演習、中小企業法
実務家・みなし専任教員 高見秀一 教授	刑事訴訟法総合演習、刑事訴訟実務の基礎、刑事模擬裁判
特任教員 大江洋一 教授	刑事法総合演習、刑事訴訟法実務の基礎
特任教員 仲田 哲 教授	民事法総合演習（実務民事法総合演習）、民事執行・保全法
特任教員 山本健司 教授	法文書作成、弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）

**基準 8-2-5**

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

本法科大学院の実務家・専任教員は、常勤の実務家・専任教員、実務家・みなし専任教員、および本法科大学院内で「実務家・専任教員」として待遇されている特任教授のいずれもが、裁判官又は弁護士として5年以上の実務経験を有している。

実務家教員の主要経歴

実務家教員名	主要経歴
原田 裕彦 (実務家専任教員)	平成 5 年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 平成 5 年 4 月 松田定周法律事務所 平成 7 年 3 月 原田法律事務所 (平成 22 年 3 月まで)
松村 信夫 (実務家・みなし専任教員)	昭和 56 年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 昭和 59 年 4 月 松村信夫法律事務所 (現 プログレ法律特許事務所) 開設 平成 12 年 4 月 弁理士登録 (日本弁理士会)
高見 秀一 (実務家・みなし専任教員)	昭和 63 年 4 月 大阪地方裁判所判事補任官 平成 2 年 5 月 弁護士登録 (大阪弁護士会)
大江 洋一 (特任教授)	昭和 46 年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会)
仲田 哲 (特任教授)	昭和 51 年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 昭和 51 年 4 月 河合法律事務所にて弁護士業務開始 昭和 51 年 9 月 海事補佐人登録 昭和 60 年 12 月 「仲田哲法律事務所」開設
山本 健司 (特任教授)	平成 3 年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 平成 3 年 4 月 北浜法律事務所 平成 8 年 1 月 北浜法律事務所パートナー就任

### 8-3 教員の教育研究環境

#### 基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

各専任教員の平成 25 年度の授業負担は、他専攻、他研究科および学部等（他大学の非常勤を含む）を通じて、年間 20 単位以下の者が 12 名（これは専任教員の 8 割以上に当たる）、20 単位以上 30 単位未満の者が 2 名となっており、適正な範囲内にとどめられている《様式 3 参照》【解釈指針 8-3-1-1】。

**基準 8-3-2**

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院のような小規模の法科大学院では専任教員数も少なく、専任教員の中に同じ法分野を専門とする教員を配置する余裕がないため、法律基本科目等を担当する教員が当該年度の授業を提供しない場合には、たちまちカリキュラム全体に支障をきたすおそれがある。そのことが、研究専念期間やいわゆるサバティカル制度の利用にとっては困難な障害となっている。そのため、特定の教員にサバティカル期間を認める場合に、当該教員の担当する科目について非常勤の代替教員を確保するための予算確保の可能性などが専攻の執行部レベルで検討されている《資料 802 参照》。

もともと本法科大学院では、いずれの教員も学内外の資金を得て長期の海外留学を希望する場合には、伝統的にその希望を尊重する慣行が存在しており、本法科大学院においてもその発足後に、すでに数人が長期海外留学の機会を与えられており、このような留学の機会に研究に専念することはむしろ積極的に奨励されている《資料 803 参照》。

**資料 802 公立大学法人大阪市立大学教員のサバティカル期間に関する規程（抜粋）**

(目的)

**第1条** この規程は、教員が一定の期間において専門分野に関する研究に専念できる環境を整備し、教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(資格要件)

**第3条** サバティカル期間の取得資格を有する者は、次の各号の要件を満たす教員とする。

- (1) 教員としての在職期間が6年以上であること
- (2) 以前にサバティカル期間を取得したことがある者については、前回のサバティカル期間の終了日以後の在職期間が6年以上であること
- (3) この規程の施行日以後に長期出張等を行ったことがある者については、当該長期出張等のうち最後に行われたものの終了日以後の在職期間が6年以上であること
- (4) サバティカル期間終了日以後2年以上の在職期間が見込まれ、かつ、サバティカル期間終了後に継続して勤務する意思があること

(期間)

**第4条** サバティカル期間は、原則として6月以上1年以内の継続した期間とする。

**2** 前項の規定にかかわらず、1年間以内であれば当該期間を2回に分けて取得することができる。この場合、1回目のサバティカル期間開始日から1年以内に2回目のサバティカル期間を終了するものとし、分割後の期間はそれぞれ3月を下回ることができない。

(サバティカル期間における業務)

**第5条** サバティカル期間中においては、専門分野に関する研究に従事するものとし、それ以外の業務は免除するものとする。

**2** 前項の規定にかかわらず、部局の長が業務上特に必要と認める場合については、この規程の目的の達成を妨げない範囲内において、専門分野に関する研究以外の業務のうち当該必要と認める業務に従事させることができる。

(研究成果等の報告)

**第9条** 教員は、サバティカル期間が終了したときは、当該期間の終了後原則として10日以内に、サバティカル期間中の研究成果等について所定の様式の報告書により部局の長に報告しなければならない。

**2** 部局の長は、報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを速やかに理事長に提出しなければならない。

【出典：公立大学法人大阪市立大学規程集】

**資料 803 教員の海外出張者取扱基準（抜粋）**

（種類）

**第2条** 海外出張者を次のとおり区分する。

- (1) 外国又は本邦以外の領域において調査、研究を行うため、別表に基づき選定した者(以下「在外研究員」という。)
- (2) 外国又は本邦以外の領域において調査、研究を行う者（以下「2号出張者」という。)
- (3) 学術交流等のため外国へ渡航する者（以下「3号出張者」という。)

（資格要件）

**第3条** 海外出張者は、原則として本学在職1年以上の者とする。ただし、本学採用時に海外出張計画をあらかじめ提出し、所属長の承認を得ている場合はこの限りではない。

**2** 2号出張者又は3号出張者は、第6条第2項により旅費の支給を受ける場合のほかは、本邦若しくは外国の政府、地方公共団体、大学又は学術振興を目的とする財団等（以下「公的研究機関」という。）から渡航費又は滞在費の保証がなければならない。

（出張期間）

**第4条** 海外出張の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の必要がある場合は、2年を限度として定めることがある。

**2** 海外出張者が、前項の出張期間を超えて外国に滞在する必要があるときは、やむを得ないと認めた場合に限り、前項の期間を通算して2年まで出張期間を延長することがある。ただし、滞在費の保証のある者に限る。

（出張手続）

**第7条** 海外出張を志望する者は、あらかじめ計画をたて、海外出張申請書を所属長を通じて理事長に提出しなければならない。

（出張者の決定）

**第8条** 理事長は、各所属の教授会等の議に基づき、海外出張者を決定する。

【出典：公立大学法人大阪市立大学規程集】



**基準 8-3-3**

**法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。**

(基準 8-3-3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の教育上および研究上の職務を補助するため、以下の職員が配置されている。

まず、法学研究科の事務を担当する者として 8 名が配置されており、うち 2 名が本法科大学院関連業務を担当し、他の職員のうち 5 名が、本法科大学院を含めて法学研究科および法学部 1 部の教務事務、入試事務、学生関連事務等関連事務その他を分担している。残りの 1 名は法学部 2 部の事務職員として 2 部事務室に配置されている《資料 904 参照》。

次に、法学研究科資料室には司書の資格を持つ 2 名が配置されており、すべての教員の研究用図書および本法科大学院資料室の図書の管理および整理を行っている。

さらに、大阪市立大学中小企業法律支援センターには職員 1 名が配置されており、本法科大学院の授業科目である「中小企業向け法律相談」を実施するための種々の業務や同センターの受付業務などを行っている。

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

現在、本法科大学院が配置する専任教員は14名であり、設置基準上の必置専任教員数12名を上回る教員を配置している。また、専任教員について、授業科目別に配置される「延べ人数」をあげるならば、法律基本科目である憲法1名、行政法1名、民法2名、商法3名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法2名、法律実務基礎科目2名、基礎法学・隣接科目1名および展開・先端科目5名（民法1名、商法2名、基礎法学・隣接科目担当教員1名を含む）であり、科目別配置のバランスは適切である。さらに、専任教員14名の年齢構成は、36～45歳4名、46～55歳6名、56～65歳4名であり、年齢構成のバランスがよい。

また、本法科大学院の実務家・専任教員は、常勤の実務家・専任教員、実務家・みなし専任教員、および本法科大学院内で実務家・専任教員と同様に待遇されている特任教授のいずれもが、裁判官又は弁護士として5年以上の豊富な実務経験を有している。

### 2 課題

本法科大学院のような小規模の法科大学院では専任教員数も少なく、専任教員の中に同じ法分野を専門とする教員を配置する余裕がないため、そのことが、研究専念期間やいわゆるサバティカル制度の利用にとっては困難な障害となっている。今後は、専任教員数を増加させるか、少なくとも非常勤の代替教員を確保するための予算確保が検討される必要がある。

また、平成26年度以降は、専任教員のうち一部が兼任教員となることが予定されており、上記にあげた実質的な意味での専任教員の数は変化しないものの、この観点からも専任教員数を増加させることを検討する必要がある。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院における教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員の人事その他運営に関する重要事項は、法曹養成専攻会議において審議・決定されている（法学研究科法曹養成専攻会議規程第3条）《資料901参照》【解釈指針9-1-1-1】。また、本法科大学院に係る校務を司る機関として、法曹養成専攻長がおかれている（法学研究科・法学部運営規程第5条）《資料902参照》。法曹養成専攻長は、上記専攻会議の議長を務める（法学研究科法曹養成専攻会議規程第4条）《資料901参照》。なお、専攻長に事故あるときに備え、副専攻長1名が専攻会議において選出されている（法学研究科法曹養成専攻運営規程第5条）《資料903参照》。

専攻会議は、専任教員14名のほか、本法科大学院の内部で専任教員と同様に待遇され、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っていることから、法曹養成専攻会議規程2条により専攻長が専攻会議に出席することが必要と認めた兼任教員5名、および本法科大学院の内部において特任教授という名称のもとに専任教員と同様に待遇され、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っていることから、法曹養成専攻会議規程2条により専攻長が専攻会議に出席することが必要と認めた実務家・兼任教員3名により構成される。専攻会議の構成員のうち教授は20名、准教授は2名である【解釈指針9-1-1-2】。なお上記専攻会議には、法学研究科長も自主的に出席し、法曹養成専攻と法学研究科全体との連携を図る一助としている。

専攻会議は、原則として月1回開催されるが、必要に応じて臨時会議も開催されている。上記のように、専攻会議は、本法科大学院における教育活動のほか、人事、予算、その他法曹養成専攻の運営に関係する重要事項を審議する任務と責任を負い、かつ権限をもつが、専攻会議にて決定された事項のうち重要なものは、法学研究科教授会においても審議・報告される。そして、本法科大学院の専任教員でない法学研究科の教員も意見等を述べるようになってきている。それは、本法科大学院が法学研究科の専攻の1つであって、法学研究科全体としての運営方針との整合性を保つために必要であるからである。法学研究科教授会における審議・報告は、かかる整合性を維持する役割を果たすとともに、専攻会議における決定事項を精査する場としても機能している。もっとも本法科大学院における教育方針等を決定するのは、あくまで専攻会議であって、法学研究科教授会においても専攻会議の決定が尊重されている【解釈指針9-1-1-3】。

資料 901 法学研究科法曹養成専攻会議規程（抜粋）

（審議事項）

**第3条** 専攻会議は、次の事項を審議する。

- (1) 専攻の専任教員の人事に関する事項
- (2) 専攻の専攻長の選挙に関する事項
- (3) 専攻の教育に関する事項
- (4) 学位（法務博士（専門職））の授与に関する事項
- (5) 専攻の学生の入学、休学、留学、退学その他学生の身分に関する事項
- (6) 専攻の科目等履修生、研修生及び研究生に関する事項
- (7) 専攻の内規の制定及び改廃に関する事項
- (8) その他専攻における重要事項

（議長）

**第4条** 専攻会議は、法曹養成専攻長（以下「専攻長」という。）が召集し、その議長となる。専攻長に事故あるときは、副専攻長が議長の職務を行う。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

資料 902 法学研究科・法学部運営規程（抜粋）

（趣旨）

**第1条** この規程は、法学研究科（以下「研究科」という。）及び法学部（以下「学部」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（法曹養成専攻長）

**第5条** 法学研究科の法曹養成専攻に専攻長を置く。

【出典：法学研究科内規集】

資料 903 法学研究科法曹養成専攻運営規程（抜粋）

（副専攻長の選出及び任期）

**第5条** 副専攻長1名は、専攻会議において選出する。

2 副専攻長の任期は、2年とする。

【出典：別紙資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

**基準 9-1-2**

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院のおかれている法学研究科ならびに法学部は小規模であって、人的・物的資源を効率的に活用するためにも、これら研究科（法曹養成専攻を含む）及び法学部 1 部・2 部にかかる諸事務を一体として行う事務体制が採用されている。この事務に従事する職員の総数は 8 名である。このうち、2 名が本法科大学院にかかる主要な事務を担当している。このほかに大阪市立大学中小企業法律支援センターには職員 1 名が配置されており、本法科大学院の授業科目である「中小企業向け法律相談」を実施するための種々の業務や同センターの受付業務などを行っている《資料 904 参照》。

現在までのところ、法科大学院学生に対しても、教員に対しても、水準が高く行き届いた事務処理が行われており、法科大学院教員・学生の事務体制と職員に対する満足度と信頼は、非常に高い。事務職員らは、新たに生じたニーズや苦情、突発的に生じた事柄に対しても、柔軟かつ迅速に対応している。職員能力の向上に対する意欲は高く、事務にかかるもののほか法科大学院をとりまく情報の収集に日ごろから努め、各種の能力開発プログラムに関する大学内外における開催情報を法曹養成専攻事務室内で共有し、可能な限り参加するようにしている。

処理すべき事務の量に鑑みて、総数 8 名及び法科大学院の主要事務を担当するものがそのうちの 2 名という人員は必ずしも十分な数とはいえないが、個々の事務職員の献身的な努力によってなんとか適切な事務機能が維持されている。

なお、このほかに法学研究科資料室及び法曹養成専攻資料室の管理運営のため、司書の資格を持つ 2 名が法学研究科資料室に配置されている《資料 904 参照》。

資料 904 大学運営本部学務企画課（法学部担当）事務分担表

(ただし氏名は省略する。)

平成 25 年 5 月 1 日現在

職 種	電話	氏名	担 当 事 務
事務職員	2303	—	法学部担当係長（総括）
共通業務			1 学生からの各種証明書の受付・交付に関すること 2 学部・大学院の入試関連業務に関すること 3 入学・卒業・修了関連行事に関すること 4 大学説明会に関すること 5 学部等学舎の運用管理に関すること 6 学部生・大学院生の窓口対応
事務職員	2303	—	1 教授会に関すること 2 学部教務全般（定期試験、追試験、卒業判定、その他）に関すること 3 大学入試センター試験に関すること（主） 4 教職課程に関すること（副） 5 各種教務系調査（学校基本調査を含む） 6 他の職員の所管に属さないこと 7 WEB履修・全学ポータルに関すること 8 個別学力検査等に関すること（副）

キャリア・スタッフ	2303	---	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個別学力検査等に関すること（主）</li> <li>2 学部授業の休講・開講及び集中講義等授業に関すること</li> <li>3 就職に関すること</li> <li>4 大学入試センター試験に関すること（副）</li> <li>5 学生への各種証明書の受付・交付に関すること</li> <li>6 郵便切手・小口支払基金の出納保管に関すること</li> </ol>
キャリア・スタッフ	2303	---	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学部生の履修・受験届等に関すること</li> <li>2 学部生の休学・退学・転学部等の動態に関すること</li> <li>3 全学共通教育に関すること</li> <li>4 教職課程に関すること（主）</li> <li>5 教務事務システムに関すること（主）</li> <li>6 学部教務（便覧 シラバス 時間割、カリキュラム）に関すること</li> <li>7 科目等履修生に関すること</li> <li>8 編入学に関すること</li> <li>9 大学説明会・広報関係（案内冊子・HP等）に関すること</li> <li>10 非常勤講師（講義日程・シラバス等）に関すること</li> </ol>
キャリア・スタッフ	2303	---	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学院法学政治学専攻全般に関すること</li> <li>2 学位審査に関すること</li> <li>3 研修生・研究生に関すること</li> <li>4 外国人留学生に関すること</li> <li>5 学部等学舎の運用管理(セ`ロックカード`等含む)に関すること</li> <li>6 TAの勤務・経費執行に関すること</li> <li>7 各種奨学金（日本学生支援機構含む）及び授業料減免に関すること</li> </ol>
事務職員	2301	---	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学院法曹養成専攻会議に関すること</li> <li>2 大学院法曹養成専攻の教務全般に関すること</li> <li>3 大学院法曹養成専攻の授業時間割編成・カリキュラムについて</li> <li>4 大学院法曹養成専攻学生の修了に関すること</li> <li>5 大学院法曹養成専攻の入試に関すること（主）</li> <li>6 教務事務システムに関すること（副）</li> </ol>
キャリア・スタッフ	2301	---	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学院法曹養成専攻の履修・受験届等に関すること</li> <li>2 大学院法曹養成専攻の定期試験及び追・再試験に関すること</li> <li>3 大学院法曹養成専攻授業の休講・開講・補講に関すること</li> <li>4 大学院法曹養成専攻の入試に関すること（副）</li> <li>5 大学院法曹養成専攻の休学・退学等の動態に関すること</li> </ol>
事務補助	6609・ 9521	---	<p>中小企業支援法律センター業務全般 （無料法律相談受付・弁護士との連絡調整等）</p>

第2部事務室

OB職員	2151	---	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2部学生（3～5回生）の教務事務に関すること</li> <li>2 第2部学生（3～5回生）の厚生補導に関すること</li> <li>3 学部内における連絡調整に関すること</li> </ol>
------	------	-----	---

法学部資料室（法学部棟7階）

事務補助	2305	---	法学部資料室関係業務（法曹養成専攻資料室、国際関係法制資料室含む）
事務補助	2305	---	法学部資料室関係業務（法曹養成専攻資料室、国際関係法制資料室含む）

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

**基準 9-1-3**

**法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。**

(基準 9-1-3 に係る状況)

法科大学院における教育活動等を実施するために必要な資金は、設置者から法学研究科に配分される予算による。その財源の源泉は、大阪市からの運営費交付金と大学収入によって構成される。

設置者に対する予算要求等は法学研究科として行われているものの、法曹養成専攻長は、法学研究科の副研究科長として法学研究科長により指名されており（法学研究科・法学部運営規程第3条）《資料 905》、法曹養成専攻長らは、専攻会議で示された見解等をふまえて、この要求・折衝プロセスに参加し、実際にも法科大学院の必要性を踏まえた要求・折衝が行われている。このようにして、法科大学院の運営に係る財政上の事項については法科大学院の意見が法科大学院の設置者によって聴取される機会が設けられている【解釈指針 9-1-3-1】。

資料 905 法学研究科・法学部運営規程（抜粋）

（副研究科長）

**第3条** 副研究科長は2名とし、研究科長が指名する。

【出典：法学研究科内規集】

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

管理運営の体制と実施状況について、本法科大学院に設置された法曹養成専攻会議は、多角的な視点から活発かつ充実した議論を行い、名実ともに本法科大学院の意思決定機関としての機能を果たしている。

また、事務に関しては高い水準の対応・業務処理が実施されている。

### 2 課題

配分された予算が、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分なものかどうかを判断することは難しい。教育活動および事務処理等は適切かつ十分に行われており、現在配分された予算の額が教育活動を適切に遂行する上で不十分であることを明白に示す事実は見出しがたい。

しかし、処理すべき事務量に鑑みて、法科大学院の主要事務を担当する事務職員が2名という人員は必ずしも十分な数とはいえず、個々の事務職員の献身的な努力によって何とか適切な事務機能が維持されているという現状、および全体の予算配分額が減額される中で法曹養成専攻資料室にまず予算を割り当てていることから教員の研究が全体的に圧迫されている状況に鑑みると、より充実した財政的基盤を有していれば、法科大学院における講義科目の設置、教員の雇用と配置、施設の整備などを、よりよく行うことができたであろうことは確かである。法科大学院に配置された教員・事務職員の多くが、十分でない財政的基盤を人的努力によって補っていると感じている。また、設置者によって配分される資金等が法科大学院における教育活動を十分に行うために配分され続けるかどうかの不確実な状況が続いており、このことは法科大学院における適切な教育活動の提供を継続するについて、深刻な問題であり、将来に不安を与える要因となっている。



## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設、設備及び図書館等

##### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

- 1 本法科大学院は、1学年の定員が60名と比較的小規模であることもあり、専用の教室・演習室・実習室を有していない。教員による教育（講義・演習等）は、法学部および他の文系学部と共用で利用されている大阪市立大学杉本キャンパスにある1号館を中心に提供されている《別添資料2 法学研究科法曹養成専攻便覧、pp.51～53、および別添資料4 時間割参照》。また、他学部と共用の施設については、法学研究科の各種委員および事務職員を通じて、その管理に参画し、すべての授業が支障なく実施されている【解釈指針10-1-1-1、10-1-1-7】。

主として利用されている2つの教室は、本法科大学院の開設において、法科大学院の講義・演習用に特化した形に改修されたものである（130・131教室：定員42名（約90㎡）。この2つの教室は、本法科大学院が優先的に利用できることとなっており、1年次生および2年次生の法律基本科目のうちほとんどの科目をはじめとして、多くの科目の授業をこれらの教室で行っている。それ以外の科目は、受講人数により、小規模または中規模の教室を機動的に使い分けて利用している（133・134教室：定員74名（約80㎡）、127・137教室：定員117名（約130㎡）、122教室：定員180名（約180㎡）など）。また、模擬裁判の授業については、いわゆる法廷教室ではないものの、可動式の机を配置する等の工夫をして、授業を効果的に実施している（132教室（約180㎡）。上記の教室は、いずれも自習室・研究室および法曹養成専攻事務室からのアクセスが比較的よい場所に配置され、マイク、スクリーン、プロジェクター等が必要に応じて設置されているが、特に最近の大規模な内装工事で、トイレ等が改修されたうえ、各教室の映像機器、設備の充実がはかられ、一層効果的に授業を実施できる基盤が整った《別添資料2 法学研究科法曹養成専攻便覧、pp.51～53参照》【解釈指針10-1-1-1】。

- 2 各学年ごとに合計3室の自習室が整備されており（1年次生用：定員41名（約80㎡）、2年次生用：定員75名（約160㎡）、3年次生用：定員82名（約210㎡））、これらは、教室・法曹養成専攻事務室および図書室からアクセスがよい場所に配置されている。学生1人についてパーティション付きの専用の学習用の机1台が割当てられ、自習のための十分なスペースが確保されている。自習室には、共用のパソコンおよびプリンタを備えている。また、無線LANが配備され、学生が各自のコンピュータによってインターネットに接続できるようになっている。また、講義等の資料について、平成17年度より、ウェブサイト上の掲示板を通じて学生が資料をダウンロードすることのできるシステムが構築され、多数の科目にお

いて利用されている。利用時間は、原則として、午前8時から午後9時50分までとなっており、一部の学生からは延長を望む声もあるものの、おおむね十分な利用時間が確保されている【解釈指針10-1-1-2】。

- 3 自習室に隣接する法学部棟6階には、本法科大学院専用の図書室として、資料室（約85㎡）が設けられている。その蔵書は、図書約3900冊（うち加除式2タイトル）、雑誌43タイトル（判例時報、判例タイムズ、金融商事判例、金融法務事情、ジュリスト、法律時報、法学教室、法学セミナー、法曹時報、自由と正義、刑事法ジャーナル、NBL、商事法務、公正取引、知財管理、労働判例など）に上り、日本十進分類法に従って配架されている。また、同じ棟の7階にある法学研究科資料室の蔵書は、図書28688冊、雑誌23680タイトルに上り、法科大学院学生も、これらの蔵書を利用することができる。

資料室に配架される新規図書の購入については、平成19年度より、専攻会議において新刊法律図書のリストおよび学生からのリクエストリストを回覧・チェックすることにより、適時に、必要かつ適切な図書が整備されるよう努めている。専用の資料室に対する予算配分等は、法学研究科ならびに学術情報総合センターに対するものとは厳密に分離されており、法科大学院専用の資料室の図書・雑誌を独立して充実する体制を整えている。

資料室内には、パソコン3台、プリンタ1台が設置されている。学生は、ネットワークを介して、TKCが提供する判例・法律文献データベースを利用できるほか、最高裁判所判例解説や別冊ジュリスト等の資料をDVDの利用によりプリントアウトすることができる。資料室の利用時間は、原則として、午前8時から午後9時50分までである。各学生には、あらかじめ資料室に入室できるカードキーが貸与されている。文献、資料は資料室から持ち出さず、その場で参照したり、コピーしたりするよう定められ、資料室を利用するすべての学生が、常に必要な調査・書物参照等ができる体制が整えられている。資料室の資料の複写については、資料室内に複写機が2台設置されており、学生には、あらかじめ各学年の始めに600枚分のコピーができるコピーカードが貸与されている（これを超える場合には、実費で利用できる）《資料1001参照》【解釈指針10-1-1-3】。

**資料1001 法曹養成専攻資料室における暫定的な措置に関する規程（抜粋）**

（利用資格）

**第2条** 本専攻に在籍する学生は、法曹養成専攻資料室を利用することができる。

（利用時間）

**第3条** 法曹養成専攻資料室は、午前8時より午後9時50分までの間、利用することができる。ただし、入構が禁止される期間についてはこの限りでない。

（設備）

**第4条** 法曹養成専攻資料室には、書籍、電子資料、雑誌等を設置する。これらの資料は、帯出することができない。

**2** 法曹養成専攻資料室には、複写機2台を設置する。本専攻に在籍する学生に対しては、複写機用のプリペイドカード（年間600枚）を支給する。

**3** 法曹養成専攻資料室には、パソコン2台、プリンタ1台を設置する。

（貸与物）

**第5条** 本専攻に在籍する学生に対しては、法曹養成専攻資料室のカードキーを貸与する。学生は在籍期間中、これを自ら管理し、返却の指示があったときは、返却しなければならない。

（法学研究科資料室の利用）

**第6条** 本専攻に在籍する学生は、必要な資料が法曹養成専攻資料室、学術情報総合センターにないときは、資料室資料管理規程に従い、学術情報総合センターの紹介状を受けた上で、法学研究科資料室の資料を利用することができる。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

本法科大学院専用の図書室のほかに、全学的な施設として、250万冊余りの蔵書が備えられ、無線LAN設備の整えられた学術情報総合センター（平成8年に開館し、地上10階、地下4階建てで国内最大規模の大学図書館の機能を有する）が設置されている。本法科大学院の学生は、大学院生として、学部学生よりも優先的に各施設を利用することができる。また、法学研究科の資料室（約380㎡）には、法学関係の大学の紀要や判例集を中心として、主として教員が研究用に利用する国内外の図書および雑誌が配架されている。本法科大学院の学生も、必要に応じてこれらの図書等を利用することができる。

- 4 本法科大学院の学生専用の資料室の管理運営は、法学研究科の資料室に配属されている2名の職員が担当し、資料の管理、図書の発注ならびに発注にかかる相談業務を行っている。これらの職員は、両名とも司書資格を有しており、折に触れ、法情報調査に関する講習を受けることで（2010年以降計3回、最近では、2012年5月8日、2013年4月4日にJurisとTKCの講習会にそれぞれ参加した）学生の学習支援の要請に応えられるように努めている【解釈指針10-1-1-4、10-1-1-7】。
- 5 常勤の専任教員には全員に個人別の教員室が整備されている。専任教員の研究室には、教員用机・椅子のほか、ソファ、応接台などの基本備品が備えられている。非常勤の教員には、共用の教員室が用意されている。教員室の備品（パソコン等）は、必要に応じて整備され、年度計画をたてて順次更新をしており、研究、教育の効果的な実施をはかっている。また、法科大学院の授業の資料作成に当たっては、主として、法学部棟7階の資料室内に設置された教材作成専用のコピー機が利用されている【解釈指針10-1-1-5】。
- 6 教員と学生間の面談については、専用のスペースは設けられていないものの、授業終了後の教室や教員の研究室をはじめとして、法曹養成専攻事務室内の共用スペース、研究科長室および各種の会議室などを適宜利用することにより、面談や意見交換が行われており、独立した十分なスペースが確保されている【解釈指針10-1-1-6】。
- 7 本法科大学院の事務は、専任の2名の職員のほか、法学部および法学研究科他専攻の事務職員計8名により共同で行われている。法科大学院専任の事務員が、講義計画等に基づいて共用の施設の利用、管理に直接携わるほか、上記の法学、他専攻の事務職員と相互に連携し、法学部や他学部と共用の各施設の利用について、各種委員会の委員および事務職員を通じてその管理に参画し、支障なく使用することができる状況にある【解釈指針10-1-1-7】。

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

第1に、本法科大学院は、比較的小規模であり、施設、設備等は他学部等と共用しながら、教育の効果をあげられるように機動的な管理運営を行っている。特筆すべき点として、自習室に学生1人ずつに専用の学習用の机が整備されている点、専用の資料室において学习上必要な資料が適切に整備され、休日也可以使用できる点、これらの諸施設が学生からアクセスしやすい場所に配置されている点、および授業用の資料を事前にダウンロードできるシステムが整備されている点等学習環境の整備が図られている点をあげることができる。第2に、全学の附属図書館である学術情報総合センター、法学研究科資料室もアクセスしやすい至近距離に位置しており、法科大学院資料室との有機的連携も確保されている。第3に、法学研究科資料室の2名の職員は、両名とも司書の資格を有するうえ、日頃より法情報調査等、必要な知識・技能の習得に努め、法科大学院の学生の学習支援の一翼を担っている。

### 2 課題

第1に、教室・自習室が設置されている1号館は若干老朽化が進んでいるが、全学的に無線LAN等の設備が整備されつつある。また、最近、内装工事により、従来改善要求のあったトイレの改修を進めることができた。自習室に配備されたパソコン・プリンターについては、定期的に更新されているが、一部に経年劣化がみられるものがある。能率的な学習を進めるための機器整備が検討されるべきである。第2に、現在のところ、在学生については十分な自習室のスペースが確保されているが、修了生にも自習のための十分なスペースを確保することを検討する必要がある。第3に、設備の利用時間の延長については、一部の学生から要望があるが、全学の管理体制との調整が必要であり、検討に時間を要する。なお、今後の予算状況の変化によっては、教員の研究活動に必要な図書予算が削減される可能性があり、その場合には早急に必要な予算を確保する方策を検討する必要がある。

## 第 1 1 章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 1 1 - 1 自己点検及び評価

##### 基準 1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

本法科大学院の教員間には、他法科大学院との競争にさらされている現状に鑑み、教育水準を下げれば優秀な学生・教員を確保できなくなり本法科大学院の存続が危ぶまれかねないという危機意識がある。したがって、各教員は、現状に安閑とすることなく不断に教育水準・能力の維持向上を高めるべき圧力の下におかれている。さらに、本法科大学院においては、教員と学生とのコミュニケーションが密であって、学生の要求や授業に対する評価等が教員に伝わりやすい。このような状況下で、法科大学院の目的・社会的使命に対する教員の自覚は強く、本法科大学院が所期の目的・社会的使命を果たしているかどうか、および本法科大学院が提供する教育の内容や水準に対する学生の評価はどのようなものかといった観点から、FD 活動（第 5 章参照）などを通じての検証・討議が日常的に行われてきている。これら日常的に行われている個々の教員の自覚と検証は重要な意義を有するものであるが、これらを踏まえて、本法科大学院は、定期的に総括的な自己点検および評価を行っている。

具体的には、本法科大学院には自己点検および評価を実施すべき機関として「自己評価委員会」が置かれている。自己評価委員会は、専攻長、副専攻長および 2 名以上の自己評価委員をもって組織される（法曹養成専攻自己評価委員会規程第 2 条）《資料 1101 参照》。自己評価委員会は、少なくとも 3 年に 1 度、本法科大学院における自己点検および評価を実施し、その結果に関する報告書を専攻会議の議を経て、公表するものとされている（同規程第 4 条第 1 項）《資料 1101 参照》。

同委員会が中心となって、平成 17 年度に、成績評価等、いくつかの事項に焦点を当てた報告書を作成した。平成 18 年度に、大学評価・学位授与機構が大学認証評価の目的で設置した評価項目を参考とし、同評価項目のすべてについてはじめて包括的な自己点検および評価を試みた。平成 19 年度に、平成 18 年度自己評価の結果を精査し、問題が見受けられた事項について改善を行った。平成 20 年度に、大学評価・学位授与機構の認証評価を受けるために自己評価を行った。さらに、平成 22 年度に、従前の点検を踏まえた上で、自己点検・評価の作業を行った《別添資料 12 平成 22 年度自己点検・評価報告書参照》。

これらの自己点検に当たっては、大学評価・学位授与機構による評価項目を参考として点検項目を設定しており、現時点の規程によれば、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力および配置の状況、および修了者の進

路および活動状況について適切な評価項目が設定されている(同規程第4条第2項)《資料1101参照》【解釈指針11-1-1-1】。

これらの結果ならびに改善策の検討は、適宜、専攻会議において行われており(同規程第6条)《資料1101参照》、改善策が実行されているものも少なくない。最近の例をあげるならば、平成22年度の自己点検において、授業アンケートの結果が学生に適切にフィードバックされていないのではないかとの疑念が生じた。そのため、FD委員会がこの問題について主導的に検討し(法曹養成専攻FD委員会規程第4条)《資料1102参照》、専攻会議での議論を経て、平成24年度から、各担当教員がアンケートの概要およびそれに対する対応策について文書で報告することとし、その内容を学生に提供することとなった【解釈指針11-1-1-2】。

また、上記で述べたとおり、法科大学院という制度ならびに本法科大学院設置の趣旨・目的に照らして本法科大学院の教育活動等が適切に行われているかどうかについての意見交換や反省等は日常的に実施されている(この中には、担当教員による面談、修了生に対するアンケートおよび毎学期ごとに教務委員が実施するアンケートなどが含まれる(基準7-1-1に係る状況、特に資料703および704参照))。このようにして様々なチャンネルを通して学生等から聴取されたものであって重要と思料される意見・苦情等については専攻会議や関係する委員会等に適宜伝達され、改善される体制となっている。例えば、学生から要望の強かった26穴式のパンチ器具については新規に資料室に配備されるなどの手当てがなされている。

さらには、本法科大学の抱える諸問題に対応することを目的として、これまでに3次にわたり、専攻長のもとで、特定の課題について検討するプロジェクト・チームがアドホックに設置されており(直近では平成24年9月法曹養成専攻会議決定)、そこでの検討の結果が、各委員会および専攻会議の議論に反映されている(基準5-1-1に係る状況参照)。

もっとも、自己点検および評価等の結果、問題として把握された事柄には、財政的・人的資源の不足に由来するものが多く、これらを改善できるかどうかは財政的・人的資源を法科大学院設置者等が拠出する意欲があるかどうか次第であることが多い(なお、平成22年度の自己評価において外部委員から指摘され、学生からも苦情の多かった1号館3階のトイレの問題については、平成24年度の改修工事において対応済みである(基準10-1-1に係る状況参照))。また、学生から要望の強かった学術情報総合センターの日曜開館については、平成25年度から実施されている)。この種の資源配分を法科大学院設置者に対して真摯に要求しつづけていくことが、本法科大学院として行いうる最善の努力であることが少なくない。

**資料 1101 法曹養成専攻自己評価委員会規程（抜粋）**

（組織及び任命）

**第2条** 委員会は、専攻長、副専攻長、法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）の構成員の中から専攻会議により選出された2名の自己評価委員、及び、次項の規定する自己評価委員が選出された場合はその委員をもって組織する。委員長は互選によって決する。

**2** 専攻会議は、必要に応じ、さらに自己評価委員を選出することができる。

（自己点検及び評価に関する活動）

**第4条** 委員会は、少なくとも3年に1度本専攻内の自己点検及び評価を実施し、その結果の報告書を専攻会議の議を経て、公表するものとする。

**2** 委員会は、前項の自己点検及び評価を行うに当たり、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、並びに修了者の進路及び活動状況について適切な項目を設定し実施するものとし、また、結果の報告書には、本専攻における教育活動を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等を示すものとする。

**3** 委員会は、自己点検及び評価の結果について、本学職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者による検証を行うものとする。

（専攻会議への提案・報告）

**第6条** 委員会は、前2条の任務に関して、専攻会議に提案又は報告する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

**資料 1102 法曹養成専攻FD委員会規程**

（任 務）

**第4条** 委員会は、本専攻におけるFD活動（教員の職業的な資質向上のための活動）を支援するため、次の事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じる。

- (1) 授業運営の改善に関する事項
- (2) 適正な成績評価に関する事項
- (3) 学生との意思疎通に関する事項
- (4) 成績向上のための措置に関する事項
- (5) 専攻長又は専攻会議によりFD委員会に付託された事項
- (6) その他FD活動に関する一切の事項

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

### 基準 11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-2 に係る状況)

法曹養成専攻自己評価委員会規程 4 条第 3 項によれば、自己評価委員会は、自己点検および評価の結果について、本学職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者による検証を行うものとされている《資料 1103 参照》【解釈指針 11-1-2-1】。

本法科大学院としては、平成 22 年度に本自己点検および評価を実施し、その結果について、関西学院大学法科大学院教授 1 名、大阪弁護士会所属弁護士 2 名の方々に外部委員を委嘱し、検証を受けた。

なお、本法科大学院は、設置後 5 年目に当たる平成 20 年度に、大学評価・学位授与機構の認証評価を受け、同機構が定める法科大学院評価基準に適合している、との評価結果を得た。この認証評価では、(1) 十分な教育・研究経験もしくは実務経験を有する教員によって、きめ細かい丁寧な授業が行われていることに加えて、(2) 文部科学省の法科大学院形成支援経費の交付が終了した後も、授業科目「中小企業向け法律相談」および「中小企業法」を継続して開講し、創設理念に掲げた「市民のための法律家の養成」に努めていること、(3) 学生への経済的な援助措置として特待生制度と授業料減免・分納制度が設けられていること、(4) 一人一機の自習室を備えていること、(5) 資料室に司書の資格および法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されていること等が、優れた点として評価された。

#### 資料 1103 法曹養成専攻自己評価委員会規程（抜粋）

(自己点検及び評価に関する活動)

**第 4 条** 委員会は、少なくとも 3 年に 1 度本専攻内の自己点検及び評価を実施し、その結果の報告書を専攻会議の議を経て、公表するものとする。

2 委員会は、前項の自己点検及び評価を行うに当たり、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、並びに修了者の進路及び活動状況について適切な項目を設定し実施するものとし、また、結果の報告書には、本専攻における教育活動を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等を示すものとする。

3 委員会は、自己点検及び評価の結果について、本学職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者による検証を行うものとする。

【出典：別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集】



11-2 情報の公表

**基準 11-2-1**

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに教育活動等の状況に関する自己点検および評価の結果については、下記の通り、法科大学院のホームページ等で公表されている【解釈指針 11-2-1-1】。また、各事項の概要については、毎年発行するパンフレット《別添資料 6 大阪市立大学ロースクールパンフレット参照》および募集要項《別添資料 7 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項参照》にも記載している。パンフレットは学内説明会および学外の合同説明会において配布されるほか、希望者は来訪・郵送等により入手可能である。また法科大学院を紹介する冊子においても上記内容の概要が公表されており、新聞・雑誌等の取材にも積極的に応じている。

- ・ 設置者：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/gaiyou01.html>
- ・ 教育の理念及び目標：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/gaiyou01.html>
- ・ 教育上の基本組織及び教員組織：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/staff.html>
- ・ 収容定員及び在籍者数：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu00.html>
- ・ 入学者選抜：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/senbatu01.html>
- ・ 標準修業年限：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>
- ・ 教育課程及び教育方法：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu01.html>
- ・ 成績評価、進級及び課程の修了：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu02.html>
- ・ 学費及び奨学金等の学生支援制度：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/tuition.html>
- ・ 修了者の進路及び活動状況：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cu00.html>
- ・ 自己評価報告書：<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/jikohyouka.html>

各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料として、すべての教員の最近5年間における教育上又は研究上の主要業績およびその専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動について、本法科大学院のウェブサイトで公表している（大阪市立大学ウェブサイト「研究者要覧」<http://rdbsv02.osaka-cu.ac.jp/search/index.html>参照）【解釈指針 11-2-1-2】

**基準 1 1 - 2 - 2**

**評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。**

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院は、自己評価の基礎となる情報については、自己評価委員会が、自己点検・評価作業の過程において、研究科の組織体制上各々の事項に関する資料を保管する教員および事務職員から調査・収集を行い、必要に応じて、収集した情報を整理・加工し本評価書の作成に使用できるものとしている。

これらの収集、整理・加工した情報および文書については、それぞれファイルとして整理し、当該年度の自己評価報告書の付属資料として法曹養成専攻事務室において保管している【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】。

「公立大学法人大阪市立大学公文書管理規則」(平成 18 年 4 月 1 日規程第 5 号)第 34 条は、公文書の保存期間について、その区分ごとに定めをおいており、「学生の入学、卒業および修了の決定並びに学位の授与に関するもの」については永年、「学生の異動に関するもの」については 10 年、および「大学の授業又は試験に関するもの」について 5 年の保存期間が定められている(別表第 2)。法学研究科では、「評価に際して用いた文書」の保管については特別に、評価を受けた年から 5 年間は、事務職員の法科大学院担当者を管理担当者として法曹養成専攻事務室で保管することとしている。とくに、答案等の保管については、少なくとも 5 年間適切に保管することとしている(平成 16 年 9 月専攻会議決定事項)。

評価の基礎となる情報については、以上のように、評価機関の求めがあればすみやかに提出できる状態で保管されている【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】。

## 2 特長及び課題等

### 1 特長

自己評価委員会およびFD委員会が中心となって、自己点検および評価の結果を活用して具体的な教育活動の改善につなげる例が少なくなく、自己点検および評価活動が適正に機能しているものといえる。また、学生の定員や教員数がそれほど多くないこともあって、様々なチャンネルを通して意見・苦情等がくみ取られており、これに基づいて各種の対応策がとられている。

### 2 課題

法曹養成専攻会議ほか、委員会等において審議すべき事項が多く、研究および教育に費やすべき時間をいかにして確保するかが課題となっている。また、自己点検および評価等の結果、問題として把握された事柄には、財政的・人的資源の不足に由来するものが多く、これらを改善できるかどうかは財政的・人的資源を法科大学院設置者等が拠出する意欲があるかどうか次第であることが多い。この種の資源配分を法科大学院設置者に対して真摯に要求しつづけていくことが課題である。



## 法科大学院認証評価別添資料

- 1 法学研究科法曹養成専攻規程集
- 2 法学研究科法曹養成専攻便覧
- 3 シラバス
- 4 時間割
- 5 履修者数一覧表
- 6 大阪市立大学ロースクールパンフレット
- 7 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項
- 8 入学者選抜試験問題【2年短縮型法律科目試験問題】
- 9 法学研究科教授会規程
- 10 法学研究科・法学部運営規程
- 11 法学研究科教員選考手続規程
- 12 平成22年度 自己点検・評価報告書
- 13 修了生の活動状況資料
- 14 成績分布データ

様式1 開講授業科目一覧

様式2 学生数の状況

様式3 教員一覧

様式4 科目別専任教員一覧